

加東市地域防災計画

【資料編】

令和6年

加東市防災会議

目 次

1 条例関係	
1-1 加東市防災会議条例	1
1-2 加東市防災会議委員構成	3
1-3 加東市災害対策本部条例	5
1-4 加東市災害弔慰金の支給等に関する条例	6
1-5 加東市災害対策基金条例	9
1-6 加東市防災備蓄倉庫条例	10
1-7 災害対策基本法＜抜粋＞	11
1-8 加東市災害見舞金等支給規則	14
2 災害危険箇所関係	16
2-1 重要水防箇所一覧	16
2-2 要監視ため池一覧【県農政環境部所管】	19
2-3 要監視ため池判定基準【県農政環境部所管】	21
2-4 堤高15m以上の農業用ため池・ダム一覧	22
2-5 崩壊土砂流出危険地区	23
2-6 地すべり防止区域及び地すべり危険地区	25
2-7 山腹崩壊危険地区	25
2-8 宅地造成工事規制区域の指定状況【県土整備部建築指導課（加東土木事務所）所管】	26
2-9 土砂災害警戒区域（特別警戒区域含む）【県土整備部土木局砂防課（加東土木事務所）所管】	27
2-10 孤立の可能性がある集落等	33
2-11 危険物等施設数一覧	34
2-12 災害履歴	35
2-13 雨量の観測所	40
2-14 水位の観測所	41
2-15 量水標	42
2-16 主な排水樋門等	43
3 情報収集伝達・広報関係	45
3-1 災害時の広報文例	45
3-2 関係機関等の連絡先一覧	56
3-3 気象庁震度階級関連解説表	61
3-4 被害程度認定基準	66
3-5 調査事項・報告先一覧	72
3-6 県への要請事項・報告先一覧	73
3-7 地震観測点	74
3-8 雨の強さと降り方（気象庁）	74
3-9 風の強さと吹き方（気象庁）	75
4 応援協定関係	77
4-1 主な協定一覧	77
5 消防関係	81
5-1 消防の体制	81
5-2 消防機関の現有設備	82
6 医療関係	83
6-1 医療施設一覧	83
6-2 災害時の医薬品等の供給体制	83
7 避難所関係	84
7-1 避難所一覧	84
8 交通規制・緊急輸送関係	86
8-1 異常気象時の通行規制区間及び通行規制基準	86

8-2 緊急通行車両確認申出書の様式	87
8-3 緊急通行車両確認証明書の様式	88
8-4 緊急通行車両標章の様式	89
8-5 緊急輸送道路一覧（県・市指定）	90
8-6 緊急輸送道路ネットワーク図	91
8-7 兵庫県消防防災ヘリコプター臨時離発着場一覧	91
8-8 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書の様式	92
9 水・食料・物資関係	93
9-1 防災備蓄資器（機）材及び備蓄物資一覧	93
9-2 災害対策用機械配備状況	97
9-3 給水用施設の貯蔵水量及び給水用資機材の保有状況	97
9-4 仮設トイレの調達先及び災害用トイレの供給者一覧	98
9-5 環境衛生関係施設	98
10 医療・保健・福祉関係	99
10-1 要配慮者利用施設	99
11 建築物関係	103
11-1 応急仮設住宅建設候補地一覧	103
12 災害救助法関係	104
12-1 災害救助法による救助の基準	104
12-2 災害救助事務フローチャート	109
13 復旧・復興関係	110
13-1 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付基準	110
13-2 県災害援護金等の支給基準	112
13-3 災害見舞金及び死亡弔慰金の概要	114
13-4 被災者生活再建支援制度の概要	115
13-5 生活福祉資金の貸付基準	116
13-6 兵庫県（住宅再建共済制度・家具再建共済）制度の概要	119
13-7 り災証明書の様式	120
13-8 り災証明書等が必要となる主な支援制度	128
14 文化財関係	129
14-1 指定文化財（有形）一覧	129
15 防災基盤整備事業	133
15-1 防災基盤整備事業	133
15-2 地震防災緊急事業5箇年計画	133
付図	134
1 浸水想定区域図	135
2 土砂災害危険箇所位置図	141
3 重要水防箇所等位置図	147
4 避難所位置図	153
5 防災（水防）関連施設位置図	159

1 条例関係

1-1 加東市防災会議条例

加東市防災会議条例

平成 18 年 3 月 20 日

条例第 137 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、加東市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 加東市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
 - (4) 市の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務
- (平 23 条例 5・平 24 条例 24・一部改正)

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長、副会長及び委員 35 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 副会長は、副市長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 加東市を警備区域とする陸上自衛隊の隊員のうちから部隊長が指名する者
 - (3) 兵庫県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 兵庫県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (5) 北はりま消防組合の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (6) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (7) 教育長
 - (8) 病院事業管理者
 - (9) 消防団長
 - (10) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

7 前項第 10 号から第 12 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任することができる。

(平 19 条例 1・平 23 条例 5・平 24 条例 24・平 28 条例 56・平 30 条例 1・一部改正)
(処分、手続き等の効力に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に市長がした処分、手続その他の行為のうち、病院事業管理者の権限に属する事務であるものについては、施行日以後は病院事業管理者がした処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日前になされた市長に対する申請、届出その他の行為のうち、病院事業管理者の権限に属するものについては、施行日以後は病院事業管理者に対してなされた申請、届出その他の行為とみなす。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、陸上自衛隊自衛官、兵庫県の職員、市の職員、関係

指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のあるもののうちから市長が委嘱する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 2 日条例第 1 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 7 日条例第 5 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 9 月 11 日条例第 24 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱する第 1 条の規定による改正後の加東市防災会議条例第 3 条第 6 項第 10 号の委員の任期は、同条第 7 項本文の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 28 年 12 月 22 日条例第 56 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 1 日条例第 1 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

1-2 加東市防災会議委員構成

区分		機関名	役職名
会長		加東市	市長
副会長			副市長
1号	指定地方行政機関のうちから市長が委嘱する者	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	所長
		農林水産省近畿農政局 鴨川・大川瀬ダム管理所	所長
2号	加東市を警備区域とする陸上自衛隊の隊員のうちから部隊長が指名する者	陸上自衛隊青野原駐屯地	第8高射特科群 第340高射中隊長
3号	兵庫県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者	兵庫県北播磨県民局	局長
4号	兵庫県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者	兵庫県加東警察署	署長
5号	北はりま消防組合の職員のうちから市長が委嘱する者	北はりま消防組合加東消防署	署長
6号	市長がその部内の職員のうちから指名する者	加東市	技監
			まちづくり政策部長
			総務財政部長
			市民協働部長
			健康福祉部長
			上下水道部長
			教育振興部長
			こども未来部長
			会計管理者
			議会事務局長
			委員会事務局長
			都市整備部長
			産業振興部長
			病院事業部事務局長
7号	教育長		病院事業部看護部看護課長
			健康福祉部健康課長
8号	病院事業管理者	加東市民病院	教育長
9号	消防団長	加東市消防団	病院事業管理者
10号	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者	関西電力送配電㈱ 姫路本部 社配電営業所	団長
		西日本電信電話㈱ 兵庫支店 設備部 災害対策室	所長
		西日本旅客鉄道㈱神戸支社	次長
			加古川線線区長

区 分		機 関 名	役 職 名
10号	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者	大阪ガスネットワーク㈱ 兵庫事業部地域開発チーム	マネジャー
		神姫バス㈱ 社営業所	所長
		一般社団法人兵庫県トラック協会 北播支部	支部長
		一般社団法人小野市・加東市医師会	理事
		西日本高速道路㈱ 関西支社 福崎高速道路事務所	所長
11号	自主防災組織又は学識経験者	加東市区長会	社地区代表区長
		加東市民生児童委員連合会	会長

1-3 加東市災害対策本部条例

加東市災害対策本部条例

平成 18 年 3 月 20 日
条例第 138 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、加東市災害対策本部(以下「災害対策本部」)に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成 24 条例 24・一部改正)

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長が指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 11 日条例第 24 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

1-4 加東市災害弔慰金の支給等に関する条例

加東市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 18 年 3 月 20 日
条例第 108 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、当市の区域内に住所を有していた者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とする。

2 前項の遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)の順位は、死亡者の死亡当時において、主として死亡者の収入により生計を維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後ろにする。この場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母

3 前項後段の場合において、同順位の父母については養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

4 遺族が遠隔地にある場合又はその他の事情により前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

5 前各項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(平 23 条例 22・一部改正)

(災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第 6 条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第 4 条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第 7 条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第 2 条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長等の避難の指示等に従わなかったことその他の特別の事情があるため市長が支給を不適当と認めた場合
(支給の手続)

第8条 災害弔慰金の支給の手続については、規則で定める。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1箇月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年以内(令第7条第2項括弧書で定める場合は、5年以内)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帶して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(令元条例3・一部改正)

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

(令元条例 3・令元条例 12・一部改正)

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の社町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年社町条例第 31 号)、滝野町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年滝野町条例第 10 号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年東条町条例第 30 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第 4 条の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

附 則(令和元年 6 月 3 日条例第 3 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の加東市災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 新条例第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の適用の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年 9 月 4 日条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の加東市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、令和元年 8 月 1 日から適用する。

1-5 加東市災害対策基金条例

加東市災害対策基金条例

平成 18 年 5 月 12 日
条例第 190 号

(設置)

第 1 条 自然災害及び大規模な火災や突発重大事故等の人為的災害から住民の生命と財産を守るためにその予防対策、復旧対策、復興対策等を円滑に推進するため、加東市災害対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 災害義援金等として指定された寄付金のうち、市長が定める額
- (2) 基金から生ずる収入額
- (3) 予算で定める額

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、基金設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 18 年 3 月 20 日から適用する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前に合併前の滝野町災害対策基金条例(平成 17 年滝野町条例第 11 号)に基づく基金に属していた現金、有価証券その他の財産は、この条例に基づく基金に属するものとする。

1-6 加東市防災備蓄倉庫条例

加東市防災備蓄倉庫条例

平成 18 年 3 月 20 日
条例第 140 号

(設置)

第 1 条 災害等の非常時に住民の防御活動を行うための資機材を保管するため、防災備蓄倉庫を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 防災備蓄倉庫の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(令和元年 9 月 4 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表河高防災備蓄倉庫の項の改正規定は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 2 日条例第 2 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

(令元条例 10・令 5 条例 2・一部改正)

名称	位置
中央防災備蓄倉庫	加東市社 66 番地 1
社地区防災備蓄倉庫	加東市家原 12 番地 35
福田地区防災備蓄倉庫	加東市沢部 613 番地 5
米田地区防災備蓄倉庫	加東市上久米 253 番地 10
上福田地区防災備蓄倉庫	加東市上三草 985 番地 2
鴨川地区防災備蓄倉庫	加東市下鴨川 209 番地 1
上滝野防災備蓄倉庫	加東市上滝野 1167 番地 5
滝野南防災備蓄倉庫	加東市高岡 1013 番地 1
北野防災備蓄倉庫	加東市北野 791 番地
東条東防災備蓄倉庫	加東市掎鹿谷 56 番地
東条西防災備蓄倉庫	加東市吉井 266 番地 2

1-7 災害対策基本法＜抜粋＞

(昭和36年法律第223号)

(目的)

第1条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に發揮するよう努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(地方公共団体相互の協力)

第5条の2 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するよう努めなければならない。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)

第6条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのつとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

(住民等の責務)

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのつとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのつとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのつとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するよう努めなければならない。

(市町村防災会議)

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

- 3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適當又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。
- 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（都道府県災害対策本部）

第23条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

- 2 都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。
- 3 都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。
- 4 都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。
 - 一 当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - 二 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿つて災害予防及び災害応急対策を実施すること。
 - 三 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- 5 都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（市町村災害対策本部）

第23条の2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 - 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

- 二　当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿つて災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5　市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあって当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6　市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7　前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8　前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

1-8 加東市災害見舞金等支給規則

加東市災害見舞金等支給規則

平成 21 年 3 月 9 日
規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市内において発生した災害により被害を受けた市民に対して災害見舞金及び死亡弔慰金（以下「災害見舞金等」という。）を支給することに關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象により生ずる被害及び火災をいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に居住し、住民基本台帳又は外国人登録原票に記録されている者をいう。
- (3) 遺族 加東市災害弔慰金支給等に関する条例（平成 18 年加東市条例第 108 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定による者をいう。
- (4) 住家 現実に自己の居住のために使用している建物（工場、店舗及び事務所等兼用住宅についてはその居住関係部分、集合住宅等においてはその専用部分をいう。）で、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。

（平成 24 規則 26・一部改正）

(災害見舞金等の支給)

第 3 条 市長は、市の区域内で災害が発生した場合において、災害見舞金等を支給することが適當であると認めたときは、当該被災世帯主若しくはこれに準ずる者又は遺族に対して災害見舞金等を支給するものとする。

2 災害見舞金等の支給額等は、別表のとおりとする。ただし、特別な事情がある場合は、別に定めるところによる。

(届出)

第 4 条 災害見舞金等の支給を受けようとする被災者又は関係者（以下「被災者等」という。）は、被災申告書（別記様式）により、市長に届け出るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、市において被害の状況が把握できるものについては、当該届出を省略することができる。

(被害認定)

第 5 条 市長は、第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合の被害認定（以下「被害認定」という。）を、前条の届出により、調査のうえ行うものとする。

2 被害認定は、災害の被害認定基準（平成 13 年府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び災害報告取扱要領（昭和 45 年消防防第 246 号消防庁長官通知）又は火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）に基づいて行うものとする。

(災害見舞金等の返還)

第 6 条 市長は、偽りその他不正な手段により災害見舞金等を受給した者があるときは、その者に対し、既に支給した災害見舞金等の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(支給の制限)

第 7 条 災害見舞金等は、被災者の故意又は重大な過失により生じた場合は支給しない。

2 第 3 条第 2 項に規定する死亡弔慰金は、条例の規定により災害弔慰金が支給される場合は支給しない。

3 前項に規定する災害弔慰金又は死亡弔慰金が支給される場合において、当該死者が居住する住家に災害見舞金を支給すべき被害があつても同居の世帯員がいない場合は支給しない。

(その他)

第 8 条 この規則の施行に關し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 5 日規則第 26 号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 30 年 8 月 20 日規則第 30 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の加東市災害見舞金等支給規則の規定は、平成 30 年 7 月 5 日から適用する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 14 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則に基づく様式（次項において「旧様式」という。）でなされた申出、申請等は、この規則による改正後の各規則に基づく様式でなされた申出、申請等とみなす。

- 3 この規則の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第 3 条関係）

（単位 円）

（平 30 規則 30・一部改正）

種別	支給区分	金額	摘要
災害見舞金	住家の全焼、全壊又は流出	100,000	
	住家の半焼又は半壊	50,000	
	住家の床上浸水	50,000	
	住家の床下浸水	15,000	
	住家の水損	30,000	消防活動により家財道具等に著しく被害を受けたもの
死亡弔慰金	死亡（1 人につき）	100,000	負傷後に死亡した者を含む

備考 住家の被害について、2 以上の支給区分に該当する場合は、支給額の高い区分を適用する。

2 災害危険箇所関係

2-1 重要水防箇所一覧

1 國土交通省（姫路河川国道事務所）直轄

(1) 加古川左岸

河川	重要水防箇所							
	岸別	延長m	距離杭	地先名	種別	重要度	備考	地図番号
加古川	左	200	25.50～25.70km	西古瀬	越水(溢水)	A		
	左	200	25.70～25.90km	西古瀬	越水(溢水)	B	無堤区間	
	左	200	25.90～26.10km	西古瀬	越水(溢水)	A	無堤区間	
	左	600	26.10～26.70km	西古瀬	越水(溢水)	B	無堤区間	
	左	1ヶ所	26.87km	西古瀬	工作物	A	西古瀬樋門	
	一	1ヶ所	27.80km	大門	工作物	B	大門橋	
	左	200	27.90～28.10km	大門	越水(溢水)	A		
	左	200	28.10～28.30km	大門	越水(溢水)	B	無堤区間	
	左	100	28.00～28.10km	大門	水衝・洗掘	A		
	左	200	30.10～30.30km	野村	越水(溢水)	B		
	左	200	30.70～30.90km	貝原	越水(溢水)	B		
	一	1ヶ所	30.70km	貝原	工作物	B	福田橋	
	左	200	30.90～31.10km	貝原	越水(溢水)	A		
	左	200	31.10～31.30km	貝原	越水(溢水)	B		
	左	800	31.30～32.10km	西垂水	越水(溢水)	A		
	左	100	31.80～31.90km	西垂水	堤体漏水	A	目視点検でd判定 (31.8k+40m)	
	左	100	31.90～32.00km	河高	水衝・洗掘	A		
	左	200	32.10～32.30km	河高	越水(溢水)	B		
	左	800	32.50～33.30km	穂積	越水(溢水)	A	無堤区間	
	左	100	32.80～32.90km	穂積	堤体漏水	A	目視点検でd判定 (32.8k)	
	左	1,000	33.30～34.30km	北野	越水(溢水)	B	無堤区間	
	一	1ヶ所	33.80km	北野	工作物	B	滝野大橋	
	一	1ヶ所	34.60km	新町	工作物	B	滝見橋	
	左	100	35.20～35.30km	多井田	堤体漏水	A	目視点検でd判定 (35.2k+90m)	
	左	800	35.30～36.10km	多井田	越水(溢水)	A	無堤区間	
	左	100	36.30～36.40km	西脇市 高松町	越水(溢水)	B		

※ 重要度は、水防計画（重要水防箇所評定基準）を参照

(2) 加古川右岸

河川	重 要 水 防 箇 所							
	岸別	延長m	距 離 杭	地先名	種別	重要度	備 考	地図番号
加古川	右	200	30. 70～30. 90km	河高	越水（溢水）	A	無堤区間	
	右	1, 000	30. 90～31. 90km	河高	越水（溢水）	B		
	右	1, 600	31. 00～32. 60km	河高	堤体漏水	B		
	右	1, 600	31. 00～32. 60km	河高	基礎地盤漏水	B		
	右	800	31. 90～32. 70km	河高	越水（溢水）	A		
	右	1, 000	32. 70～33. 70km	下滝野	越水（溢水）	B		
	右	1, 600	33. 70～35. 30km	上滝野	越水（溢水）	A	無堤区間	
	右	600	35. 50～36. 10km	上滝野	越水（溢水）	B	無堤区間	
	右	200	36. 10～36. 30km	上滝野	越水（溢水）	A	無堤区間	
	右	100	36. 30～36. 40km	西脇市板波町	越水（溢水）	B	無堤区間	

※ 重要度は、水防計画（重要水防箇所評定基準）を参照

(3) 東条川

河川	重 要 水 防 箇 所							
	岸別	延長m	距 離 杭	地先名	種別	重要度	備 考	地図番号
東条川	右	300	0. 00～0. 30km	西古瀬	越水（溢水）	A	合流点、無堤区間	1
	右	100	0. 40～0. 50km	西古瀬	水衝・洗掘	A		2

※ 重要度は、水防計画（重要水防箇所評定基準）を参照

2 県土整備部（加東土木事務所）所管

(1) 社地域

河川	重要水防箇所						
	岸別	延長m	地点	危険理由	対策工法	区域	地図番号
千鳥川	右	500	木梨、藤田 落合橋～藤田橋	堤防高	2-A	積土俵	A 39
三草川	右	100	山口 山口橋上流	堤防高	4-A	積土俵	A 40

(2) 東条地域

河川	重要水防箇所						
	岸別	延長m	地点	危険理由	対策工法	区域	地図番号
東条川	右	600	松沢 新橋下流	工作物	4-要	積土俵	要 27
	右	200	松沢 新橋上流	堤防高	3-要	積土俵	要 28
	右	400	掎鹿谷 大岩橋上下流	洗掘	2-要	木流し	要 29
	左	300	長井 曜雲橋上下流	洗掘	2-要	木流し	要 30
	左	400	長井 雲龍橋上流	洗掘	2-要	木流し	要 31
	右	600	黒谷 雲龍橋上下流	洗掘	2-要	木流し	要 32
	右	300	古家、常田 住吉橋上下流	洗掘	1-要	木流し	要 33
	左	500	貞守、少分谷 一ノ井堰下流	工作物	3-B	積土俵	B 34
	左	150	少分谷 上橋上下流	堤防高	2-A	積土俵	A 35
	右	500	西戸 上橋上下流	堤防高	2-A	積土俵	A 36
鴨川	左	600	古家 井船橋～東条川合流点	堤防高	2-B	積土俵	B 37
	右	550	黒谷 井船橋～東条川合流点	堤防高	2-B	積土俵	B 38

※ 危険理由及び区域は、水防計画（重要水防箇所指定基準）を参照

2-2 要監視ため池一覧【県農林水産部所管】

(令和5年5月29日現在)

ため池防災支援 システム番号	ため池の名称	所在地	ため池の諸元		
			堤高(m)	堤長(m)	総貯水量(千m³)
282280005	カゴ池	平木1191	5.0	14	2
282280006	越道池	平木越道1214	5.0	70	7
282280007	新池	平木宮ノ前806	10.0	49	2
282280010	南池	平木小南80	3.0	65	2
282280011	藪ヶ谷池	平木焼尾1210	4.0	150	3
282280012	サラ池	平木上中604	4.0	34	2
282280016	北谷池	平木大北826	4.0	46	1
282280019	坂池	平木北坂1122	3.0	32	1
282280023	東谷新池	馬瀬北567	9.5	50	10
282280028	アナセ上池	畠穴無所615	5.0	30	5
282280030	口ナシ池	畠築池626	7.0	30	7
282280036	穴うせ池	廻渕宮西池104	5.2	30	5
282280044	藤治池	廻渕藤地ヶ池235	4.5	60	8
282280046	小屋谷池	廻渕南谷308	3.2	40	2
282280048	サ力谷池	廻渕南谷309	2.0	24	1
282280052	北池	池之内高谷137	8.0	100	20
282280062	大歳池	上久米大年ノ下72	5.0	40	4
282280068	谷田口池	上久米南山1361-1	5.0	40	7
282280069	谷田中池	上久米南山1702	2.0	40	2
282280070	谷田上池	上久米南山1704	5.0	50	6
282280071	滝池	上久米南小谷713	8.0	70	20
282280072	皿池	上久米南小谷714	5.0	50	10
282280077	高畠池	上久米北山1763-81	12.0	60	9
282280085	大池	上久米柳ヶ谷1721	4.6	23	62
282280087	東谷中池	下久米坂谷1280	6.0	52	12
282280089	東谷口池	下久米坂谷1290-2	6.0	6	14
282280091	奥の池	下久米鹿野349	6.0	60	7
282280092	菅谷口池	下久米菅谷191	8.0	70	40
282280094	岩池	下久米西鹿野395	6.0	30	6
282280095	奥池	下久米西鹿野409	6.0	38	6
282280096	平池	下久米西鹿野410	6.0	38	6
282280099	トクベー中池	下久米大谷1527	3.0	50	2
282280100	トクベー奥池	下久米大谷1528	7.0	30	5
282280101	ビワコ谷西池	下久米大谷1530	5.0	40	6
282280103	新池口池	下久米田中627	6.0	42	8
282280105	三ツ池	下久米田中634	4.0	34	4
282280111	奥新池	下久米北鹿野392	8.0	42	40
282280122	切れ池	山国キレ池2008	4.3	72	8
282280127	王子ヶ池	山国王子池2026	9.9	276	150
282280128	口ノ森池	山国口ノ森2010	7.0	143	50
282280140	平池	東古瀬防ノ下453-1	2.6	776	76
282280151	新池	東実東山105-81	5.8	84	37
282280158	更池	沢部北山172-1	3.9	361	27
282280161	大池	大門北池ノ尻311	4.5	478	62
282280166	鳥居池	鳥居操鳴400-1	3.5	400	52
282280167	貝原池	貝原鍵池356	3.5	848	84
282280168	上池	西垂水中之池111	2.8	517	23
282280169	下池	西垂水東下り181-1	2.5	578	30
282280170	カセ池	木梨原南山1134-69	3.0	180	14
282280172	ミツ池	木梨原南山1134-74	3.5	40	1
282280173	谷池	木梨原南山1134-75	5.5	43	4
282280180	二の谷池	藤田ミトロ口1180	5.2	36	6

ため池防災支援 システム番号	ため池の名称	所在地	ため池の諸元		
			堤高(m)	堤長(m)	総貯水量(千m³)
282280181	一ノ谷下池	藤田一ノ谷口1232	8.0	64	10
282280195	熊谷池	喜田熊谷501-1	10.5	111	79
282280196	皿池	喜田皿池505	4.4	59	25
282280197	中の池	喜田中ノ谷494	4.6	130	69
282280210	慈丘上池	上三草慈丘120	3.0	15	1
282280211	慈丘下池	上三草慈丘121-1	3.0	10	1
282280220	谷池	下三草東山10	2.0	20	1
282280221	又池	下三草東山1-82	2.0	15	1
282280228	奥ノカチ池	牧野奥ノカチ1857	1.7	40	2
282280237	小袋池	吉馬小袋谷1849-15	5.0	30	10
282280240	曾我新池	曾我鍋子646	6.8	92	44
282280246	聖神池	多井田長坂645	6.0	75	33
282280260	鷺谷長池	上滝野鷺谷141	6.5	51	51
282280261	鷺谷新池	上滝野鷺谷142	9.0	75	19
282280262	ヌタバ池	下滝野ヌタバ1276-1	9.0	45	16
282280263	下滝野明治池	下滝野下ノ山1275-48	10.9	75	93
282280268	高倉大池	光明寺奥道通り345	6.8	90	10
282280269	明治池	光明寺丸山320	8.1	71	42
282280271	上東谷池	光明寺東名谷63-1	3.2	36	2
282280283	皿池	河高市ノ瀬342	7.0	60	106
282280286	藤五郎池	高岡市坂935-1	2.8	83	27
282280288	西新池	高岡西山2446-1	3.7	440	60
282280289	西平池	高岡西平池下1768	3.0	388	80
282280290	天神池	高岡天神池西2321	3.3	85	21
282280291	東平池	高岡東平池2034-1	4.1	423	43
282280292	三谷池	黒谷更池1033	6.3	65	13
282280295	上手ヶ谷上池	黒谷上手ヶ谷北1206-6	2.5	45	1
282280296	神子谷池	黒谷神子谷1212	5.7	45	5
282280297	皿池	黒谷更池1034	2.2	38	2
282280306	中の池 (常田)	秋津西山2007	4.2	82	10
282280311	八幡池	秋津前垣2035	4.1	203	12
282280314	中ノ池	秋津池ノ谷2022	5.7	57	4
282280315	奥ノ池 (古家)	秋津池ノ谷2023	7.9	42	9
282280316	白坂池	秋津池ノ谷2027	3.8	24	3
282280321	片嶋下池	秋津白坂2017	2.9	28	1
282280322	馬塚池	秋津白坂2019	3.7	84	4
282280324	狐谷池	少分谷辻山462-12	12.7	108	33
282280327	口ノ池	少分谷三尾山464-18	13.4	59	15
282280329	順三池	長貞塩ヶ谷1741	5.0	49	1
282280348	辻の堂池	天神辻の堂1074	5.0	36	3
282280357	イヤガ池 (黒石)	永福イヤガ谷1716	2.8	27	2
282280365	王子ヶ池	永福王子ノ谷1712	3.9	28	1
282280368	松ヶ谷池	永福岩ヶ谷691	7.1	67	9
282280371	岩逸池	永福岩ヶ谷729	5.0	47	2
282280387	奥ノ池	永福中ノ池558	5.2	59	7
282280388	藤池	永福藤池1526	4.6	50	3
282280390	池ヶ谷奥池 (長谷)	永福畠ヶ谷376	8.1	67	3
282280393	坊の谷口池 (長谷)	永福坊ノ谷173	4.0	40	3
282280399	足笠池	横谷寛長493	3.9	51	3
282280406	新池 (横谷)	横谷水谷555	5.0	24	2
282280407	広谷池	横谷水谷557	2.3	51	2
282280409	五大力池	岩屋イヤノ坂550-3	3.4	33	1
282280412	裏池	岩屋柳谷563-2	9.3	75	29
282280416	池の谷奥池	岡本トノガチ1590	4.0	30	2
282280420	カイモチ池	岡本赤法師1622	4.6	60	7

ため池防災支援 システム番号	ため池の名称	所在地	ため池の諸元		
			堤高(m)	堤長(m)	総貯水量(千m³)
282280422	池の谷中池	岡本池ノ谷1587	3.7	36	2
282280425	三昧谷奥池	岡本片山1081-20	5.3	34	4
282280426	三昧谷口池	岡本片山1081-24	5.2	55	6
282280434	岩ヶ谷池	新定岩ヶ谷1833	3.1	39	1
282280439	寺池	新定寺谷854	8.3	75	5
282280443	真谷大池	新定真谷1849	5.6	55	8
282280444	真谷奥池	新定真谷1854	4.8	38	2
282280445	真谷口池	新定真谷1857	3.1	39	2
282280446	西谷池	新定西谷2097	6.3	72	10
282280447	小池ヶ谷池	新定大福134	4.0	23	4
282280452	池の谷口の池	新定池の谷1453	5.9	27	4
282280455	田畠池	新定田畠1581	4.3	52	5
282280456	田畠奥池	新定田畠1585-1	5.4	71	22
282280464	シダガ谷池	大畠シダガ谷537-19	5.3	37	3
282280471	中ノ池	大畠中ノ池1495	8.5	83	47
282280474	大峰池	大畠流田398-1	12.5	80	45
282280475	イノコ谷池	栄枝イノコ205	4.5	44	2
282280480	丈ヶ谷奥池	栄枝丈ヶ谷528-1	5.3	39	8
282280488	初の子池	小沢堂ヶ谷口602	3.6	51	3
282280489	二番目池	小沢堂ヶ谷口603	7.9	76	23
282280490	豊年池	小沢堂ヶ谷口604	7.1	45	8
282280491	三番目池	小沢堂ヶ谷口605	4.5	54	7
282280505	笛子谷池	藪山田676	5.5	46	9
282280510	西ノ池	東垂水石室364-1	1.8	24	2
282280511	皿池	松沢鯨ヶ谷756-2	6.3	43	6
282280518	中之池	厚利鯨ヶ谷546	2.9	39	2
282280530	加東市-876	上久米1693-149	3.0	25	2
282280537	血の池	喜田467-1	2.0	25	1
282280687	南谷池	多井田394	3.0	25	1
282280688	ビク池	稻尾33	3.0	25	7
282280691	瓢箪池	高岡343	3.0	25	16
282280732	加東市-464	横谷318	3.0	25	1
282281003	加東市-630	天神932	15.0	80	1

2-3 要監視ため池判定基準【県農林水産部所管】

(定義)

「要監視ため池」とは、変状等により決壊リスクが高まった状態のもので、改修が必要であり、かつ日常的にため池の監視が必要となっているものをいう。

また「要監視ため池」の対象は、ため池工事特措法※に基づき指定した防災重点ため池とする。

※「防災重点農業用ため池」：防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（R2.10 施行）第4条第1項の規定に基づき指定した防災重点農業用ため池のことをいう。

(判定基準)

劣化状況及び豪雨耐性評価に関する定期点検の結果、次のア～サのいずれかに該当するもので、被害想定区域に住宅・公共施設等があり、改修が必要と認められるもの

【堤体】

- ア 全体又は部分的に流れがある、漏水が生じている場合
- イ 前法部において、築堤当時の想定断面から断面変形が進行している場合（断面変形率3%以上）
- ウ 前法部において、陥没・穴があり漏水又はパイピングを助長している場合
- エ 後法部において、はらみ出し・陥没・穴があり、湧水又は漏水がある場合

オ 堤頂部において、陥没・穴・ひび割れがある場合（漏水又はパイピングに起因しないものを除く）又は前法浸食により堤頂幅が不足している場合

カ 天端と満水位との差が 0.5m 未満の場合

【洪水吐】

キ コンクリート・石積構造において、ひび割れが全体に及んでいる、又は破損により機能が著しく低下している場合

ク 土水路構造において、破損箇所が多く洪水流による洗掘により全壊のおそれが高い場合

ケ コンクリート等による永続的な堰上げがされており、余裕高が減少又は消失している場合

コ 現況の洪水吐能力が 50 年確率洪水流量以上 100 年確率洪水流量未満に相当する場合

【取水施設】

サ 施設として操作ができず、機能していない場合

[参考]

防災重点農業用ため池の要件

1号基準	浸水区域のうち当該ため池からの水平距離が 100m 未満の区域に住宅等が存すること
2号基準	貯水する容量が 1,000 m ³ 以上であり、かつ、浸水区域のうち当該ため池からの水平距離が 500m 未満の区域に住宅等が存すること
3号基準	貯水する容量が 5,000 m ³ 以上であり、かつ、浸水区域に住宅等が存すること
4号基準	当該ため池が警戒区域等（土砂災害警戒区域その他の急傾斜地の崩壊等が発生する区域）にあり、かつ、急傾斜地の崩壊等により当該ため池が決壊した場合に当該警戒区域等に存する住宅等の居住者又は利用者に被害を及ぼすおそれがあると認められるものであること

2-4 堤高 15m 以上の農業用ため池・ダム一覧

1 社地域

名 称	河川名	所在地	所有者名	管理者名	総貯水量 (m ³)	操作基準	備 考
昭和池	三草川	山口	兵庫県	東播土地改良区	1,500,000	--	河川区域外ため池堤高 31.2

2 東条地域

名 称	河川名	所在地	所有者名	管理者名	総貯水量 (m ³)	操作基準	備 考
鴨川ダム	鴨川	黒谷	農林水産省	鴨川・大川瀬ダム管理事務所	8,676,000	操作規程による	河川区域内利水ダム 堤高 42.4 農業用水
安政池	東条川	松沢	農林水産省	東播土地改良区	676,000	--	河川区域外ため池堤高 29.0

3 その他

(1) 河川区域内利水ダム

名 称	河川名	所在地	所有者名	管理者名	総貯水量 (m ³)	操作基準	備 考
大川瀬ダム	東条川	三田市 大川瀬	農林水産省	鴨川・大川瀬ダム管理事務所	9,280,000	操作規程による	堤高 50.8 農業用水・上水

糀屋ダム	仕出原川	多可町 中区糀屋	農林水産省	糀屋ダム管理所	13,500,000	操作規程による	堤高 44.1 農業用水・工水
鍔市ダム	鍔市川	丹波篠山市 火打岩	兵庫県	篠山川沿岸土地改良区	1,070,000	操作規程による	堤高 34.5 農業用水
八幡谷ダム	川原川	丹波篠山市 川原	兵庫県	篠山川沿岸土地改良区	742,000	操作規程による	堤高 27.5 農業用水
藤岡ダム	藤岡川	丹波篠山市 藤岡	兵庫県	篠山川沿岸土地改良区	870,000	操作規程による	堤高 43.4 農業用水
佐仲ダム	小坂川	丹波篠山市 小坂	兵庫県	篠山川沿岸土地改良区	505,000	操作規程による	堤高 38.9 農業用水
川代ダム	篠山川	丹波篠山市 大山下	農林水産省	川代ダム管理所	1,280,000	操作規程による	堤高 9 上水 農業用水

(2) 河川区域外ため池

名 称	河川名	所在地	所有者名	管理者名	総貯水量 (m³)	操作基準	備 考
黒石ダム	黒石川	丹波篠山市 今田町 黒石	兵庫県	今田町土地改良区	720,000	--	堤高 29.6
金城池	加古川	西脇市 高松町	高松土地改良区	西脇市高松町区長	109,000	--	堤高 16.0
記念池	上比延谷川	西脇市 上比延町	西脇市	上比延町区長	333,000	--	堤高 15.3
庵谷池	門柳川	西脇市 黒田庄町喜多	喜多区総代	喜多区総代	105,000	--	堤高 17.5
三方池	葛野川	丹波市 三方	丹波市	丹波市	108,000	--	堤高 17.1
牧野大池	思出川	多可町 牧野	兵庫県	牧野土地改良区	390,000	--	堤高 17.0
みくまりダム	三熊川	丹波篠山市 三熊	兵庫県	丹波県民局	380,000	--	堤高 26.0 治水、不特定上水

2-5 崩壊土砂流出危険地区

1 崩壊土砂流出危険地区【農林水産部治山課（加東農林振興事務所）所管】

(令和4年4月現在)

箇所番号	地区名	位 置		危険地区面積(ha)	備 考
		大字	字		
228-001	馬瀬	馬瀬	北山	1.05	
228-002	上鴨川(3)	上鴨川	西山ノ北	0.11	
228-003	上鴨川(1)	上鴨川	北山ノ北	1.88	
228-004	上鴨川(2)	上鴨川	北山	2.29	
228-005	平木(1)	平木	御防伏山	0.68	
228-006	平木(5)	平木	御嶽山	0.09	
228-007	平木(3)	平木	御嶽山	0.48	
228-008	平木(2)	平木	御嶽山	0.72	
228-009	平木(4)	平木	御嶽山	0.65	
228-010	下鴨川(2)	下鴨川	北山	0.26	
228-011	下鴨川(1)	下鴨川	西山	0.30	
228-012	上三草	上三草		0.85	
228-013	下滝野(2)	下滝野	大谷	0.20	
228-014	下滝野(1)	下滝野	高倉	0.59	
228-015	上滝野	上滝野	奥ノ谷	1.73	
228-016	曾我	曾我	鍋子	0.28	
228-017	平木7	平木	御嶽山	0.57	
228-018	平木1	平木	御嶽山	0.05	
228-019	平木2	平木	御嶽山	0.08	
228-021	上鴨川1	上鴨川	東山	0.01	
228-022	平木3	平木	御嶽山	0.09	
228-023	平木4	平木	御嶽山	0.19	
228-024	平木5	平木	御嶽山	0.07	
228-025	下滝野(3)	下滝野	高倉ほか	0.31	
228-027	平木6	平木	御嶽山	0.07	
228-028	上鴨川2	上鴨川	北山	0.50	
228-029	小倉ノ谷A	秋津	小倉ノ谷	0.35	
228-030	北山ノ北A	上鴨川	北山ノ北	0.32	
228-031	北山ノ北A	上鴨川	北山ノ北	2.32	
228-032	西鹿野A	下久米	西鹿野	0.08	
228-033	御嶽山A	平木	御嶽山	0.10	
228-034	太郎ヶ谷A	大畑	太郎ヶ谷	0.36	
228-035	太郎ヶ谷A	大畑	太郎ヶ谷	0.32	
228-036	岩ヶ谷A	新定	岩ヶ谷	0.16	
228-037	御嶽山A	平木	御嶽山	0.23	
228-038	御嶽山A	平木	御嶽山	0.09	
228-039	御嶽山A	平木	御嶽山	0.49	
228-040	前坂A	秋津	前坂	5.50	
228-041	北山A	上鴨川	北山	0.08	
228-042	北山A	上鴨川	北山	0.07	
228-043	ヌタノA	栄枝	ヌタノ	0.27	
228-044	御嶽山A	平木	御嶽山	0.08	

228-045	御嶽山A	平木	御嶽山	0.94	
228-046	北山A	下鴨川	北山	0.09	
228-047	北山ノ北A	上鴨川	北山ノ北	0.96	
228-048	西山ノ北A	上鴨川	西山ノ北	0.11	
228-049	西山A	下鴨川	西山	0.07	
228-050	西鹿野A	下久米	西鹿野	0.02	
228-051	二ノ谷A	森	二ノ谷	0.45	
228-052	大福谷A	新定	大福谷	0.09	
228-053	中山A	久米	中山	0.19	
228-054	中山A	久米	中山	0.04	
228-055	北山A	上鴨川	北山	0.39	
228-056	田中A	下久米	田中	0.08	
228-057	御嶽山A	平木	御嶽山	0.05	
228-058	北山A	藤田	北山	0.11	
228-059	三カキ谷A	岩屋	三カキ谷	0.29	
228-060	社町平木B	平木	御嶽山	0.12	

2 崩壊土砂流出危険地区【農林水産省林野庁（近畿中国森林管理局）所管】

(令和3年4月現在)

地区番号	字	危険地区面積(ha)	備考
282286-1	畠朝光山	1.13	
282286-2	馬瀬三草山	6.12	
282286-3	馬瀬三草山	0.75	

2-6 地すべり防止区域及び地すべり危険地区

1 地すべり防止区域【国土交通省所管】

(令和4年10月現在)

区域名	大字名	面積(ha)	指定年月日
天神	天神	28.20	S42.3.22 S49.4.12
永福	永福	9.30	S48.2.27

2 地すべり防止区域及び地すべり危険地区【県農林水産部農地整備課（加古川流域土地改良事務所）所管】

(令和3年4月現在)

整理番号	箇所名	位置	防止区域面積(ha)	危険地区面積(ha)	地すべり防止区域の指定年月日
341	新定大谷	新定	40.0	48.0	H28.6.20

2-7 山腹崩壊危険地区

1 山腹崩壊危険地区【県農林水産部治山課（加東農林振興事務所）所管】

(令和4年4月現在)

箇所番号	地区名	位 置		面積 (ha)	備 考
		大字	字		
228-001	上久米	上久米	北山	2.0	

箇所番号	地区名	位置		面積 (ha)	備考
		大字	字		
228-002	下久米	下久米	宮下	1.0	
228-003	上鴨川北山ノ北	上鴨川	北山ノ北	2.0	
228-004	上鴨川	上鴨川	北山ノ北	5.0	
228-006	平木御嶽山	平木	御嶽山	22.0	
228-007	平木上南	平木	上南	1.0	
228-009	栄枝	栄枝	西ノ越	2.0	
228-010	松沢	松沢	大深谷	1.0	
228-011	岩屋1	岩屋	谷垣内	1.0	
228-012	永福王子ノ前	永福	王子ノ前	1.0	
228-013	永福畠ヶ谷	永福	畠ヶ谷	1.0	
228-014	横谷	横谷	樺谷	1.0	
228-015	岩屋2	岩屋	谷垣ノ内	1.0	
228-016	山口2	山口	廻り	1.0	
228-017	馬瀬1	馬瀬	三草山	3.0	
228-018	馬瀬2	馬瀬	三草山	4.0	
228-019	上鴨川2	上鴨川	西山ノ北	5.0	
228-020	下鴨川	下鴨川	西山	7.0	
228-021	三草山A	上三草	三草山	3.0	
228-022	下滝野	下滝野	膳棚	1.0	
228-023	社町平木B	平木	御嶽山	3.0	
228-024	東条町永福B	永福	藤池	1.0	
228-025	東条町永福B (2)	永福	足ヶ谷	1.0	
228-026	滝野町河高B	河高	木山谷	1.0	
228-027	東条町栄枝B	栄枝	アタゴ山	1.0	
228-028	東条町栄枝B (2)	栄枝	禪滝谷	1.0	
228-029	東条町大畠B	大畠	細谷	1.0	

2 山腹崩壊危険地区【農林水産省（近畿中国森林管理局）所管】

(令和3年4月現在)

地区番号	字	面積 (ha)
282286-1	社三草山	3.0
282286-2	社三草山	17.0
282286-3	下久米宮山	1.0

2-8 宅地造成工事規制区域の指定状況【県まちづくり部建築指導課（加東土木事務所）所管】

区分 地域名	指 定 年 月 日	指定区域面積 (ha)	市町全域と指定区域 との比率 (%)
滝野	昭 48. 4. 7 建設省告示第 843 号	769	39.4
		4,208	84.1
東条	平 3. 12. 27 兵庫県告示第 1963 号施行平 4. 4. 1	5,445	62.3

2-9 土砂災害警戒区域（特別警戒区域含む）【県土木部砂防課（加東土木事務所）所管】

(令和4年4月現在)

地域名	警 戒 区 域		
	急傾斜地の崩壊	土石流	地滑り
社	82	47	2
滝野	6	3	
東条	35	28	4

1 土砂災害警戒区域（急傾斜地）

(1) 社地域

番号	名 称	箇所番号	位置	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	指 定 年月日	急傾斜地崩壊危険箇所箇所番号	地図
1	上鴨川(1) I	129010001	上鴨川	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	急-社- I - 1	1
2	上鴨川(2) I	129010002	上鴨川	"	"	急-社- I - 2	2
3	社(1) I	129010003	社	"	"	急-社- I - 3	3
4	社(2) I	129010004	社	"	"	急-社- I - 4	4
5	家原・社 I	129010005	家原・社	"	"	急-社- I - 5	5
6	上鴨川(3) I	129010006	上鴨川	"	"	急-社- I - 6	6
7	平木(1) I	129010007	平木	"	"	急-社- I - 7	7
8	平木(2) I	129010008	平木	"	"	急-社- I - 8	8
9	平木(3) I	129010009	平木	"	"	急-社- I - 9	9
10	上三草・畠(1) I	129010010	上三草・畠	"	"	急-社- I - 10	10
11	上久米(1) I	129010011	上久米	"	"	急-社- I - 11	11
12	上鴨川(4) II	129010012	上鴨川	"	"	急-社- II - 1	26
13	上鴨川(5) II	129010013	上鴨川	"	"	急-社- II - 2	27
14	上鴨川(6) II	129010014	上鴨川	"	"	急-社- II - 3	28
15	上鴨川(7) II	129010015	上鴨川	"	"	急-社- II - 4	29
16	上鴨川(8) II	129010016	上鴨川	"	"	急-社- II - 5	30
17	上鴨川(9) II	129010017	上鴨川	"	"	急-社- II - 6	31
18	上鴨川(10) II	129010018	上鴨川	"	"	急-社- II - 7	32
19	上鴨川(11) II	129010019	上鴨川	"	"	急-社- II - 8	33
20	上鴨川(12) II	129010020	上鴨川	"	"	急-社- II - 9	34
21	平木(4) II	129010021	平木	"	"	急-社- II - 10	35
22	平木(5) II	129010022	平木	"	"	急-社- II - 11	36
23	平木(6) II	129010023	平木	"	"	急-社- II - 12	37
24	平木(7) II	129010024	平木	"	"	急-社- II - 13	38
25	上鴨川・平木(1) II	129010025	上鴨川・平木	"	"	急-社- II - 14	39
26	平木(8) II	129010026	平木	"	"	急-社- II - 15	40
27	下鴨川(1) II	129010027	下鴨川	"	"	急-社- II - 16	41
28	平木(9) II	129010028	平木	"	"	急-社- II - 17	42
29	上三草・馬瀬(1) II	129010029	上三草・馬瀬	"	"	急-社- II - 18	43
30	馬瀬(1) II	129010030	馬瀬	"	"	急-社- II - 19	44
31	馬瀬(2) II	129010031	馬瀬	"	"	急-社- II - 20	45
32	山口(1) II	129010032	山口	"	"	急-社- II - 21	46
33	山口(2) II	129010033	山口	"	"	急-社- II - 22	47

番号	名 称 箇所番号	位置	土砂災害の発生 の原因となる自 然現象の種類	指 定 年月日	急傾斜地崩壊危険箇所	
					箇 所 番 号	地図
34	畠(1) II	129010034	畠	〃	〃	急-社-II-23
35	畠(2) II	129010035	畠	〃	〃	急-社-II-24
36	畠(3) II	129010036	畠	〃	〃	急-社-II-25
37	上三草(1) II	129010037	上三草	〃	〃	急-社-II-26
38	吉馬 II	129010038	吉馬	〃	〃	急-社-II-27
39	久米・藤田 II	129010039	久米・藤田	〃	〃	急-社-II-28
40	藤田 II	129010040	藤田	〃	〃	急-社-II-29
41	上久米(2) II	129010041	上久米	〃	〃	急-社-II-30
42	上久米(3) II	129010042	上久米	〃	〃	急-社-II-31
43	上久米(4) II	129010043	上久米	〃	〃	急-社-II-32
44	久米 II	129010044	久米	〃	〃	急-社-II-33
45	上鴨川(13) III	129010045	上鴨川	〃	〃	急-社-II-34
46	平木(10) II	129010046	平木	〃	〃	急-社-II-人1
47	上鴨川(14) III	129010047	上鴨川	〃	〃	急-社-III-1
48	上鴨川(15) III	129010048	上鴨川	〃	〃	急-社-III-2
49	上鴨川(16) III	129010049	上鴨川	〃	〃	急-社-III-3
50	上鴨川(17) III	129010050	上鴨川	〃	〃	急-社-III-4
51	上鴨川(18) III	129010051	上鴨川	〃	〃	急-社-III-5
52	上鴨川(19) III	129010052	上鴨川	〃	〃	急-社-III-6
53	上鴨川(20) III	129010053	上鴨川	〃	〃	急-社-III-7
54	上鴨川(21) III	129010054	上鴨川	〃	〃	急-社-III-8
55	上鴨川(22) III	129010055	上鴨川	〃	〃	急-社-III-9
56	上鴨川・平木(2) III	129010056	上鴨川・平木	〃	〃	急-社-III-10
57	上鴨川・下鴨川 III	129010057	上鴨川・下鴨川	〃	〃	急-社-III-11
58	下鴨川(2) III	129010058	下鴨川	〃	〃	急-社-III-12
59	下鴨川(3) III	129010059	下鴨川	〃	〃	急-社-III-13
60	平木(11) III	129010060	平木	〃	〃	急-社-III-14
61	平木(12) III	129010061	平木	〃	〃	急-社-III-15
62	平木(13) III	129010062	平木	〃	〃	急-社-III-16
63	平木・秋津 III	129010063	平木・秋津	〃	〃	急-社-III-17
64	平木(14) III	129010064	平木	〃	〃	急-社-III-18
65	平木(15) III	129010065	平木	〃	〃	急-社-III-19
66	上三草・馬瀬(2) III	129010066	上三草・馬瀬	〃	〃	急-社-III-20
67	馬瀬(3) III	129010067	馬瀬	〃	〃	急-社-III-21
68	上三草・馬瀬(3) III	129010068	上三草・馬瀬	〃	〃	急-社-III-22
69	上三草・馬瀬(4) III	129010069	上三草・馬瀬	〃	〃	急-社-III-23
70	馬瀬(4) III	129010070	馬瀬	〃	〃	急-社-III-24
71	馬瀬(5) III	129010071	馬瀬	〃	〃	急-社-III-25
72	馬瀬(6) III	129010072	馬瀬	〃	〃	急-社-III-26
73	馬瀬(7) III	129010073	馬瀬	〃	〃	急-社-III-27
74	馬瀬(8) III	129010074	馬瀬	〃	〃	急-社-III-28
75	上三草(2) III	129010075	上三草	〃	〃	急-社-III-29
76	上三草・山口 III	129010076	上三草・山口	〃	〃	急-社-III-30

番号	名 称 箇所番号	位置	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	指 定 年月日	急傾斜地崩壊危険箇所	
					箇 所 番 号	地図
77	上三草・畑(2) III	129010079	上三草・畑	〃	〃	急-社-III-34
78	畑(4) III	129010080	畑	〃	〃	急-社-III-35
79	下鴨川(4) III	129010081	下鴨川	〃	〃	急-社-III-36
80	上三草(3) III	129010077	上三草	〃	H22. 3. 30	急-社-III-31～2
81	上三草(5) III	129010078	上三草	〃	〃	急-社-III-33
82	上鴨川(23) I	129010082	上鴨川	〃	H28. 10. 28	

(2) 滝野地域

番号	名 称 箇所番号	位置	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	指 定 年月日	急傾斜地崩壊危険箇所	
					箇 所 番 号	地図
1	多井田 I	129020001	多井田	急傾斜地の崩壊	H22. 3. 30	急-滝野- I - 1
2	下滝野(2) I	129020002	下滝野	〃	〃	急-滝野- I - 3
3	多井田 II	129020003	多井田	〃	〃	急-滝野- II - 1
4	下滝野 II	129020004	下滝野	〃	〃	急-滝野- II - 2
5	河高 II	129020005	河高	〃	〃	急-滝野- II - 3
6	光明寺 II	129020006	光明寺・上滝野	〃	〃	急-滝野- II -人-1

(3) 東条地域

番号	名 称 箇所番号	位置	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	指 定 年月日	急傾斜地崩壊危険箇所	
					箇 所 番 号	地図
1	黒石 I	129030001	永福	急傾斜地の崩壊	H22. 3. 30	急-東条- I - 1
2	中筋(1) I	129030002	天神	〃	〃	急-東条- I - 2
3	中筋(2) I	129030003	天神	〃	〃	急-東条- I - 3
4	中ノ垣内 I	129030004	天神・岩屋	〃	〃	急-東条- I - 4
5	山ノ下 I	129030005	岩屋・森尾	〃	〃	急-東条- I - 5
6	大福 I	129030006	新定	〃	〃	急-東条- I - 6
7	新定 I	129030007	新定	〃	〃	急-東条- I - 7
8	西ノ越 I	129030008	栄枝	〃	〃	急-東条- I - 8
9	常田(1) I	129030009	秋津	〃	〃	急-東条- I - 9
10	常田(2) I	129030010	秋津	〃	〃	急-東条- I - 10
11	秋津台 I	129030011	秋津	〃	〃	急-東条- I - 11
12	大平井 II	129030012	新定	〃	〃	急-東条- II - 1
13	蔵ノ谷 B II	129030013	大畠	〃	〃	急-東条- II - 2
14	黒谷 II	129030014	黒谷	〃	〃	急-東条- II - 3
15	長谷 A II	129030015	黒谷	〃	〃	急-東条- II - 4
16	新定 D II	129030016	秋津	〃	〃	急-東条- II - 5
17	長谷 B II	129030017	黒谷	〃	〃	急-東条- II - 6
18	黒石 II	129030018	永福	〃	〃	急-東条- II - 7
19	天神 II	129030019	岩屋	〃	〃	急-東条- II - 8
20	岩屋 C II	129030020	岩屋	〃	〃	急-東条- II - 9
21	岩屋 B II	129030021	岩屋	〃	〃	急-東条- II - 10
22	岩屋 A II	129030022	岩屋	〃	〃	急-東条- II - 11
23	森尾 II	129030023	森尾・新定・岩屋	〃	〃	急-東条- II - 12

番号	名 称	箇所番号	位置	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	指 定年月日	急傾斜地崩壊危険箇所	
						箇 所 番 号	地図
24	新定 AⅡ	129030024	森尾・新定	〃	〃	急-東条-Ⅱ- 13	77
25	吉井 AⅡ	129030025	吉井	〃	〃	急-東条-Ⅱ- 14	78
26	厚利 AⅡ	129030026	厚利	〃	〃	急-東条-Ⅱ- 15	79
27	常田 BⅡ	129030027	新定	〃	〃	急-東条-Ⅱ- 16	80
28	新定 BⅡ	129030028	新定	〃	〃	急-東条-Ⅱ- 17	81
29	新定 EⅡ	129030029	新定	〃	〃	急-東条-Ⅱ- 18	82
30	新定 CⅡ	129030030	新定	〃	〃	急-東条-Ⅱ- 19	83
31	蔵ノ谷 AⅡ	129030031	大畑	〃	〃	急-東条-Ⅱ- 20	84
32	蔵ノ谷 CⅡ	129030032	大畑	〃	〃	急-東条-Ⅱ- 21	85
33	蔵ノ谷 DⅡ	129030033	大畑	〃	〃	急-東条-Ⅱ- 22	86
34	黒谷Ⅲ	129030034	黒谷	〃	〃	急-東条-Ⅲ- 1	124
35	長谷(2)Ⅲ	129030035	永福	〃	〃	急-東条-Ⅲ- 3	126

2 土砂災害警戒区域（土石流）

(1) 社地域

NO	名 称	箇所番号	位置	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	指 定年月日	土石流危険渓流	
						渓 流 番 号	地 図
1	下久米第2 I	229010001	下久米	土石流	H21. 3. 17	加-社町- I - 1	1
2	池ノ内谷 I	229010002	池ノ内	〃	〃	加-社町- I - 2	2
3	畠西谷 2 I	229010003	畠	〃	〃	加-社町- I - 3	3
4	畠谷 I	229010004	畠	〃	〃	加-社町- I - 4	4
5	上鴨川 I	229010005	上鴨川	〃	〃	加-社町- I - 5	5
6	西上鴨川 I	229010006	上鴨川	〃	〃	加-社町- I - 6	6
7	神山池東谷 I	229010007	上鴨川	〃	〃	加-社町- I - 7	7
8	鴨川東谷 I	229010008	上鴨川	〃	〃	加-社町- I - 8	8
9	神山池南谷 I	229010009	上鴨川	〃	〃	加-社町- I - 9	9
10	下鴨川南谷 I	229010010	平木	〃	〃	加-社町- I - 10	10
11	のぞき川 I	229010011	平木	〃	〃	加-社町- I - 11	11
12	仙人川 I	229010012	平木	〃	〃	加-社町- I - 12	12
13	荷子川西谷 I	229010013	平木	〃	〃	加-社町- I - 13	13
14	滝谷川南谷 I	229010014	平木・木津(丹波篠山)	〃	〃	加-社町- I - 14	14
15	下平木谷 I	229010015	平木	〃	〃	加-社町- I - 15	15
16	久米第2 I	229010016	久米	〃	〃	加-社町- I - 16	16
17	久米谷 I	229010017	久米	〃	〃	加-社町- I - 17	17
18	馬瀬北谷 II	229010018	上三草・馬瀬	〃	〃	加-社町- II - 1	34
19	御所南谷 II	229010019	上三草・馬瀬	〃	〃	加-社町- II - 2	35
20	馬瀬南谷 II	229010020	馬瀬	〃	〃	加-社町- II - 3	36
21	上三草 II	229010021	藤田	〃	〃	加-社町- II - 4	37
22	下久米第3 II	229010022	下久米	〃	〃	加-社町- II - 5	38
23	鹿野谷 II	229010024	下久米	〃	〃	加-社町- II - 8	
24	畠西谷 1 II	229010025	畠	〃	〃	加-社町- II - 9	41
25	下鴨奥谷 II	229010026	下鴨川	〃	〃	加-社町- II - 10	42

NO	名 称	箇所番号	位置	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	指 定 年月日	土石流危険渓流	
						渓 流 番 号	地 図
26	上鴨川南Ⅱ	229010027	上鴨川	〃	〃	加-社町-Ⅱ-11	43
27	神山谷Ⅱ	229010028	上鴨川	〃	〃	加-社町-Ⅱ-12	44
28	小上鴨谷Ⅱ	229010029	上鴨川	〃	〃	加-社町-Ⅱ-13	45
29	神山奥谷Ⅱ	229010030	上鴨川	〃	〃	加-社町-Ⅱ-14	46
30	北上鴨川Ⅱ	229010031	上鴨川	〃	〃	加-社町-Ⅱ-15	47
31	南上鴨川Ⅱ	229010032	上鴨川	〃	〃	加-社町-Ⅱ-17	48
32	神山東谷Ⅱ	229010033	上鴨川	〃	〃	加-社町-Ⅱ-18	49
33	上鴨川谷口Ⅱ	229010034	上鴨川	〃	〃	加-社町-Ⅱ-19	50
34	平木谷東Ⅱ	229010035	平木	〃	〃	加-社町-Ⅱ-20	51
35	平木谷Ⅱ	229010036	平木	〃	〃	加-社町-Ⅱ-21	52
36	平木谷西Ⅱ	229010037	上鴨川・平木	〃	〃	加-社町-Ⅱ-22	53
37	神山川下谷1Ⅱ	229010038	上鴨川・平木	〃	〃	加-社町-Ⅱ-23	54
38	神山川下谷2Ⅱ	229010039	上鴨川・平木	〃	〃	加-社町-Ⅱ-24	55
39	奥の谷池上谷Ⅱ	229010040	上鴨川・平木	〃	〃	加-社町-Ⅱ-25	56
40	下鴨川東谷Ⅱ	229010041	下鴨川	〃	〃	加-社町-Ⅱ-26	57
41	下鴨川谷Ⅱ	229010042	下鴨川	〃	〃	加-社町-Ⅱ-27	58
42	荷子川Ⅱ	229010043	平木	〃	〃	加-社町-Ⅱ-28	59
43	荷子川東谷Ⅱ	229010044	平木	〃	〃	加-社町-Ⅱ-29	62
44	滝谷川Ⅱ	229010045	平木・木津(丹波篠山)	〃	〃	加-社町-Ⅱ-30	63
45	下平木南谷Ⅱ	229010046	平木・木津(丹波篠山)・大川瀬(三田)	〃	〃	加-社町-Ⅱ-31	64
46	平木鉱山西谷Ⅱ	229010047	下鴨川・平木	〃	〃	加-社町-Ⅱ-32	65
47	南西川Ⅰ	222040018	平木・市原(丹波篠山)	〃	H22. 1. 19	加-篠山-Ⅰ-125	--
48	堂ヶ谷川Ⅰ	222040019	上鴨川・本荘(丹波篠山)	〃	〃	加-篠山-Ⅰ-126	--

(2) 滝野地域

NO	名 称	箇所番号	位置	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	指 定 年月日	土石流危険渓流	
						渓 流 番 号	地 図
1	右支渓第一Ⅰ	229020001	下滝野	土石流	H22. 3. 30	加-滝野-Ⅰ-1	18
2	右支渓第二Ⅰ	229020002	下滝野	〃	〃	加-滝野-Ⅰ-2	19
3	左支渓第一Ⅱ	229020003	下滝野・光明寺	〃	〃	加-滝野-Ⅱ-1	66

(3) 東条地域

NO	名 称	箇所番号	位置	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	指 定 年月日	土石流危険渓流	
						渓 流 番 号	地 図
1	右支渓第一Ⅰ	229030001	松沢	土石流	H22. 3. 30	加-東条-Ⅰ-1	1
2	栄枝Ⅰ	229030002	栄枝・厚利	〃	〃	加-東条-Ⅰ-2	2
3	右支渓第二(1)Ⅰ	229030003	新定・吉井	〃	〃	加-東条-Ⅰ-3	3
4	右支渓第三Ⅰ	229030004	新定	〃	〃	加-東条-Ⅰ-4	4

NO	名 称	箇所番号	位置	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	指 定 年月日	土石流危険渓流	
						渓流番号	地図
5	右支渓第四 I	229030005	新定	〃	〃	加-東条- I - 5	5
6	右支渓第五 I	229030006	岩屋	〃	〃	加-東条- I - 6	6
7	右支渓第六 I	229030007	黒谷	〃	〃	加-東条- I - 7	7
8	右支渓第八 I	229030008	秋津	〃	〃	加-東条- I - 8	8
9	右支渓第九 I	229030009	秋津	〃	〃	加-東条- I - 9	9
10	右支渓第十一 I	229030010	秋津	〃	〃	加-東条- I - 10	10
11	左支渓第三 I	229030011	永福	〃	〃	加-東条- I - 11	11
12	左支渓第一 I	229030012	森	〃	〃	加-東条- I - 12	12
13	左支渓第二 I	229030013	岡本	〃	〃	加-東条- I - 13	13
14	右支渓第二(2) I	229030014	大畠	〃	〃	加-東条- I - 14	14
15	右支渓第二 II	229030015	栄枝	〃	〃	加-東条- II - 1	15
16	右支渓第三 II	229030016	栄枝	〃	〃	加-東条- II - 2	16
17	左支渓第一(1) II	229030017	栄枝	〃	〃	加-東条- II - 3	17
18	右支渓第七 II	229030018	黒谷	〃	〃	加-東条- II - 4	18
19	右支渓第十 II	229030019	秋津	〃	〃	加-東条- II - 5	19
20	右支渓第十二 II	229030020	秋津	〃	〃	加-東条- II - 6	20
21	左支渓第三 II	229030021	長貞	〃	〃	加-東条- II - 7	21
22	左支渓第一(2) II	229030022	永福	〃	〃	加-東条- II - 9	23
23	左支渓第二 II	229030023	永福	〃	〃	加-東条- II - 10	24
24	左支渓第一(3) II	229030024	岡本	〃	〃	加-東条- II - 11	25
25	カジヤ谷 II	229030025	新定	〃	〃	加-東条- II - 12	26
26	右支渓第一(1) II	229030026	新定	〃	〃	加-東条- II - 13	27
27	右支渓第一(2) II	229030027	大畠	〃	〃	加-東条- II - 14	28
28	左支渓第一(4) II	229030028	大畠	〃	〃	加-東条- II - 15	29

3 土砂災害警戒区域（地すべり）

(1) 社地域

NO	名 称	箇所番号	位置	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	指 定 年月日	整理番号	地図番号
1	廻渕	329010001	廻渕	地すべり	H25. 1. 15	341-1	1
2	上久米	329010002	上久米	〃	〃	341-2	2

(2) 東条地域

NO	名 称	箇所番号	位置	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	指 定 年月日	整理番号	地図番号
1	黒石	329030001	永福	地すべり	H25. 1. 15	343-1	3
2	永福	329030002	永福	〃	〃	343-2	4
3	天神	329030003	天神	〃	〃	343-3	5
4	新定大谷	329030004	新定	〃	R4. 3. 29	341	

2-10 孤立の可能性がある集落等

番号	地区名	対象
1	上鴨川	
2	下鴨川	
3	平木	一部
4	畠	一部
5	上三草	一部
6	山口	
7	馬瀬	
8	秋津台	

※ 孤立の可能性とは、地区又は集落へのアクセス道路が土砂災害危険箇所（土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）に隣接していること等により抽出。

2-11 危険物等施設数一覧

1 危険物許可施設

(令和5年3月31日現在)

区分		施設数
製造所		13
貯蔵所	屋内貯蔵所	78
	屋外タンク貯蔵所	48
	屋内タンク貯蔵所	9
	地下タンク貯蔵所	67
	簡易タンク貯蔵所	1
	移動タンク貯蔵所	22
	屋外貯蔵所	20
	小計	245
取扱所	給油取扱所	56
	〃 (うちセルフ)	8
	一般取扱所	41
	小計	97
合計		355

2 高圧ガス取扱事業所等一覧

事業所名	所在地	電話番号
(株)長濱住宅設備機器	下久米 599	44-0131
みのり農業協同組合	社 1777-1	42-8200
社ガス(有)	社 529-4	42-0391
阿江正商店	上滝野 418-1	48-2066
(有)大久保プロパン商会	新町 48	48-2247
L P ガス藤井商店	河高 2470-3	48-2124
共栄住宅設備工業(株)	下滝野 220	48-2375
(株)西部	吉井 705-4	46-0046
(株)藤原住設	天神 139-1	47-0248
イワタニ近畿(株)中兵庫営業所	下滝野 5-22	45-9200

3 火薬類貯蔵所一覧

事業所名	所在地	品名
ハットリ(株)平木事業所	平木 1310-9	爆薬、導爆線、電気雷管
(有)ニシムラ	木梨 1158-4	火薬、導火線、実包、空包、銃用雷管

2-12 災害履歴

発生年月日	災害の内容	地域	死者(人)	行方不明者(人)	負傷者(人)		住家被害										非住家被害等	備考		
					重傷	軽傷	全壊		大規模半壊		半壊		床上浸水		床下浸水					
							棟	世帯	棟	世帯	棟	世帯	棟	世帯	棟	世帯				
S40.9.10 ~17	台風 23 号秋雨前線による豪雨及び台風 24 号	社			1	2				2	—	—	80					災害救助法適用		
		滝																災害救助法適用		
		東																災害救助法適用		
S51.9.13	台風 17 号と前線による豪雨	社	1		1	1				1	—	—	67					災害救助法適用		
		滝																		
		東																		
S58.9.28	台風 10 号と前線による大雨・暴風	社																		
		滝									—	7	—	77				農道決壊 6、町道冠水 4		
		東									32	32	46	46				倉庫・車庫等 13 田(流出冠水) 4.1 域 道路冠水 15 水道破裂 1、橋梁流失 1 河川洗掘 50、かけ崩れ 7		
S59.9	突風	社																		
		滝													68	—	工場物置等半壊以上 13 工場棟一部損壊 4 中学校等公共施設の一部			
		東																		
S61.7.21 ~	梅雨前線	社																		
		滝																		
		東									1	1	1	1				田(流出冠水) 6.4 域 道路冠水 2、橋梁流失 2 河川洗掘 21		
S62.7.19 ~	梅雨前線	社																		
		滝																		
		東									1	1						河川洗掘 2		
S62.10.16 ~17	台風 19 号による風水害	社																		
		滝													—	2		田の冠水 1 域		
		東																		

H7. 7. 13～	大気不安定(強雨)	社																			
		滝																			
		東												6	6		道路冠水 3 田畠畦畔崩れ 12				
H8. 8. 14	台風 12 号	社														2	—	公共施設一部損壊 4 文教施設一部損壊 5			
		滝																			
		東														2	8	公共施設 3 倉庫・車庫等 4 田(流出冠水) 1.3 ㌶			
H8. 8. 28	秋雨前線による豪雨	社											1	—	20	—		がけ崩れ 11、道路被害 4、 水田被害 49、 ため池被害 4、河川被害 17			
		滝																			
		東															公共施設 2 棟、 倉庫・車庫等 1 田(流出冠水) 7.7 ㌶ 畑(流出冠水) 7.7 ㌶ 道路冠水 2、橋梁流失 1 河川洗掘 16、 ブロック塀等 1				
H9. 7. 25	台風 9 号(大雨・強風)	社																			
		滝																			
		東																住宅敷地法面崩れ 1			
H10. 10. 17	台風 10 号による大雨	社																			
		滝																事務所床下浸水 1 町道冠水 1 田の冠水 1 ㌶			
		東												1	1			田畠畦畔崩れ 0.5 ㌶			
H11. 6	大雨	社																			
		滝																事務所床下浸水 1 町道冠水 1 田の冠水 1 ㌶			
		東																			
H11. 9. 7	大雨	社																			
		滝																事務所床下浸水 1 町道冠水 1 田の冠水 6.4 ㌶			
		東																			
H16. 8. 30 ～31	台風 16 号	社											1	1				非住家被害 1			
		滝																			

~16		滝												道路被害 1	
		東									1	1		道路被害 1	
H29. 9. 17	台風 18 号	社									1	1		道路被害 3、農地等被害 1	
		滝												道路被害 1	
		東												農地等被害 2	
		社												非住家被害 3、道路被害 31、農地等被害 13、公共施設被害 17	
H29. 10. 22 ~23	台風 21 号	滝									1	1		非住家被害 3、道路被害 8、農地等被害 13、公共施設被害 17	
		東											1	非住家被害 1、道路被害 17、農地等被害 10、公共施設被害 14	
		社							2	2	2	2		非住家被害 1、道路被害 7、農地等被害 10	1
H30. 7. 5 ~7	7 月豪雨	滝							4	4	6	6		非住家被害 8、道路被害 5	
		東												非住家被害 1、道路被害 10、農地等被害 52	
		社												道路被害 8、農地等被害 3	
H30. 8. 23 ~24	台風 20 号	滝												非住家被害 2	
		東									1	1		非住家被害 2、道路被害 9、農地等被害 12	
		社					1	1						道路被害 4、農地等被害 5	
R3. 7. 7 ~8	7 月大雨	滝													
		東												農地等被害 11	

2-13 雨量の観測所

(1) 国土交通省（姫路河川国道事務所）所管

観測所名	河川名	所在地
天神	東条川	天神
氷上	葛野川	丹波市氷上町上新庄
火打岩	畠川	丹波篠山市畠宮
船町	加古川	西脇市黒田庄町船町
杉原	杉原川	多可郡多可町加美区市原
今田	東条川	丹波篠山市今田町本荘
青垣	加古川	丹波市青垣町桧倉
柏原	柏原川	丹波市柏原町柏原
福住	糸井川	丹波篠山市福住
八千代	野間川	多可郡多可町八千代区中野間
板波	加古川	西脇市高松町中川原

(2) 気象庁（神戸地方気象台）所管

観測所名	河川名	所在地
柏原	加古川	丹波市柏原町柏原
西脇	加古川	西脇市上比延町

(3) 県土整備部（加東・丹波土木事務所）所管

観測所名	河川名	所在地
社	下川	社
馬瀬	三草川	馬瀬
西脇	加古川	西脇市小坂町
中町	杉原川	多可郡多可町中区中村
加美	杉原川	多可郡多可町加美区西山
中畠	畠谷川	西脇市中畠町
下野間	野間川	多可郡多可町八千代区下野間
柏原	柏原川	丹波市柏原町柏原
青垣	加古川	丹波市青垣町佐治
山南	篠山川	丹波市山南町谷川
篠山	篠山川	丹波篠山市郡家
今田	東条川	丹波篠山市今田町市原
東本荘	篠山川	丹波篠山市東本荘
稻継	加古川	丹波市氷上町稻継
北和田	加古川	丹波市山南町北和田
青田	篠山川	丹波市山南町青田

2-14 水位の観測所

(1) 国土交通省（姫路河川国道事務所）所管

観測所名	河川名	所 在 地	水 位 設 定 (m)			
			水防団 待機 (通報)	氾濫 注意 (警戒)	避難 判断	氾濫 危険 (特別警戒)
谷川	篠山川	丹波市山南町谷川	2.50	3.70	--	--
船町	加古川	西脇市黒田庄町船町	1.50	3.00	--	--
板波	加古川	西脇市高松町中川原	2.00	3.50	4.20	5.00
大門	加古川	大門	--	--	--	--
古川第二	東条川	小野市久保木町	1.00	1.90	--	--

(2) 県土整備部（加東・丹波土木事務所）所管

観測所名	河川名	所 在 地	水 位 設 定 (m)			
			水防団 待機 (通報)	氾濫 注意 (警戒)	避難 判断	氾濫 危険 (特別警戒)
吉井	東条川	吉井	1.50	2.00	3.30	3.90
					3.70	4.40
家原	千鳥川	家原	1.40	2.30	2.70	3.10
上戸 田	加古川	西脇市上戸田	2.90	3.90	3.90	4.60
					4.30	5.00
西脇	杉原川	西脇市小坂町宮ノ前	2.30	3.10	3.10	3.80
中町	杉原川	多可郡多可町中区中村	2.10	2.50	2.50	2.90
下野 間	野間川	多可郡多可町八千代区 下野間	1.60	2.00	2.00	2.70
				2.30	2.80	3.40
本郷	加古川	丹波市氷上町本郷	2.30	3.30	3.50	4.60
西中	加古川	丹波市氷上町氷上	1.90	2.80	--	--
青垣	加古川	丹波市青垣町佐治	1.30	1.60	--	--
上成松	葛野川	丹波市氷上町上成松	2.20	2.80	3.20	3.40
篠山	篠山川	丹波篠山市糀ヶ坪	1.80	2.50	3.00	3.50
東本荘	篠山川	丹波篠山市東本荘	2.20	2.80	--	--
今田	東条川	丹波篠山市今田町市原	2.00	2.40	2.50	2.90
宮田	宮田川	丹波篠山市宮田	2.70	3.20	3.30	3.60
小南	柏原川	丹波市柏原町柏原	1.50	1.80	1.90	2.10
高谷川上流	高谷川	丹波市氷上町稻継	1.40	2.00	2.20	2.70

2-15 量水標

(1) 市所管

名 称	河川名	岸	所 在 地	備 考	番号
やかの上樋門	加古川	左	西垂水地先		1
上田第1排水樋門	加古川	左	野村		2
平安橋	千鳥川	左	窪田	量水標のみ	3
窪田樋門	千鳥川	左	窪田		4
落合橋	千鳥川	左	木梨	量水標のみ	5
上田樋門	出水川	左	上田		6
久保木橋の下流排水路	東条川	右	屋度	量水標のみ	7
住吉橋	鴨川	左	上鴨川	量水標のみ	8
鬪竜橋	加古川	右	上滝野	量水標のみ	9
堀田橋	油谷川	右	河高	量水標のみ	10
臨幸橋	東条川	中	天神	量水標のみ	11

(2) 国土交通省（姫路河川国道事務所）所管

名 称	河川名	岸	所 在 地	備 考	番号
上田第3排水樋門	加古川	左	上田		9
大門水位観測所	加古川	左	大門		10
福田樋門	加古川	右	河高		11
社樋管	加古川	右	河高		12
安取排水樋管	加古川	右	河高		13
安取排水樋門	加古川	右	河高		14

(3) 県土整備部（加東土木事務所）所管

名 称	河川名	岸	所 在 地	備 考	番号
家原水位観測所	千鳥川	右	家原	観測所は左岸	15
吉井水位観測所	東条川	右	吉井		16
穂積第1樋門	千鳥川	右	河高（穂積）		17
穂積第2樋門	千鳥川	右	河高（穂積）		18
穂積第3樋門	千鳥川	右	穂積		19

2-16 主な排水樋門等

(1) 市所管

施設名	河川名	岸別	支川名	所在地	形式	開閉装置	備考	番号
やかの上樋門	加古川	左		西垂水地先	ローラーゲート式	電動・ハンドル		1
上田第1排水樋門	加古川	左	排水路	野村 979-1	スライドゲート式	ラック・ハンドル		2
上田第2排水樋門	加古川	左	排水路	野村 647-14	スライドゲート式	ラック・ハンドル		3
お茶の山樋管	加古川	右		河高 873-2	フランプゲート式	---- —		
河高樋管	加古川	右		河高	フランプゲート式	---- —		
宮樋管	加古川	右		河高	フランプゲート式	---- —		
野村樋管	加古川	左		野村 854 番地先	フランプゲート式	---- —		
北野排水樋管	加古川	左		北野	---- —	---- —		

(2) 国土交通省（姫路河川国道事務所）所管

施設名	河川名	岸別	支川名	所在地	形式	開閉装置	備考	番号
上田第3排水樋門	加古川	左	女夫岩川	28.6 km + 22.0	ローラーゲート式	電・動・ハンドル		4
福田樋門	加古川	右	中条川	31.0 km + 115.0	ローラーゲート式	電・発・ハンドル		5
社樋管	加古川	右	排水路	30.8 km + 138.0	ローラーゲート式	ラック・ハンドル		6
安取排水樋管	加古川	右	河原田川	30.4 km + 2.1	フランプゲート式	---- —		7
安取排水樋門	加古川	右	安取川	29.8 km + 167.5	ローラーゲート式	電・発・ハンドル		8

(3) 県土整備部（加東土木事務所）所管

施設名	河川名	岸別	支川名	所在地	形式	開閉装置	備考	番号
窪田樋門	千鳥川	左		窪田	スライドゲート式	ラック・ハンドル	管理協定	9
穂積第1樋門	千鳥川	右		河高（穂積）	スライドゲート式	ラック・ハンドル		10
穂積第2樋門	千鳥川	右		河高（穂積）	スライドゲート式	ラック・ハンドル		11
穂積第3樋門	千鳥川	右		穂積	スライドゲート式	ラック・ハンドル		12
上田樋門	出水川	右		上田	スライドゲート式	ラック・ハンドル	管理協定	13

3 情報収集伝達・広報関係

3-1 災害時の広報文例

広報にあたっては、以下の事項に留意することとする。

- ① 災害発生直後には、情報の空白時間帯をつくりないよう、防災行政無線、CATV、広報車、かとう安全安心ネット、ファクシミリ等あらゆる手段を用いて、住民に正確な情報を早く提供する。
- ② 災害発生直後には、広報すべき項目が多いため、状況に応じて情報が具体的になるよう心掛けるとともに、必要な事項を取捨選択し何回かに分けてくりかえし情報を提供する。
- ③ 音声による広報は、2回繰り返すことをもって1セットとして使用する。

<文例一覧>

- [文例 1] 台風接近等による河川水位上昇の警戒広報
- [文例 2] ダムの放流による河川水位上昇の警戒広報
- [文例 3] 大雨による土砂災害への警戒広報
- [文例 4-1] 地震発生後 2 時間以内の場合
- [文例 4-2] 地震発生後 2 時間～6 時間の場合
- [文例 4-3] 地震発生後 6 時間以降の場合
- [文例 5] 火災地区住民への避難指示の伝達
- [文例 6] 土砂災害警戒区域住民への警戒レベル 4 避難指示の伝達
- [文例 7] 浸水危険地区住民への警戒レベル 3 高齢者等避難、警戒レベル 4 避難指示の伝達
- [文例 8] 原子力災害時の避難指示
- [文例 9] 災害時市民相談窓口の開設
- [文例 10] 安心情報の伝達
- [文例 11] 道路状況と交通規制
- [文例 12] 公共交通機関の運行状況
- [文例 13] 避難所の開設
- [文例 14] 救護所の開設状況
- [文例 15] 応急給水の供給状況
- [文例 16] 水利用にあたっての住民への協力要請
- [文例 17] 食糧等の供給
- [文例 18] ごみ・し尿の収集状況
- [文例 19] 防犯・防火の広報
- [文例 20] 防疫・保健衛生の広報
- [文例 21] 学校等の再開
- [文例 22] 電気の復旧状況
- [文例 23] 水道の復旧状況
- [文例 24] 電話の復旧状況
- [文例 25] 道路の復旧状況

[文例 1] 台風接近等による河川水位上昇の警戒広報

- こちらは防災加東市役所です。
- ・台風第〇号は本日〇時頃加東市に最接近する見込みです。
 - ・強い雨や風、河川増水等の危険性があります。
 - ・強くなる前に早めの飛散物対策をお願いします。
 - ・避難情報発令の可能性がありますので、不要不急の外出はお控えください。
 - ・切れた電線などには絶対に近づかず送配電会社へ連絡してください。

くりかえします。…………こちらは防災加東市役所でした。

[文例 2] ダムの放流による河川水位上昇の警戒広報

- こちらは防災加東市役所です。
- ・〇〇の影響により間もなく大川瀬（鳴川）ダムから放流が始まり、東条川の水位が急に上昇することが予想されます。
 - ・避難情報発令の可能性がありますので、不要不急の外出はお控えください。

くりかえします。…………こちらは防災加東市役所でした。

[文例 3] 大雨による土砂災害への警戒広報

- こちらは防災加東市役所です。
- ・〇〇の影響により土砂災害の危険性が非常に高くなっています。
 - ・避難情報発令の可能性がありますので、不要不急の外出はお控えください。
 - ・風や雨が強くなる前に早めの飛散物対策をお願いします。
 - ・切れた電線などには絶対に近づかず送配電会社へ連絡してください。

くりかえします。…………こちらは防災加東市役所でした。

[文例 4－1] 地震発生後 2 時間以内の場合

●こちらは防災加東市役所です。

- ・先ほどの地震は「震度〇弱（強）」と発表されました。
- ・今後の地震情報、余震に注意してください。
- ・避難する場合は、次の事に注意してください。
- ・火の元を消してください。ガスの元栓をしめてください。
- ・電源ブレーカーをおとしてください。あわてて外に飛び出さないでください。
- ・ケガをしないよう、靴等を履いてください。建物等、上部からの落下物に注意してください。
- ・避難する場合は、行き先がわかるようにしてください。
- ・壊れた建物、屋根瓦、ブロック塀から離れて避難してください。
- ・切れた電線には、近寄らないでください。
- ・助けを求めている人がいたら、近くにいる人達で助けてください。
- ・緊急車両が通るため、車の使用を控えてください。

くりかえします。…………こちらは防災加東市役所でした。

●こちらは防災加東市役所です。

- ・引き続き、余震に気を付けてください。
- ・火災予防のため、火の使用は控えてください。
- ・助けを求めている人がいたら、近くにいる人達で助けてください。
- ・電話での安否確認は、控えてください。
- ・安否確認は、災害伝言板、災害伝言ダイヤル等で確認してください。
- ・引き続き、ラジオ等から正確な情報を得てください。
- ・出どころのわからない情報（デマ）には、注意をしてください。
- ・緊急車両が通るため、車の使用を控えてください。

くりかえします。…………こちらは防災加東市役所でした。

[文例 4－2] 地震発生後 2 時間～6 時間の場合

- こちらは防災加東市役所です。引き続き、余震に気を付けてください。
 - ・皆さんで、近所の人たちの安否確認をしてください。
 - ・助けを求めている人がいたら、近くにいる人達で助けてください。
 - ・お年寄りだけの家庭や子供だけの家庭はありませんか。
 - ・身のまわりが落ち着いたら、声をかけてください。
 - ・火災予防のため、火の使用は控えてください。ガス栓を締めてください。
 - ・電気器具のスイッチも切ってください。

くりかえします。…………こちらは防災加東市役所でした。

- こちらは防災加東市役所です。
 - ・しばらくの間、控えていただくことがあります。
 - ・電話の使用は、控えてください。
 - ・水の使用は、控えてください。
 - ・電気の使用は、控えてください。
 - ・不必要的外出は、控えてください。
 - ・マッチ、ライター、ろうそくの使用は、控えてください。
 - ・引き続き、ラジオ等から正確な情報を得てください。
 - ・出どころのわからない情報（デマ）には、注意をしてください。

くりかえします。…………こちらは防災加東市役所でした。

- こちらは防災加東市役所です。引き続き、余震に気を付けてください。
 - ・人命救助・物資輸送のため、緊急交通路、緊急輸送道路では、緊急車両が通りますので、車の使用を控えてください。

くりかえします。…………こちらは防災加東市役所でした。

[文例4－3] 地震発生後6時間以降の場合

●こちらは防災加東市役所です。

- ・〇〇地区では、〇〇〇〇を避難所として開設しております。避難をする人はこの施設を利用して下さい。
- ・これまでに分かった加東市の被害は、亡くなった方が〇〇人、重傷の方が〇〇人です。
- ・加東市の家屋の被害状況は、全壊が〇〇棟、半壊が〇〇棟です。
- ・今回の地震で集中している地域は〇〇です。

くりかえします。…………こちらは防災加東市役所でした。

●こちらは防災加東市役所です。

- ・現在、市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。
- ・また、電話についてもかかりにくくなっています。
- ・家族等の安否確認については、災害伝言板、災害伝言ダイヤル等で確認してください。
- ・小さいお子さんやお年寄りの方、からだの不自由な方がいましたら、一声かけて安心させてください。
- ・復旧には数日、かかることが予想されます。
- ・今後の詳しい情報は、防災行政無線、防災情報メール、広報車等でお知らせします。
- ・引き続き、ラジオ等から正確な情報を得てください。
- ・出どころのわからない情報（デマ）には、注意をしてください。

くりかえします。…………こちらは防災加東市役所でした。

●こちらは防災加東市役所です。

- ・現在のところ地震はおさまっていますが、余震があるかもしれません。余震は本震ほど強くありませんが、十分に注意をしてください。

くりかえします。…………こちらは防災加東市役所でした。

[文例 5] 火災地区住民への避難指示の伝達

- 緊急放送。緊急放送。こちらは防災加東市役所です。
 - ・〇〇地区周辺で火災が発生しました。
 - ・火災は、現在〇〇方向へ燃え広がっています。
 - ・避難指示が出されました。〇〇地域の方は全員〇〇方面へ避難してください。
 - ・火災は、現在〇〇方面へ燃え広がっております。〇〇地区の方は〇〇方面へ避難してください。
 - ・なお、現場の警察官や市職員・消防職員・消防団員などの指示に従い、落ち着いて避難してください。
- くりかえしてお知らせします。…………こちらは防災加東市役所でした。
(住民の避難が完了するまで繰り返すこと)

[文例 6] 土砂災害警戒区域住民等への警戒レベル4避難指示の伝達

- 警戒レベル4！警戒レベル4！
- ・こちらは防災加東市役所です。
- ・土砂災害のおそれが高まったため、〇〇地区、〇〇地区の土砂災害警戒区域に警戒レベル4避難指示を発令しました。
- ・〇〇地区、〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる方は、緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ全員避難してください。
- ・なお、市が現在開設している避難所は〇〇、〇〇です。

くりかえします。…………こちらは防災加東市役所でした。

[文例 7] 浸水危険地区住民への警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示の伝達

《警戒レベル3高齢者等避難》

●警戒レベル3！警戒レベル3！

- ・こちらは防災加東市役所です。
- ・〇〇川氾濫のおそれがあるため、〇〇地区の浸水想定区域に対し、警戒レベル3高齢者等避難を発令しました。
- ・〇〇地区の浸水想定区域にいる高齢者や障害をお持ちの方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ・ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- ・それ以外の方も、不要不急の外出を控えて、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- ・特に、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。
- ・なお、市が現在開設している緊急避難場所は〇〇、〇〇です。

くりかえします。…………こちらは防災加東市役所でした。

《警戒レベル4避難指示》

●警戒レベル4！警戒レベル4！

- ・こちらは防災加東市役所です。
- ・〇〇川氾濫のおそれが高まったため、〇〇地区、〇〇地区の浸水想定区域に対し、警戒レベル4避難指示を発令しました。
- ・〇〇地区、〇〇地区の浸水想定区域にいる方は、緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ全員避難してください。
- ・ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- ・なお、市が現在開設している緊急避難場所は〇〇、〇〇です。

くりかえします。…………こちらは防災加東市役所でした。

[文例 8] 原子力災害時の避難指示

●緊急放送、緊急放送、こちらは防災加東市役所です。

- ・原子力災害による避難指示発令。
- ・〇〇地区に避難指示を発令しました。
- ・〇〇時〇〇分頃、〇〇道路〇〇付近において、核燃料物質を輸送中の車両による事故が発生しました。
- ・今後、この地域では放射能による汚染が予想されますので、〇〇地区の住民は直ちに〇〇又は〇〇地区以外の屋内へ避難してください。
- ・毛布、着替え、食料、水などを持参してください。

くりかえしてお知らせします。…………こちらは防災加東市役所でした。

[文例 9] 災害時市民相談窓口の開設

- こちらは防災加東市役所です。災害時市民相談窓口の開設についてお知らせします。
- ・災害時市民相談窓口を、〇〇〇〇に設置しました。
- ・災害時市民相談窓口では、行方が分からなくなった家族や知人の捜索の受付を行うほか、災害対策本部が把握している各種の情報提供を行っております。

くりかえしてお知らせします。…………こちらは防災加東市役所でした。

[文例 10] 安心情報の伝達

- こちらは防災加東市役所です。現在把握している安心情報をお知らせします。
- ・〇〇地区では、半壊以上の被害はでておりません。
- ・〇〇（保育所、こども園、小学校、中学校）の園児、児童、生徒は全員無事との報告が入ってきておりますので安心してください。なお、園児や児童・生徒などは、全員、各学校で保護しております。
- ・〇〇（保育所、こども園、小学校、中学校）では数人の怪我人が出ておりますが、いずれも軽傷ですので安心してください。
- ・〇〇小学校、〇〇中学校は、学校への延焼火災が心配されておりましたが、現在はそのおそれはなくなりました。

くりかえしてお知らせします。…………こちらは防災加東市役所でした。

[文例 11] 道路状況と交通規制

- こちらは防災加東市役所です。道路交通情報をお知らせします。
- ・現在、市内の道路は、全ての車の通行が禁止されております。市民の皆さん、車は使用しないでください。
- ・現在、市内の〇〇道路と〇〇道路はすべて車の通行が禁止されております。
- ・現在、市内の道路のうち〇〇（線、通り）は〇〇〇〇のため通行が禁止されております。

くりかえしてお知らせします。…………こちらは防災加東市役所でした。

[文例 12] 公共交通機関の運行状況

- こちらは防災加東市役所です。交通機関の運行状況をお知らせします。
- ・現在、鉄道、バス等の交通機関は、地震のためすべて運転を中止しております。
- ・各交通機関では、路線等の点検を行っておりますが、運転再開の見通しはたっておりません。
- ・運転の見通しや運行の状況については、テレビやラジオから情報を得てください。
- ・現在、〇〇線の全区間、〇〇線の〇〇と〇〇の間で運転が再開されました。

くりかえしてお知らせします。…………こちらは防災加東市役所でした。

[文例 13] 避難所の開設

- こちらは防災加東市役所です。避難所の開設についてお知らせします。
- ・加東市では、〇〇小学校、〇〇中学校、〇〇公民館を避難所として開設いたしました。被災された方は最寄りの避難所に避難してください。

くりかえしてお知らせします。…………こちらは防災加東市役所でした。

[文例 1 4] 救護所の開設状況

- こちらは防災加東市役所です。救護所の開設状況についてお知らせします。
 - ・ケガをされた方のため、救護所を〇〇小学校、〇〇中学校に開設しております。
- くりかえしてお知らせします。…………こちらは防災加東市役所でした。

[文例 1 5] 応急給水の供給状況

- こちらは防災加東市役所です。応急給水の供給状況についてお知らせします。
 - ・現在、市内全域（〇〇地域）は断水しています。
 - ・市では、〇〇小学校、〇〇中学校、〇〇公民館において〇〇時より飲み水を配る予定をしております。
- くりかえしてお知らせします。…………こちらは防災加東市役所でした。

[文例 1 6] 水使用にあたっての住民への協力要請

- こちらは防災加東市役所です。水の利用の注意事項についてお知らせします。
 - ・水は大切に使いましょう。無駄な水の使用はやめてください。
 - ・長い間くみ置いた水は必ず沸かしてから飲んでください。
 - ・蛇口から濁った水が出た場合は、バケツ等にくみ置き、うわ水を沸かして利用してください。
 - ・底にたまつた濁り水やくみ替えた水は、掃除や洗濯などの生活用水に使用するなど、水の有効使用に努めましょう。
 - ・水洗トイレのタンクの水も、飲み水になります。飲み水を確保するため、トイレの水は流さないでください。
- くりかえしてお知らせします。…………こちらは防災加東市役所でした。

[文例 1 7] 食糧等の供給

- こちらは防災加東市役所です。食糧等の供給についてお知らせします。
 - ・〇〇地域の皆さんには、〇〇小学校・〇〇中学校において〇〇時より食糧（毛布）などを配る予定をしております。被災された方は取りにお越しください。
- くりかえしてお知らせします。…………こちらは防災加東市役所でした。

[文例 1 8] ごみ・し尿の収集状況

- こちらは防災加東市役所です。ごみ（し尿）の収集状況についてお知らせします。
 - ・現在、〇〇のため、市内全域でごみ（し尿）の収集作業を中止しています。
 - ・〇〇地域については、〇〇ごみ（し尿）は、〇〇日頃に収集作業が再開される予定です。
- くりかえしてお知らせします。…………こちらは防災加東市役所でした。

[文例 1 9] 防犯・防火の広報

- こちらは防災加東市役所です。住民の皆さんへ防犯・防火のお願いです。
 - ・現在、警察・消防ではパトロールを強化し、防犯・防火に努めております。
 - ・住民の皆さん、家の戸締まりや火の始末を必ず行ってください。
 - ・夜の外出はなるべくやめましょう。
- くりかえしてお知らせします。…………こちらは防災加東市役所でした。

[文例 2 0] 防疫・保健衛生の広報

- こちらは防災加東市役所です。住民の皆さんに衛生上の注意事項をお知らせします。
 - ・飲み水は、安全のため、沸かして飲むようにしてください。
 - ・食中毒にならないよう、食品は必ず火を通したものを食べるようにしてください。
 - ・熱が出たり、下痢など身体に異常のある方は、すぐ医師の手当を受けてください。
- くりかえしてお知らせします。…………こちらは防災加東市役所でした。

[文例 2 1] 学校等の再開

- こちらは防災加東市役所です。保育所、幼稚園、小学校、中学校の授業の再開についてお知らせします。
 - ・○○保育所は○○日から、○○こども園は○○日から開園します。
 - ・○○小学校は○○日から、○○中学校は、○○日から授業を再開します。
- くりかえしてお知らせします。…………こちらは防災加東市役所でした。

[文例 2 2] 電気の復旧状況

- こちらは防災加東市役所です。電気の復旧状況についてお知らせします。
 - ・現在、市内全域が停電しています。
 - ・○○地域は○○日○○時頃、復旧する見込みです。
 - ・○○地域を除き、○○日○○時頃には復旧する見込みです。
 - ・現在、○○地区一帯が停電していますが、○○地区は○○日頃に、○○地区、○○地区については○○日頃に復旧する見込みです。
- くりかえしてお知らせします。…………こちらは防災加東市役所でした。

[文例 2 3] 水道の復旧状況

- こちらは防災加東市役所です。水道の復旧状況についてお知らせします。
 - ・現在、市内全域（○○地区一帯）が断水していますが、（○○地区を除き）○○日○○時頃には復旧する見込みです。
 - ・現在、○○地区一帯が断水していますが、○○地区については○○日頃また、○○地区、○○地区については○○日頃に復旧する見込みです。
- くりかえしてお知らせします。…………こちらは防災加東市役所でした。

[文例 2 4] 電話の復旧状況

- こちらは防災加東市役所です。電話の復旧状況についてお知らせします。
 - ・現在、市内全域で電話が不通になっています。復旧にはあと○○日程度かかる見込みです。
 - ・現在、○○地区一帯で電話が不通になっています。○○地区については○○日頃に、また、○○地区、○○地区については○○日頃に復旧する見込みです。
- くりかえしてお知らせします。…………こちらは防災加東市役所でした。

[文例 2 5] 道路の復旧状況

- こちらは防災加東市役所です。道路の復旧状況についてお知らせします。
 - ・現在、〇〇通り、〇〇通り、……………は、道路損壊（がけ崩れ・冠水・橋の流失）のため、不通になっております。
 - ・〇〇通りについては〇〇日頃、また〇〇通りについては、〇〇日頃には、開通する見込みです。
 - ・運転者の皆さんには、交通標識や現場の警察官などの指示に従って、安全運転を心がけてください。
- くりかえしてお知らせします。…………こちらは防災加東市役所でした。

3-2 関係機関等の連絡先一覧

【市】

施設名	所在地	電話番号
市庁舎	社 50	42-3301

【県】

機関名	所在地	電話番号
兵庫県庁 危機管理部災害対策課	神戸市中央区下山手5-10-1	078-341-7711
		078-362-9988
兵庫県広域防災センター	三木市志染町御坂1-19	0794-87-2920
人と防災未来センター	神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2	078-262-5050
兵庫県消防防災航空隊		078-303-1192
神戸市消防局警防部司令課 夜間（17:30～翌朝8:45）	神戸市中央区加納町6-5-1	(ハ)要請専用 078-331-0119 FAX 078-392-2119
兵庫県災害対策本部事務局		(ハ)要請 078-362-9900 FAX 078-362-9911
県立加古川医療センター *昼間、救急搬送のみ	加古川市神野町神野203	(ハ)要請 079-497-7000(代) FAX 079-438-8800
兵庫県社総合庁舎	社1075-2	42-5111
(北播磨県民局)	総務防災課	42-9308
	加東健康福祉事務所 (健康管理関係) (地域保健関係)	42-9362 42-9488
	加東農林振興事務所 (農政関係) (森林関係)	42-9422 42-9423
	加古川流域土地改良事務所	0794-82-9843
	加東土木事務所 (管理関係) (河川砂防関係) (道路整備関係) (道路保全関係)	42-9388 42-6936 42-9398 42-9428
兵庫県教育委員会播磨東教育事務所	加古川市加古川町寺家町天神木97-1 (加古川総合庁舎)	079-421-1101
兵庫県加東警察署	社1075-2	42-0110

【自衛隊】

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊 青野原駐屯地 第8高射特科群第340高射中隊	小野市桜台1	0794-66-7301
陸上自衛隊 第3特科隊第3中隊	姫路市峰南町1-70	079-222-4001
自衛隊兵庫地方協力本部	神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-3 神戸防災合同庁舎	078-261-9777

【消防】

機 開 名	所 在 地	電 話 番 号
北はりま消防組合加東消防署	上中778-52	42-0119
北はりま消防組合加東消防署東条出張所	天神123	47-0119

【消防庁】

機 開 名	所 在 地	電 話 番 号
消防庁	東京都千代田区霞が関2-1-2	03-5253-5111
平常時（広域応援室）		03-5253-7527
閉庁時間外（危機管理センター）		03-5253-7777

【指定地方行政機関】

機 開 名	所 在 地	電 話 番 号
近畿管区警察局	大阪市中央区谷町2-1-17	06-6944-1234
近畿総合通信局	大阪市中央区大手前1-5-44	06-6942-8504
近畿財務局 神戸財務事務所	神戸市中央区海岸通29	078-391-6941
近畿厚生局	大阪市中央区大手前4-1-76	06-6942-2241
兵庫労働局 (西脇労働基準監督署)	西脇市西脇885-30	22-3366
近畿農政局 (神戸地域センター)	神戸市中央区海岸通29	078-331-5924
近畿中国森林管理局 (兵庫森林管理署)	宍粟市山崎町今宿100-1	050-3160-6170
近畿経済産業局	大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6001
中部近畿産業保安監督部近畿支部	大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6061
近畿地方整備局 (兵庫国道事務所) (姫路河川国道事務所) (〃 小野出張所)	神戸市中央区波止場町3-11 姫路市北条1-250 小野市阿形町1082-2	078-334-1600 079-282-8211 0794-63-2792
近畿運輸局 (神戸運輸監理部兵庫陸運部)	神戸市東灘区魚崎浜町34-2	078-453-1106
神戸地方気象台	神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-3	078-222-8907
近畿地方環境事務所	大阪市中央区大手前1-7-31	06-4792-0700
近畿地方測量部	大阪市中央区大手前4-1-76	06-6941-4507

【指定公共機関】

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
日本放送協会 (神戸放送局)	神戸市中央区中山手通2-24-7	078-252-5100
西日本旅客鉄道株式会社 (近畿統括本部)	大阪市淀川区宮原4-3-39	06-6376-6181
日本通運株式会社 (西脇事業所)	西脇市平野町522-5	22-3001
西日本電信電話株式会社 (兵庫支店)	神戸市中央区海岸通11	078-393-9440
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-6	03-5202-9909
株式会社NTTドコモ関西支社神戸支店	神戸市中央区小野柄通4-1-22	078-231-4399
KDDI株式会社関西総支社	大阪市中央区城見2-2-72	06-7178-9001
ソフトバンク株式会社	大阪市中央区城見1-2-27	06-6949-5004
関西電力送配電株式会社 (姫路本部) (社配電営業所)	姫路市十二所前町117 社1446-1	0800-777-3081
大阪ガスネットワーク株式会社 (兵庫事業部導管計画チーム)	神戸市中央区港島中町4-5-3	078-303-7725
日本郵便株式会社 (社郵便局)	社1738-67	42-2200
西日本高速道路㈱ 関西支社 (福崎高速道路事務所)	神崎郡福崎町西田原2023	0790-22-4915
日本赤十字社 (兵庫県支部)	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-5	078-241-9889
日本銀行 (神戸支店)	神戸市中央区京町81	078-334-1111

【指定地方公共機関】

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
株式会社サンテレビジョン	神戸市中央区港島中町6-9-1	078-303-3168
兵庫エフエム放送株式会社	神戸市中央区波止場町5-4	078-322-1004
株式会社ラジオ関西	神戸市中央区東川崎町1-5-7	078-362-7380
神姫バス株式会社 (社営業所)	社777-21	42-0057
一般社団法人兵庫県トラック協会 (北播支部)	神戸市灘区大石東町2-4-27 西脇市落方町8-15	078-882-5556 27-1056
一般社団法人兵庫県L P ガス協会	神戸市中央区下山手通6-3-28	078-361-8064
一般社団法人兵庫県医師会	神戸市中央区磯上通6-1-11	078-231-4114
兵庫県道路公社	神戸市中央区下山手通4-18-2	078-232-9633

【近隣（東播・隣接）市町】

機関名	所在地	電話番号
小野市	小野市中島町531	0794-63-1000
西脇市	西脇市下戸田128-1	22-3111
加西市	加西市北条町横尾1000	0790-42-1110
三木市	三木市上の丸町10-30	0794-82-2000
多可町	多可郡多可町中区中村町123	32-2380
明石市	明石市中崎1-5-1	078-912-1111
加古川市	加古川市加古川町北在家2000	079-421-2000
高砂市	高砂市荒井町千鳥1-1-1	079-442-2101
稻美町	加古郡稻美町国岡1-1	079-492-1212
播磨町	加古郡播磨町東本荘1-5-30	079-435-0355
丹波篠山市	丹波篠山市北新町41	079-552-1111
三田市	三田市三輪2-1-1	079-563-1111

【公共的団体等】

団体名等	所在地	電話番号
社会福祉法人加東市社会福祉協議会	社26	42-2006
加東市商工会	社717-1	42-0253
一般社団法人小野市・加東市医師会	小野市中町323-13	0794-62-5280
一般社団法人兵庫県歯科医師会	神戸市中央区山本通5-7-18	078-351-4181
一般社団法人兵庫県薬剤師会	神戸市中央区下山手通6-4-3	078-341-7585
一般社団法人東播開業獣医師会	渡辺動物病院	42-9900
	アリス動物病院	43-0203
	中野動物クリニック	45-9501
	このみ動物病院	21-6182

【応急対策業務協定等団体】

機関名	所在地	電話番号
みのり農業協同組合 本店	社1777-1	42-5141
社支店	社1777-1	42-2016
滝野支店	上滝野2426	48-3141
東条支店	天神277-1	47-1155
加東営農経済センター	貝原287	40-0050
東条営農経済センター	天神277-1	47-1191
株式会社エーコープ近畿 滝野店	上滝野812	48-2269
株式会社銀ビルストアー ポンマルシェ社店	社338	42-4391
イオンリテール株式会社イオン 社店	社1126-1	40-2300
マックスバリュ西日本株式会社		

社店 東条店	梶原333-1 掎鹿谷323	42-4520 47-6870
コーナン商事株式会社 ホームストック東条店	岩屋197-1	40-8558
株式会社ジュンテンドー社店	上中333-1	40-2038

【その他関係機関等】

〔交通機関等〕（指定公共機関、指定地方公共機関を除く）

(1) タクシー等

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
ファイブスタータクシー株式会社（小野・加東・三木営業所）	小野市浄谷町2943	0120-210-956
公益社団法人兵庫県バス協会	神戸市中央区下山手通4-15-8	078-391-0543

(2) レンタカー

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
株式会社滝野自動車	下滝野4-132	48-2392

(3) 運輸

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
西日本ジェイアールバス株式会社 神戸営業所	神戸市中央区港島4-6-2	078-304-7550

【小学校・中学校・高等学校・大学】

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
市立社小学校	社1550	42-0004
市立福田小学校	沢部613-1	42-1043
市立三草小学校	上三草118	42-0221
市立米田小学校	上久米1693	44-0004
市立鴨川小学校	平木1308	45-0004
市立滝野東小学校	新町88	48-2037
市立滝野南小学校	高岡949	48-2162
兵庫教育大学附属小学校	山国2013-4	40-2216
市立社中学校	木梨1134-62	42-0152
市立滝野中学校	下滝野761	48-2032
兵庫教育大学附属中学校	山国2007-109	40-2222
市立東条学園小中学校	天神56	47-0024
兵庫県立社高等学校	木梨1356-1	42-2055
国立大学法人兵庫教育大学	下久米942-1	44-2010
北播磨こども発達支援センター 事務組合わかあゆ園	下滝野1283-1	48-3074

3-3 気象庁震度階級関連解説表

(平成21年3月31日改定)

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなつた場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めるなどを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがあります、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につからまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちことがある。ブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわからないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木 造 建 物 （ 住 宅 ）	
	耐 震 性 が 高 い	耐 震 性 が 低 い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄 筋 コ ン ク リ 一 ト 造 建 物	
	耐 震 性 が 高 い	耐 震 性 が 低 い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じことがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスマーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。※
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

3-4 被害程度認定基準

1 被害程度認定基準

被害区分		認 定 基 準
人 的 被 害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家 の 被 害	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊・焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模 半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模 半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部損壊	準半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし窓ガラスが2~3枚割られた程度のものは除く。
	床上浸水	その住家の床より上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積のため一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、

	神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
--	---

なお、人的被害及び住家被害を除くその他被害に関して、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める報告を行うときには、災害法報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日消防防第 246 号消防庁長官）記載の言葉の定義に基づき、災害報告することとする。

2 浸水等による住宅被害の認定

府政防第842号
平成16年10月28日

各都道府県知事 殿
財団法人都道府県会館 理事長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

浸水等による住宅被害の認定について

標記については、新潟・福井豪雨災害以来続いている一連の豪雨、台風等の災害による家屋の浸水被害の状況等を踏まえ、住宅被害の認定にかかる被災者生活再建支援法の弾力的な運用を図ることにより、被災者生活再建支援法の積極的活用を図る観点から、下記のとおり示すこととした。

各都道府県におかれでは、被災住宅の被害認定にあたってこれを積極的に活用し、被災者の支援に万全を期されたい。なお、貴管内の市町村に周知方取り計らわれたい。

記

1. これらの住宅の被害の認定にあたっては、被害の状況に応じ適切に認定を行うことが必要である。特に、床上浸水等の被害に係る住宅の被害認定にあたっては、以下の点に留意し、

「床上浸水」等の被害の状況に応じ、被災者生活再建支援法を積極的に活用されたい。

(1) 床材、壁材、断熱材などの建材は、一度浸水すると、本来の機能を損失し、又は通常求められる住居の快適性を著しく阻害する場合がある。このため、被害認定にあたっては、以下の点について留意が必要である。具体的には、各建材について、以下のとおり取り扱い願いたい。

- ① 浸水により、畳が吸水し膨張した場合には、「床」の損傷として取り扱うものであること。
- ② 浸水により、合成樹脂系床材が汚損や剥離した場合には、「床」の損傷として取り扱うものであること。
- ③ 浸水により、床の下地材等が吸水・膨張等した場合には、「床」の損傷として取り扱うものであること。
- ④ 浸水により、階段の床等が汚損や浮きが生じた場合には、「床」の損傷として取り扱うものであること。
- ⑤ 浸水により、フローリング材の眉間剥離・浮き上がり等した場合には、「床」の損傷として取り扱うものであること。
- ⑥ 浸水の水位が低位であった場合でも、壁内部のパネルや断熱材の吸水により、壁の全面が膨張している場合には、「内壁」全面の損傷として取り扱うものであること。
- ⑦ 浸水により、外壁のモルタルやタイル等の仕上げ壁の汚損や剥離等した場合には、「外壁」の損傷として取り扱うものであること。
- ⑧ 浸水により、塗土が剥落した場合には、「外壁」・「内壁」

の損傷として取り扱うものであること。

- ⑨ 浸水により、クロスの剥離・表面劣化・剥離した場合には、「内壁」・「天井」の損傷として取り扱うものであること。
- ⑩ 浸水により、屋根断熱材・屋根防水材の機能を損失した場合には、「屋根」の損傷として取り扱うものであること。

(2) また、住宅の家具と浴槽、便器、洗面所、台所の流し台などの水廻りの衛生設備等についても、住宅の構成要素であることから、被害認定にあたっては、その損害を評価すること。特に、これら水廻りの衛生設備等については、一度浸水すると、使用できない場合があることから、これら水廻りの衛生設備等が、一見したところ損傷していない場合においても、実際に使用可能な状態にあるかどうかについて、被害認定にあたり、確認する必要がある点に留意願いたい。具体的には、建具、設備等について、以下のとおり取り扱い願いたい。

- ① 浸水により、襖・障子・ドアが変形し、開閉が困難となつた場合には、「建具」の損傷として取り扱うものであること。
- ② 浸水により、ドア等の面材が膨張剥離した場合には、「建具」の損傷として取り扱うものであること。
- ③ 台所の流し台、浴槽、洗面所、便器などの設備は、浸水により、衛生設備としての機能を損失する場合があり、その場合、「設備」の損傷として取り扱うものであること。

(3) 浸水被害をもたらす台風災害においては、浸水被害ばかりではなく強風による被害を伴う場合が多い。浸水被害を認定する場合には、強風による被害についても併せて認定するよう留意願いたい。具体的には、屋根、天井について、以下のとおり取り扱い願いたい。

○強風により、屋根が損壊して浸水し、天井板等が吸水・膨張等した場合には、「屋根」・「天井」の損傷として取り扱うものであること。

(4) 浸水被害をもたらす台風災害においては、堤防の決壩による水圧や土砂崩れになる土石や泥流の流入によって、住宅に物理的な損傷が生じる事例も多い。特に、柱や基礎は、住宅の構造耐力上の重要な構成部位であることから、こうした損傷についても、浸水による被害と併せて認定するよう、特に留意願いたい。具体的には、柱、基礎の損傷について、以下のとおり取り扱い願いたい。

- ① 泥流により、柱が損傷を受け変形等した場合等には、「柱」の損傷として取り扱うものであること。
- ② 泥流により、基礎が流出・ひび割れ等した場合には、「基礎」の損傷として取り扱うものであること。

2. 1. に示した点に留意しつつ、適切な被害認定を行うことにより、浸水により畳が浸水し、壁の全面が膨張しており、さらに、浴槽などの水廻りの衛生設備等についても機能を損失し

ている場合等には、一般的に「大規模半壊」又は「全壊」に該当することになるものと考えられる。

また、施行令第2条第1号に基づき、「半壊」であっても、やむを得ず住宅を解体する場合には、「全壊」と同様に取り扱うこととなるが、浸水等の被害により、流入した土砂の除去や耐え難い悪臭のためやむを得ず住宅を解体する場合には、「やむを得ず解体」するものとして、「全壊」と同様に取り扱うものとする。

3-5 調査事項・報告先一覧

調査事項	調査担当	報告先
災害即報	市（各部）→市（本部事務局）	市（本部事務局）→県地方本部事務局・県本部事務局（県災害対策課）
市有財産	市（各部）	市（本部事務局）
人的被害	行方不明者 死者・負傷者	市（各部） 市（各部）
住家被害		市（総務対策部）
火災による被害		消防本部
避難所開設状況	市（生活対策部）	県地方本部事務局（県民局防災担当）
廃棄物処理施設（し尿処理施設含む）の被害	市（環境対策部）	県民局環境担当
社会福祉施設等の被害	市（生活対策部）	県民局県民担当
火葬施設の被害	市（環境対策部）	加東健康福祉事務所
水道施設の被害・復旧状況	市（上下水道対策部）	加東健康福祉事務所
農林畜産被害	市（農林対策部）	加東農林振興事務所
農地・農業用施設被害	市（農林対策部）	土地改良事務所等
治山・林道施設被害	市（農林対策部）	加東農林振興事務所
都市公園被害（市管理）	市（建設対策部）	加東土木事務所
市街地の被害	市（建設対策部）	県都市計画課
公共土木施設等	市管理 直轄	市（建設対策部） 国道事務所
道路の不通状況	市道 その他	市（建設対策部） 各道路管理者
水防関係の情報	市（建設対策部） 河川管理施設ダム・利水ダム	加東土木事務所・土地改良事務所・兵庫県東播土地改良区 市（建設対策部）
教育関係の情報	市（教育対策部）	播磨東教育事務所
ボランティア活動状況	市社会福祉協議会	県社会福祉協議会
危険物施設等被害状況	重大事案 その他	消防本部 消防本部
医療施設・感染症施設被害	各医療機関	加東健康福祉事務所、市（生活対策部）
鉄道の不通状況	J R 西日本	市（建設対策部）
ライフライン被害・復旧状況	N T T 西日本、関西電力送配電	市（本部事務局）
商工業被害	商工会議所、各事業所・関係団体	市（総務対策部）
高圧ガス・火薬類被害	各事業者	市（本部事務局）
市街地整備事業被害	施工者	市（建設対策部）→県市街地整備課
災害全般	警察署	市（本部事務局）

3-6 県への要請事項・報告先一覧

要請事項	要請元	要請先
自衛隊派遣・各種支援要請	市（本部事務局）	県地方本部事務局（県民局防災担当）
隣接市町での避難所の開設	市（本部事務局）	県地方本部事務局（県民局防災担当）
陸上鉄道輸送の要請	市（本部事務局）	県地方本部事務局（県民局防災担当）
航空輸送の要請	市（本部事務局）	県地方本部事務局（県民局防災担当）
陸上自動車輸送のあっせん	市（本部事務局）	県地方本部事務局（県民局防災担当）
専門家の派遣	市（本部事務局）	県地方本部事務局（県民局防災担当）
警察官の協力要請	市（本部事務局）	警察署
災害救援専門ボランティアの派遣	市（本部事務局）	県地方本部事務局（県民局防災担当）
放送要請	市（総務対策部）	県地方本部事務局（県民局防災担当）
緊急警報放送要請	市（総務対策部）	県地方本部事務局（県民局防災担当）
報道要請	市（総務対策部）	県地方本部事務局（県民局防災担当）
非常災害用木材の調達・あっせん	市（建設対策部）	加東農林振興事務所
建設資機材等のあっせん	市（建設対策部）	県本部事務局（県災害対策課）
救助用建設資機材	市（建設対策部）	県本部事務局（県災害対策課）
応急危険度判定士の派遣	市（建設対策部）	土木事務所建築指導課
被災宅地危険度判定士の派遣	市（建設対策部）	県民局まちづくり担当
応急仮設住宅の建設支援	県（住宅班）	県民局まちづくり担当
公営住宅の一時入居	県（住宅班）	県民局まちづくり担当
物資のあっせん	市（総務対策部）	県地方本部事務局（県民局防災担当）
物資のあっせん（福祉関係機器）	市（生活対策部）	県地方本部事務局（県民局防災担当）
食料の調達・あっせん	市（総務対策部）	県地方本部事務局（県民局防災担当）
生活必需物資の流通確保	市（総務対策部）	県民局産業労働担当
大規模店舗等の早期営業要請	市（総務対策部）	県民局産業労働担当
飲料水の供給、給水車の派遣、水道復旧工事に関する人材派遣	市（上下水道対策部）	ブロック代表市長 →県水道課
がれき処理対策、ごみ処理対策、し尿処理対策	市（環境対策部）	県民局環境担当
感染症対策薬剤等の提供	市（保健対策部）	加東健康福祉事務所
遺体処置・埋葬等（広域火葬、ドライアイス・棺等の確保、あっせん、遺体の搬送）	市（環境対策部）	加東健康福祉事務所
風呂対策支援	市（生活対策部）	加東健康福祉事務所
愛玩動物の保護・収容	市（環境対策部）	加東健康福祉事務所・動物愛護センター
保健師・栄養士等保健関係者の派遣	市（保健対策部）	加東健康福祉事務所

要請事項	要請元	要請先
医療関係者の派遣	市（保健対策部）	県地域医療情報センター
患者受入医療機関のあっせん	各医療機関 市（保健対策部）	県地域医療情報センター
血液の安定供給	市（保健対策部） 各医療機関	県薬務課 赤十字血液センター
消防・救急応援	消防本部	県本部事務局（県災害対策課）
ヘリの出動	市（本部事務局）・消防本部	市（本部事務局） →県地方本部事務局（県民局防災担当）
ヘリによる患者搬送	各医療機関	消防本部→県本部事務局（県災害対策課）
ライフラインの優先復旧（医療機関関係）	各医療機関	県地域医療情報センター
医薬品の供給	各医療機関	市（救護厚生部）→県薬務課
入院患者に対する食事の提供	各医療機関	県地域医療情報センター
医療用水の確保	各医療機関	県地域医療情報センター

3-7 地震観測点

観測点名称	位 置		設 置 者	備 考
	東 経	北 緯		
加東市社	134° 58' 26"	34° 55' 06"	気象庁	市庁舎及び加東市社公民館
加東市河高	134° 56' 16"	34° 55' 41"	県	加東市滝野総合運動公園
加東市天神	135° 03' 56"	34° 54' 24"	県	加東消防署東条出張署

3-8 雨の強さと降り方（気象庁 平成29年9月現在）

1時間雨量 (ミリ)	10以上 20未満	20以上 30未満	30以上 50未満	50以上 80未満	80以上
予報用語	やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨	猛烈な雨
人の受けるイメージ	ザーザーと降る	どしゃ降り	バケツをひっくり返したように降る	滝のように降る（ゴーゴーと降り続く）	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる
人への影響	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	傘をさしていてもぬれる		傘は全く役に立たなくなる	
屋内 (木造住宅を想定)	雨の音で話し声が良く聞き取れない	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく			
屋外の様子	地面一面に水たまりができる		道路が川のようになる	水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	
車に乗っていて		ワイパーを速くしても見づらい	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロブレーニング現象）	車の運転は危険	

(注 1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは、大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは、大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは、大雨特別警報を発表して注意や警戒を呼びかけます。なお、注意報や警報の基準は地域によって異なります。

(注 2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには、記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

3-9 風の強さと吹き方（気象庁 平成29年9月現在）

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	おおよその時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	おおよその瞬間風速 (m/s)
やや強い風	10 以上 15 未満	～50km	一般道路の自動車	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	樹木全体が揺れる。電線が流れ始める。	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。	樋（とい）が流れ始める。	20
強い風	15 以上 20 未満	～70km		風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。雨戸やシャッターが震える。	
非常に強い風	20 以上 25 未満	～90km	高速道路の自動車	何かにつかまつていなないと立っていられない。飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていらない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。	通常の速度で運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。ビニールハウスのフィルム（被覆材）が広範囲に破れる。	30
	25 以上 30 未満	～110km			道路標識が傾く。		固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。養生の不十分な仮設足場が崩落する。	40
猛烈な風	30 以上 35 未満	～125km	特急電車	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。電柱や街灯で倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。	走行中のトラックが横転する。	外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。	50
	35 以上 40 未満	～140km					住家で倒壊するものがある。鉄骨構造物で変形するものがある。	60
	40 以上	140km～						

(注 1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは、強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは、暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは、暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、注意報、警報の基準は地域によって異なります。

(注 2) 平均風速は、10 分間の平均、瞬間風速は 3 秒間の平均です。風の吹き方は、絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の 1.5 倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は 3 倍以上になることがあります。

(注 3) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- 1 風速は地形や周りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
- 2 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- 3 人や物への影響は、日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなったり場合には内容を変更することがあります。

4 応援協定関係

4-1 主な協定一覧

【市】

協定名	締結年月	協定先	内容
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	H18. 11	兵庫県・県内市町	物資・施設・職員派遣・被災者受け入れ。 担当：北播磨県民局 総務防災課 TEL 42-5111 担当：兵庫県灾害対策課 TEL 078-341-7711
義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	H25. 4	砂川市・一関市・笠間市・桜川市・大田原市・藤岡市・千代田区・港区・新宿区・墨田区・新発田市・諏訪市・西尾市・大津市・野洲市・相生市・豊岡市・赤穂市・加西市・丹波篠山市・三次市・山鹿市	応急対策活動や物資供給等全般。 連絡担当部局：赤穂市 市長公室 危機管理担当 TEL 0791-43-6866
東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	H18. 11	明石市・加古川市・高砂市・稻美町・播磨町・三木市・小野市・加西市・西脇市・多可町	物資・施設・職員派遣。 連絡調整：北播磨ブロック代表
兵庫県水道災害相互応援に関する協定	H22. 4	兵庫県・県内市町・各水道企業団等	応急給水、応急復旧、資機材・車両の拠出、工事業者の斡旋。 東播磨ブロック代表：加古川市 TEL 079-427-3622 事務局：兵庫県企業庁水道課 TEL 078-362-3684
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	H17. 9	兵庫県・県内市町及び関係一部事務組合	資機材等の提供、職員派遣、焼却・破碎中間処理の実施、処理業者の斡旋。 調整部局：兵庫県環境整備課 TEL 078-341-7711 北播磨ブロック幹事：三木市 TEL 0794-82-2000
兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	H8. 1	兵庫県・自治体病院開設市町等(兵庫県自治体病院開設者協議会に属する病院所在市町及び組合)	医療救護チームの派遣、患者受け入れ、医師等人員の応援、医薬品の提供。 総合調整担当病院：神戸市 TEL 078-322-6456
兵庫県ケーブルテレビ広域連携協議会会員相互間の災害時応援協定	H20. 3	姫路市・朝来市・養父市・洲本市・南あわじ市・神河町・多可町・新温泉町・株明石ケーブルテレビ・(公財)京阪神ケーブルビジョン・株ジェイコムウェスト・BAN-BANネットワークス株・株ベイ・コミュニケーションズ・姫路ケーブルテレビ株	資機材等の提供、職員派遣、ボランティア等の募集の放送。 連絡先：締結している会員
災害時等の応援に関する申し合わせ	H24. 7	国土交通省近畿地方整備局	情報の収集・提供。職員、専門家派遣。保有車両等の貸し付け。 連絡先：姫路河川国道事務所 TEL 079-282-8211
播磨広域防災連携協定	H26. 4	姫路市・相生市・加古川市・小野市・赤穂市・西脇市・三木市・高砂市・加西市・宍粟市・たつの市・明石市・多可町・稻美町・播磨町・市川町・福崎町・神河町・太子町・上郡町・佐用町	物資・資機材の提供、職員派遣。 連絡担当部局：姫路市 TEL 079-223-9601
災害時相互応援協定	H29. 7	宇治田原町	食料、飲料水等の供給及び資機材

			の提供、職員派遣、被災者受入れ、ボランティアの斡旋。 TEL 0774-88-2250
--	--	--	--

【関係団体等】

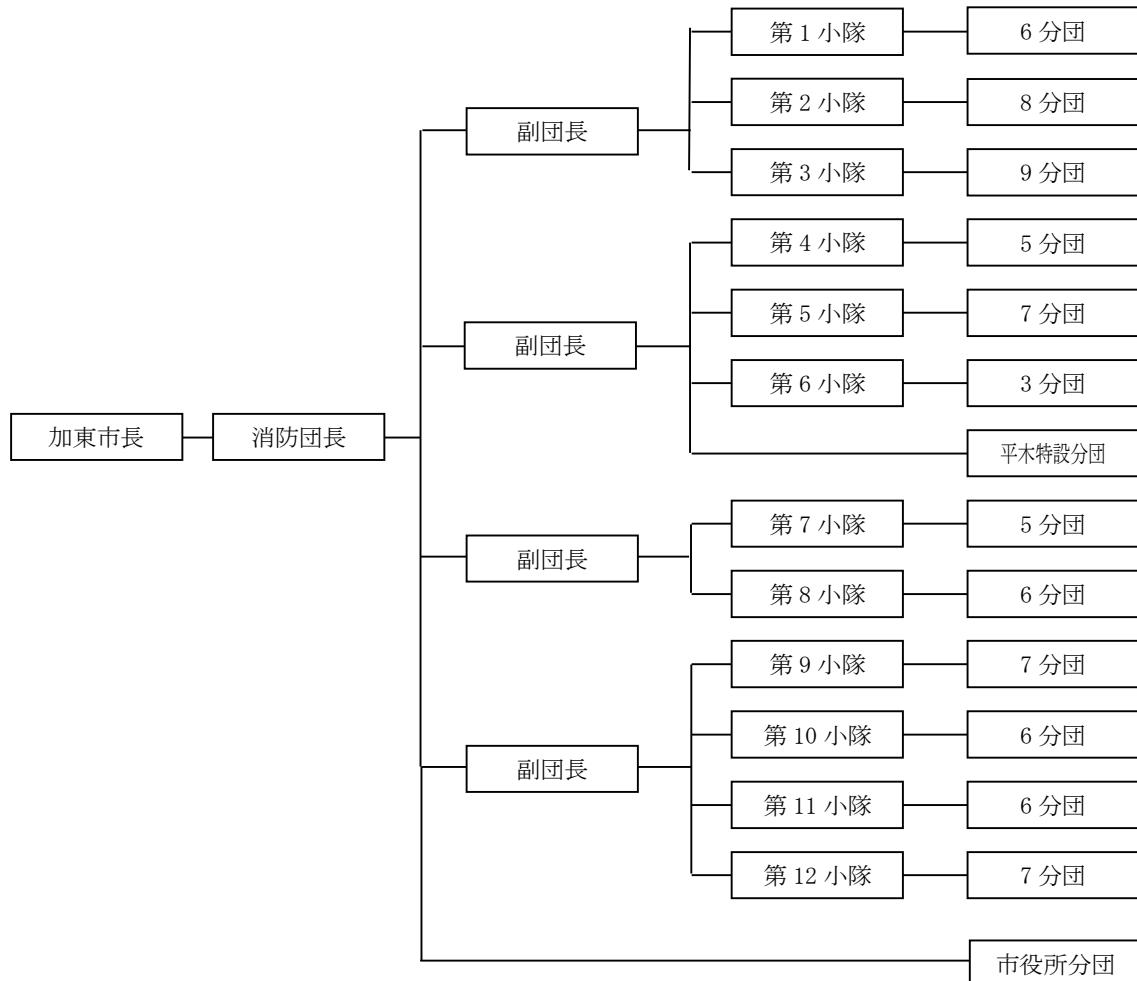
加東市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	H30. 11	(福)加東市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置及び運営。 TEL 42-2006
緊急時における生活物資確保に関する協定	H19. 1	①(株)銀ビルストアー ボンマルシェ社店、②イオンリテール(株)西日本近畿カンパニー、③マックスバリュ西日本㈱、④コーナン商事㈱ホームストック東条店、⑤(株)エーコープ近畿、⑥(株)ジュンテンドー、⑦みのり農業協同組合	食料、飲料水や生活物資等全般にわたる確保・供給。 TEL・担当 ① 42-4391 ② 06-6457-6111・総務グループ 40-2300・店長・人事総務課長 ③ 082-535-8500・総務部 42-4520 (社店) 46-2000 (東条店) ④ 40-8558 ⑤ 072-676-3300・本社 48-2269 (滝野店) ⑥ 40-2038 (社店) ⑦ 42-5141
災害時における応急対策業務に関する協定	H31. 4	①(株)大功組、②(株)横山建設工業、③壺井造園、④(株)藤原組	緊急水防作業、交通確保に係る土砂撤去、人命救助等の緊急作業の実施。 TEL・担当 ① 48-2038 ② 42-3854 ③ 42-2580 ④ 42-0668 ⑤ 42-2575 ⑥ 42-0831 ⑦ 46-1100 ⑧ 42-0558 ⑨ 38-7730 ⑩ 44-0111 ⑪ 42-2400
	R2. 4	⑤(有)木田建設、⑥藤本重工、⑦クニヨリ建設、⑧(株)岸本組、⑨(株)アクトファースト、⑩ヨリフジ建設(株)	
	R2. 6	⑪(株)基泰組	
災害時等における相互協力に関する協定	H24. 8	西日本高速道路(株)関西支社福崎高速道路事務所	応急対策及び復旧業務の実施に関する資機材等の提供、敷地等の利用。 TEL 0790-22-4903
災害時等における福祉避難所の設置運営に関する協定	H25. 10	①(福)すみれ福祉会、②(福)健睦会、③(医)春日野会、④(株)リップネット	福祉避難所の設置・運営。 TEL・事業所 ① 43-0222・社すみれ園 ② 48-1726・フロイデ滝野 ③ 48-2666・サンスマイル北野 ④ 45-9070・緑陽館 ⑤ 38-7062・ふく福 ⑥ 42-7777・こみなみ、うれし野 ⑦ 42-1083・ハートフル・デイサービス小島 ⑧ 44-3585・四つ葉さがし ⑨ 40-2777・みくさ介護ステーション ⑩ 47-5016・大樹 ⑪ 47-6510・愛の家グル
	H25. 11	⑤(株)ふくわ、⑥(株)こみなみ、⑦(株)ハートフルライフサポート小島、⑧(株)心のんびりライフ、⑨(株)デイアイネットワーク、⑩(同)大樹、⑪(株)メディカル・ケア・サービス関西、⑫(福)日の出福祉会、⑬(福)成蹊会	
	H28. 10	⑭(福)でんでん虫の会	

	R2. 3	⑯ (福) 加東市社会福祉協議会	一ノ木 東条 ⑰ 46-2111・伽の里、しんじよ ⑱ 48-4727・桃李園 ⑲ 46-0873・でんでん虫の家 ⑳ 42-2006・市社会福祉協議会
災害時における災害救助犬およびセラピードッグの出動に関する協定	H25. 3	NPO法人日本レスキュー協会	災害救助犬、セラピードッグの出動。 TEL 072-770-4900
播磨連携広域協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	H25. 5	日本郵便㈱近畿支社	災害時における相互協力に関すること。道路損傷等による連絡責任者：滝野河高局 TEL 48-3388
災害時における物資提供等の協力に関する協定	H28. 6	王子コンテナー(㈱)兵庫工場	ダンボールベッドの供給。 TEL 48-0770
大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	H28. 10	兵庫県行政書士会	行政書士及びその会員による行政士業務の協力。 TEL 078-371-6361
災害時における支援協力に関する協定	H30. 6	(一社)兵庫県LPガス協会東播支部	L P ガス及び燃焼機器等の供給。 連絡責任者：東播支部長
加東市と兵庫県信用組合との包括連携協定に関する協定	H30. 4	兵庫県信用組合	安全・安心のまちづくりに関すること。 TEL 078-391-6322
加東市と株式会社みなど銀行との包括連携に関する協定	H30. 11	㈱みなど銀行	安全・安心のまちづくりに関すること。 TEL 078-333-3235
加東市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地域創生に関する連携協定	H30. 12	あいおいニッセイ同和損害保険㈱	防災・災害対策に関すること。 担当部署：神戸支店 西脇支社 TEL 22-7911
加東市と大塚製薬株式会社との連携と協力に関する協定	H31. 4	大塚製薬㈱	医薬品、経口補水液、栄養補給食品等の物資提供、被災時でも使用可能な自販機の設置。 担当部署：大阪支店（防災） TEL 06-6441-6532
災害に係る情報発信等に関する協定	R2. 5	ヤフー(㈱)	災害に備え、市民に対して必要な情報を提供、かつ市の行政機能の低下を軽減。 TEL 03-6898-6763
災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定	R2. 6	公友不動産㈱ (ホテルグリーンプラザ東条湖)	大規模災害時における高齢者等配慮が必要な方の長期避難所。 TEL 47-1355 44-1300・宿泊課フロント
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	R2. 6	㈱ゼンリン関西支社	地図製品等の提供。 住宅地図5冊、大判広域地図5部 TEL 078-252-3299
災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定	R2. 6	(一社) 兵庫県トラック協会	避難所等へ物資や資機材の輸送。 連絡先：北播支部 TEL 27-1056
災害時における物資等の輸送に関する協定	R2. 7	赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合	避難所等へ物資等の輸送。 TEL 078-975-3200
災害時における物資輸送等に関する協定	R2. 7	ヤマト運輸㈱姫路主管支店	防災備蓄品や物資の避難所等への配送、物資拠点施設の運営補助や荷役作業。 TEL 078-253-6802
災害時等における毛布及びタオルの供給に関する協定	R2. 7	足立織物㈱	避難所等へ毛布及びタオルの供給。 TEL 32-0437
災害時における災害用トイレ等の供給に関する協定	R2. 8	ケンニー(㈱)	簡易トイレ等の供給。 TEL 084-954-2600

災害時における機能復旧業務応援に関する協定	R2. 8	兵庫県電気工事工業組合社支部	市有施設の電気設備に異常が発生した場合における機能復旧業務。 TEL 48-4903
災害時における無人航空機の運用に関する協定	R2. 8	①(一社) 地域再生・防災ドローン利活用推進協会、②(株) サクシード、③(一社) ドローン撮影クリエイターズ協会	災害情報の収集。 TEL・担当 ① 06-6809-7031 ② 079-556-7770 ③ 075-606-6865
災害時における避難所の運営支援に関する協定	R2. 9	(公社) 加東市シルバー人材センター	避難所施設内での物資仕分け供給等の運営補助。 TEL 43-9110
災害時におけるボランティア支援に関する協定	R2. 9	加東ライオンズクラブ	災害ボランティアの支援。 TEL 42-1440
緊急避難場所としての施設等の指定及び利用に関する協定	R2. 9	スリーボンドファインケミカル株	緊急避難場所として敷地及び施設の提供。 連絡先：加東工場 TEL 47-5588
災害時における電気自動車等の支援に関する協定	R2. 12	①兵庫三菱自動車販売㈱、②三菱自動車工業㈱	電気自動車の貸与 ① 078-976-6666 ② 03-3456-1111
緊急時における物資等の供給支援に関する協定	R3. 1	アイリスオーヤマ㈱	食料、飲料水や生活物資等全般にわたる確保・供給 TEL 078-334-4849
災害時避難所における間仕切り等の供給に関する協定	R3. 1	太陽工業㈱	間仕切り等の供給 TEL 06-6306-3033
緊急避難場所及び避難所の指定に関する協定	R3. 2	㈱マルヤナギ小倉屋	緊急避難場所及び避難所として敷地及び施設の提供 連絡先：大門工場 TEL 42-7621
災害時における支援物資の輸送等に関する協定	R3. 11	佐川急便㈱	避難所等への支援物資の輸送、物資拠点施設における荷役作業。 TEL 03-3699-3340
災害時における物資優先支援に関する協定	R4. 7	兵庫県石油商業組合加東支部	ガソリン、軽油、灯油、重油の供給
災害時における連携協力に関する協定	R5. 7	兵庫県弁護士会	弁護士及びその会員による弁護士業務の協力。 TEL 078-341-7061
災害時における物資供給に関する協定	R5. 8	N P O 法人コメリ災害対策センター	作業関係・日用品等の物資供給 TEL 025-371-4185
災害時における宿泊施設利用に係る協定	R5. 12	ルートインジャパン㈱ (ホテルルートイン加東)	災害時における避難・生活に配慮が必要な方の避難場所。 TEL 0795-40-2101

5 消防関係

5-1 消防の体制



5-2 消防機関の現有設備

種類	加東消防署	消防団
小型動力ポンプ	2	2
小型動力ポンプ付積載車		72
消防ポンプ自動車	1	6
水槽付消防ポンプ自動車	2	
化学消防ポンプ自動車	1	
屈折はしご付消防自動車	1	
指揮車	1	1
災害支援車	1	
高規格救急自動車	3	
司令車	1	
連絡車	1	
査察車	1	
資機材搬送車	1	
ボートトレーラー	1	
ボート（エンジン搭載）	2	
簡易デジタル無線	25	172
消防無線（移動系）	16	
救助用資機材（一式）	1	

6 医療関係

6-1 医療施設一覧

10-1 災害時要援護者施設一覧、医療施設に掲載

6-2 災害時の医薬品等の供給体制

名 称	加東市民病院	連絡先	TEL 0795-42-5511 FAX 0795-42-4740 (医事課)、6216 (総務課)
代表者	院長		
担当	総務課	郵便番号	673-1451
組 織	災害対策本部 病院長 ↓ 事務局長	病院事業部 → 薬局長 → 総務課長 →	医療班 薬剤師 施設用度係 (衛生材料担当)
体 系			
役 割	1 医薬品等の供給斡旋 (1) 薬事業務の調整 (2) 医薬品等の調整 (3) 医薬品等の確保	2 薬事情報の収集、提供 (1) 災害対策本部との連絡 (2) 救護所等の医薬品情報 (3) 搬送ルートの確保	
時系列 対 応 品 目	1 救急処置用(発災後3日間) 輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等 2 急性疾患用(4日以降) 風邪薬、嗽薬、整腸剤、抗不安剤等 3 慢性疾患用(避難所の長期化) 糖尿病、高血圧等への対応		
備 考	[原則] 1 医療等に必要な医薬品等 市内及び近隣薬局又は平常時の購入業者より調達する。必要に応じて小野加東薬剤師会に協力を求める。院内で保管している医薬品について可能な限り供出を行う。 【医薬品取引業者】 (株)メディセオ 西脇営業所 西脇市寺内 345 TEL : 0795-22-2195、FAX : 0795-23-4478 (株)ケーエスケー 滝野店 加東市下滝野 1 丁目 110 TEL : 0795-48-5201、FAX : 0795-48-2030 アルフレッサ(株) 加古川支店 加古川市加古川町河原 426-1 TEL : 0794-23-5731、FAX : 0794-22-1923 フロンティア薬局 加東店 加東市家原 86-5 TEL : 0794-42-8110		

7 避難所関係

7-1 避難所一覧

番号	指定緊急避難場所	指定避難所	名称	所在地	電話番号	階数	収容可能人員(屋内)	区分災害	
								地震	風水害
1	○	○	社公民館	木梨 1134-60	42-2600	2	103	○	○
2	○	○	社武道館	木梨 1131	42-5761	1	169	○	○
3	○	○	明治館	社 777	42-8180	1	64		○
4	○	○	社中学校	木梨 1134-62	42-0152	4	674	○	○
5	○	○	社小学校	社 1550	42-0004	3	573	○	○
6	○	○	社高等学校	木梨 1356-1	42-2055	3	604	○	○
7	○	○	兵庫県立教育研修所	山国 2006-107	42-3100	3	708	○	○
8	○	○	社第一体育館	沢部 613-1	-	1	206	○	○
9	○	○	福田小学校	沢部 613-1	42-1043	3	273	○	○
10	○	○	社児童館「やしろこどものいえ」	東古瀬 477-1	42-8543	1	64	○	○
11	○	○	米田小学校	上久米 1693	44-0004	3	262	○	○
12	○	○	兵庫教育大学	下久米 942-1	44-2010	1	488	○	○
13	○	○	兵庫教育大学附属小学校体育館	山国 2013-4	40-2216	1	225	○	○
14	○	○	兵庫教育大学附属中学校体育館・武道場	山国 2007-109	40-2222	1	314	○	○
15	○	○	三草小学校	上三草 118	42-0221	2	279	○	○
16	○	○	やしろ国際学習塾	上三草 1175	42-7700	4	274	○	
17	○	○	上鴨川多目的集会施設	上鴨川 392	45-1026	1	52	○	○
18	○	○	下鴨川公民館	下鴨川 209-1	45-1116	1	10		○
19	○	○	かもがわ交流セミナーハウス	下鴨川 260-3	45-0288	1	18	○	○
20	○	○	平木公民館	平木 224-1	45-0300	2	53		○
21	○	○	滝野東小学校	新町 88	48-2037	3	591	○	○
22	○	○	滝野体育センター	上滝野 1167-5	48-5833	2	292	○	○
23	○	○	上滝野公民館	上滝野 1167-1	48-0680	2	91		○
24	○	○	滝野中学校	下滝野 761	48-2032	3	459	○	
25	○	○	地域交流センター	下滝野 1369-1	48-3007	2	68	○	○
26	○	○	滝野図書館	下滝野 1369-2	48-3003	3	91	○	○
27	○	○	滝野公民館（情報交流館）	下滝野 1369	48-3073	2	119		○
28	○	○	滝野児童館（きらら）	下滝野 1369-2	48-0765	2	63		○
29	○	○	滝野総合公園体育館（効化ア）	河高 4007	48-2566	2	444	○	○

番号	指定緊急避難場所	指定避難所	名称	所在地	電話番号	階数	収容可能人員(屋内)	区分災害	
								地震	風水害
30	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	河高交流センター	河高 4026-3	48-5691	1	94		<input type="radio"/>
31	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	滝野南小学校	高岡 949	48-2162	3	341	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
32	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	東条文化会館 (コスミックホール)	天神 66	47-1500	3	53	<input type="radio"/>	
33	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	旧東条東小学校	掎鹿谷 56	47-0044	3	422	<input type="radio"/>	
34	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	南山活性化支援施設 (ミナクル)	南山 1 丁目 4-2	20-6245	1	91	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
35	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	道の駅とうじょう	南山 1 丁目 5-1	47-2400	1	17		<input type="radio"/>
36	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	岡本公民館	岡本 247-1	46-2020	1	61		<input type="radio"/>
37	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	東条西ふれあい館	吉井 298	46-0044	3	241	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
38	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	藪公民館	藪 133	46-0592	1	56		<input type="radio"/>
39	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	砂子公会堂	新定 191-2	-	1	24		<input type="radio"/>
40	<input type="radio"/>		スリーボンドファインケミカル株式会社加東工場	南山 6 丁目 3-11	47-5588	2	827	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
41	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	家原公民館	家原 365-1	42-4430	2	64	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
42	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	大畠公民館	大畠 459-2	65-5055	1	40	<input type="radio"/>	
43	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	株式会社マルヤナギ小倉屋大門工場	大門 67	42-7621	2	30	<input type="radio"/>	
44	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	東条学園小中学校	天神 56	47-0024	5	※	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※東条学園小中学校の収容可能人数は、地震災害時1,211人であるが、風水災害時は、大体育館のみ使用するため286人である。

※地震災害時の収容可能人数計 10,551人 (33緊急避難場所)

※風水災害時の収容可能人数計 9,000人 (38緊急避難場所)

※収容可能人数については、1人/3m²で算出した人数である。

8 交通規制・緊急輸送関係

8-1 異常気象時の通行規制区間及び通行規制基準

異常気象時の通行規制区間及び通行規制基準（加東土木事務所）

路線番号 路線名	規制区間		規制基準(mm)		気象等 観測所	危険 内容	迂回路	指標
	所在地	延長 (km)	通行 注意	通行止				
75 小野藍本線	秋津	1.0	(土壤) 70	(土壤) 100	三田	落石 冠水	市道 (一) 下相野森線 (一) 大川瀬吉川線	土壤雨量指 数

8-2 緊急通行車両確認申出書の様式

災害対策基本法施行規則別記様式第3（第6条関係）

兵庫県公安委員会 殿		年 月 日
緊急通行車両確認申出書		
申出者 住 所 (電話) 氏 名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
車両の使用者	住 所	() 局 番
	氏名 又は名称	() 局 番
緊 急 連絡先	住 所	
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

8-3 緊急通行車両確認証明書の様式

災害対策基本法施行規則別記様式第5（第6条の2関係）

第 号

年 月 日

緊急通行車両確認証明書

兵庫県知事印

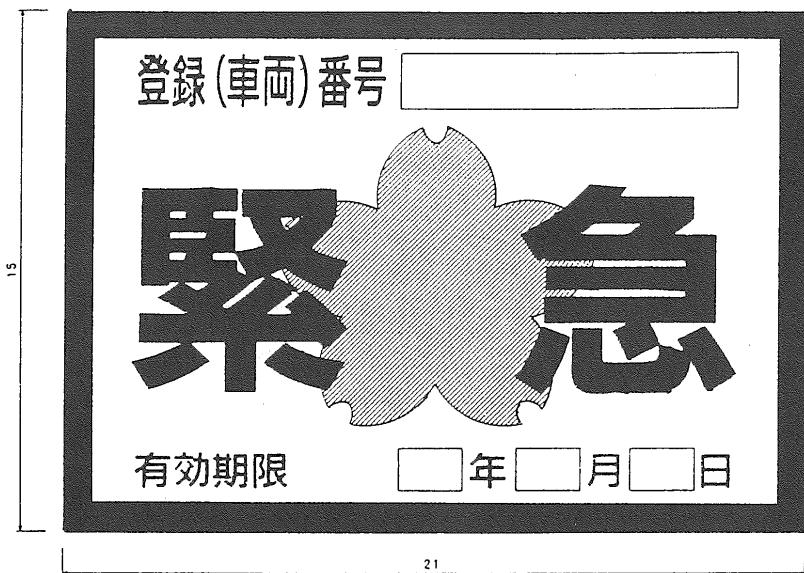
兵庫県公安委員会印

番号標に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）				
活動地域				
車両の使用者	住所	()		局番
	氏名又は名称			
有効期限				
備考				

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

8-4 緊急通行車両標章の様式

災害対策基本法施行規則別記様式第4（第6条の2関係）



備考1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

8-5 緊急輸送道路一覧（県・市指定）

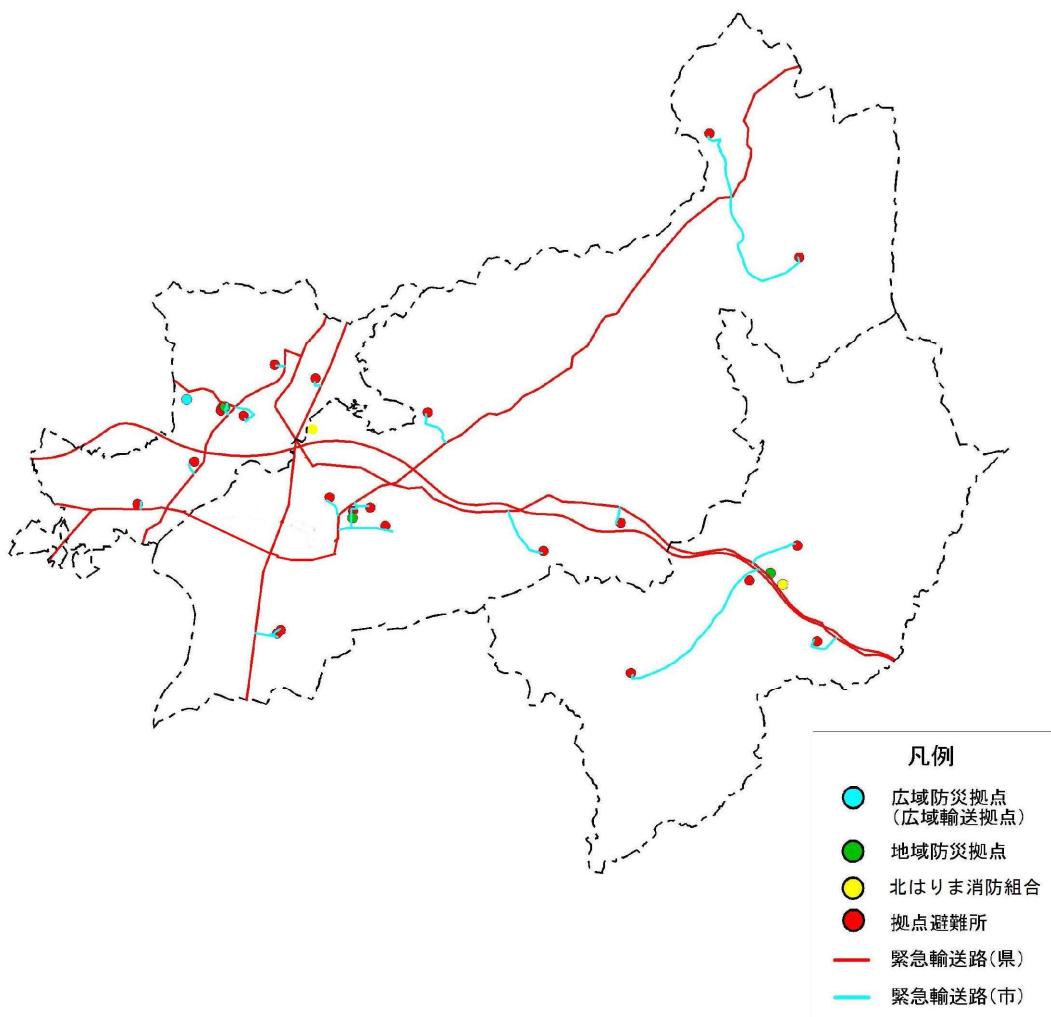
緊急輸送道路一覧(県指定)

路線	起点の地名	終点の地名	管理者
中国自動車道	北区・三木市境	兵庫県岡山県境	西日本高速道路(株)
一般国道 175 号	小野市古川町	丹波市氷上町稻継	国土交通省 直轄
一般国道 372 号	丹波篠山市古市	姫路市野里	兵庫県
(主)西脇三田線	加東市下滝野	神戸市北区大沢町 日西原	兵庫県
(一)下滝野市川線	加東市下滝野(播磨 中央公園口交差点)	加東市下滝野(播磨 中央公園)	兵庫県
(一)高岡北条線	加東市高岡	加西市玉野町	兵庫県

緊急輸送道路一覧(市指定)

接続対象指定 拠点避難所	市指定路線	備考 (接続対象路線)	管理者
市立米田小学校	(一)西脇口吉川神戸線	(主)西脇三田線との接続	兵庫県
市立三草小学校	(一)西脇口吉川神戸線	一般国道 372 号との接続	兵庫県
兵庫教育大学	(市)大学前久米線	(主)西脇三田線との接続	加東市
兵庫教育大学附属小・中 学校	(一)厚利社線	一般国道 372 号との接続	兵庫県
社高等学校	(一)厚利社線	一般国道 372 号との接続	兵庫県
市立社中学校	(市)社外環状線 (市)状ヶ池学校線	一般国道 372 号との接続	加東市
市立社小学校	(市)社環状線	一般国道 372 号との接続	加東市
社第一体育館	(一)大門小田線	一般国道 175 号との接続	兵庫県
市立福田小学校	(一)大門小田線	一般国道 175 号との接続	加東市
市立滝野東小学校	(市)新町稻尾線	一般国道 175 号との接続	加東市
地域交流センター 滝野図書館	(一)下滝野市川線	(一)市場多井田線との接続	兵庫県
滝野体育センター	(市)上滝野公民館線	(一)下滝野市川線との接続	加東市
市立滝野中学校	(市)河高下滝野線	(一)下滝野市川線との接続	加東市
市立滝野南小学校	(市)高岡南北 1 号線	一般国道 372 号との接続	加東市
滝野総合公園体育館	(一)市場多井田線	一般国道 372 号との接続	兵庫県
道の駅とうじょう	(主)はりま東条インター 線	(主)西脇三田線との接続	兵庫県
東条文化会館(コスミックホール)	(主)小野藍本線	(主)西脇三田線との接続	兵庫県
コミュニケーションセンター東 条会館	(主)小野藍本線 (市)崎鹿谷長井線	(主)西脇三田線との接続	兵庫県 加東市
東条西ふれあい館	(主)小野藍本線 (市)厚利吉井線	(主)西脇三田線との接続	兵庫県 加東市

8-6 緊急輸送道路ネットワーク図



8-7 兵庫県消防防災ヘリコプター臨時離発着場一覧

番号	所在地	名称	管理者名	連絡先 電話番号	最大対応機種	敷地の広さ (延長×幅)
東096	社157-1	社中央公園 (ステラパーク)	加東市長	43-0504	川崎バートル KV-107	直径 55m (円形)
東097	藤田473-1	社第二グラウンド野球場	加東市長	48-2566	川崎CH-47J	100×100m
東098	佐保43	社第三グラウンドサッカー場	加東市長	48-2566	川崎CH-47J	100×90m
東099	下滝野1283-9	県立播磨中央公園内芝生広場	(公財)兵庫県園芸・公園協会播磨中央公園管理事務所	48-5289	川崎CH-47J	150×100m
東100	岡本1521	東条グラウンド	加東市長	48-2566	川崎CH-47J	100×100m
東101	長貞1823-33	東条野球場	加東市長	48-2566	AS332L1	100×100m (扇形)
北播318	西古瀬1169	北播衛生事務組合スポーツ公園	北播衛生事務組合管理者	42-1285	川崎CH-47J	132×90m

8-8 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書の様式

(様式第1号)

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

年　月　日

兵庫県防災監様

申請者（要請機関の長）

要請機関名		担当者名		電話番号	
発生日時	月 日 時 分頃	覚知時刻	時 分	要請時刻	時 分
要請区分	1 救急 2 救助 3 火災防御 4 情報収集 5 災害応急 ^{*1} 6 その他				
発生場所	住所：			MAP:	
臨時着陸場	名称：(臨時着陸場番号) ^{*2} :			MAP:	
気象条件	天候： 視程 ^{*3} ：				
無線呼出名称	臨時着陸場	活動隊		現地指揮本部	
災害概要					

傷病者	氏名	年齢	歳	性別	男・女
症状					
同乗者	医師	同乗者			
搬送元病院		電話番号			
搬送先病院		電話番号			
搬送先臨時着陸場		搬送先無線呼出名称			
掲載資機材		電源の有無	要・否		

TEL : (078) 303-1192

FAX : (078) 302-8119

TEL : (078) 362-9900

FAX : (078) 362-9911

送付先　神戸市消防局警防部司令課
(災害対策本部設置時)
兵庫県災害対策本部事務局

*1 災害応急とは、災害時の状況把握、緊急物資・医薬品等の輸送及び対策要員・医師等の搬送並びに住民への避難誘導・警報の伝達です。

*2 臨時着陸場番号とは、「ヘリコプター臨時着陸場適地一覧」に記載されている番号です。

*3 視程とは、何km先の目標物まで判別できるかという値です。

9 水・食料・物資関係

9-1 防災備蓄資器（機）材及び備蓄物資一覧

倉庫 分類	中央	社	福田	上福田	米田	鴨川	滝野	滝野南	上滝 野	北野	東条	東条 西	東条 東	総計
エンジンカッタ ー	2	2	2	2	2	2	1			1	1			15
チェーンソー	2	2	2	2	2	2	1			1				14
オイルブロッタ ー	200							180	94		90			564
オイルフェンス									6					6
かすがい	50	70	100	100	100	100			100	100				720
オノ	8	10	10	10	10	10	6	2		6				72
ジョレン	49	50	50	50	49	50	15	17	17	20	14	10		391
カナヅチ	33							10	6	4	5	10		68
カマ	42	30	30	30	30	30	9	2			6			209
かまど	10													10
カラーコーン	84							8						92
カラーバー	84							3			10			97
クギ	315	50	50	50	50	50	12	20	10	10	15			632
コードリール	39	2	3	2	2	2	1				1	1		53
ジャッキ	6						1				1			8
スコップ	53	80	80	80	80	95	15	25	20	20	15	10		573
チョノガ									4					4
ナタ	8	10	10	10	10	10	6	4	5	5	3			81
ツルハシ	55	50	50	50	50	50	15	13	4	5	15			357
ノコギリ	6	20	20	20	20	20	5	3	4	5	4	4		131
バール	10	9	10	10	10	10	5		10	10	4			88
タコツチ		10	10	10	10	10								50
ベンチ	11	20	18	20	20	20	5		6	10	4			134
ハンマー	8	9	10	10	10	10	6	5	4	5	4	2		83

倉庫 分類	中央	社	福田	上福田	米田	鴨川	滝野	滝野南	上滝 野	北野	東条	東条 西	東条 東	総計
脚立	4								1					5
階段はしご	1													1
掛矢	15	30	30	30	30	30	5	14	4	5	4	2		199
タオル	800							400	500	500				2,200
タオルケット	24													24
テッショペーパー		225												225
トイレ(車椅子 対応)		2												2
トイレ(洋式)	5													5
トイレ(和式)	5													5
トイレ(電動式)	3													3
テント(トイレ 用)		1												1
テント	4				1									5
エアーマット	100													100
寝袋	4													4
トイレットペー パー		532												532
バケツ	89						30	100			27			246
バリケード	36						8	11	17	10	3			85
ブルーシート	56	47	51	51	52	50	25	40	7	20	40	20		459
ヘルメット	12	150	151	150	150	150	32		50	36				881
ヘッドライト		15	8	14	15	10			20					82
トラロープ(m)		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000		50	200		100			5,350
一輪車	8	10	10	10	10	10	6	3	3	3	4	2		79
ポリタンク	18										2			20
拡声器	18													18
アルファ化米	8,422						6,000	6,000			8,550	280		29,252
レトルトごはん										1,050				1,050

倉庫 分類	中央	社	福田	上福田	米田	鴨川	滝野	滝野南	上滝 野	北野	東条	東条 西	東条 東	総計
備蓄用パン	1,100						1,050	2,000			2,046	800		6,996
グラッカー	271						272	312			568			1,423
飲料水	2,054							6,000			7,920			15,974
飲料水袋	2,595						4,750				6,000			13,345
空気入れ	2	1	1	1	1	1				1		1		9
軍手		14	15	15	13	10			4	10				81
ストーブ	3						4				3			10
携帯ガスコンロ	4													4
携帯ガスボンベ	54													54
鋼杭	149	200	200	200	200	200	50	50	47	60	45	30		1,431
木杭	73	217	201	200	200	200	43	347		30	31	30		1,572
プラスチック杭								270						270
三角巾								80						80
食器セット(人 分)		664												664
針金	13	4	4	4	4	4	1	2	8	9	1			54
石鹼	1,680	120	120	120	120	120	120	480	120	120	480			3,600
太縄ほか								4						4
台車	2	1	1	1	1	1			1					8
担架	10	5	5	5	5	5	1		2	2	1	1		42
竹ぼうき	2	2	2	2	2	2				1				13
竹籠(み)	3						2				2			7
調理用品セット	5													5
土嚢	200	900	550	910	630	400			480		400	360		4,830
土嚢(水)	252						100	50	83	80	100			665
水嚢		10												10
土嚢砂(m ³)		5							3					8
土嚢袋	3,601	421	1,587	400	361	1,700		2,053	1,246	820	14,698	740		27,627
土嚢袋(1t)								50	55	50				155
投光器	46	9	10	9	10	10	2				1	10		107

倉庫 分類	中央	社	福田	上福田	米田	鴨川	滝野	滝野南	上滝 野	北野	東条	東条 西	東条 東	総計
日用品									45					45
カッパ	40						31							71
発電機	3	2	2	2	2	2	1			1	1			16
番線	800						200	335	200	200	136			1,871
番線切り	1						1	5	2	1				10
非常用ローソク	248							14	29	30				321
布団袋	375													375
毛布	1,892						1,600	380	156	100	1,363			5,491
衣類	1,760													1,760
救命胴衣(大)		10	10	5	5	5			25					60
救命胴衣(小)									6					6
簡易ベッド	2												36	38
避難所用テント	16						96			88	100			300
予備燃料(ガソリン)	18	10	10	10		10	18			20	10			106
予備燃料(混合)	10	5	5	5	5	5	10			10	5			60
オイル(40缶)	5	1	1	2	1	1	1			1	1			14

9-2 災害対策用機械配備状況

排水ポンプ車 2台配備（平成22年度導入）

[ポンプ諸元]

(1)形式	水中モータ駆動ポンプ
(2)口径	Φ 200mm
(3)吐出量	5 m ³ /min(全揚程10mにおいて) (標準ストレーナ使用時)
(4)全揚程	10m
(5)電動機	
1)形式	乾式水中形同期電動機
2)出力	12kW
3)電圧	400V
4)軸封装置	ダブルメカニカルシール
5)ケーブル	ポンプ40m/台

[車両諸元]

(1)全長	5,985mm
(2)全幅	1,930mm
(3)全高	2,160mm
(4)ホイールベース	3,370mm
(5)荷台内法(長)	4,350mm
(6)荷台内法(幅)	1,790mm
(7)荷台内法(高)	380mm
(8)乗車定員	3人

9-3 給水用施設の貯蔵水量及び給水用資機材の保有状況

給水用施設の貯蔵水量

所 在 地	施 設 名 称	最 大 貯 水 量
山国	広沢浄水場	5,500 m ³
山国	高区配水池	7,000 m ³
山国	中区配水池	3,000 m ³
社	ステラパーク貯水槽	200 m ³
嬉野東	嬉野東配水池	131 m ³
上鴨川	上鴨川配水池	165 m ³
平木	平木配水池	163 m ³
やしろ台	やしろ台配水池	168 m ³
下滝野	扇山配水池	300 m ³
下滝野	滝野文化会館駐車場貯水槽	40 m ³
光明寺	光明寺配水池	3.4 m ³
河高	黒石山配水池	2,000 m ³
秋津	秋津浄水場	2,740 m ³
秋津	秋津配水池	1,500 m ³
南山	南山配水池	2,300 m ³
永福	永福配水池	1,000 m ³
岩屋	岩屋配水池	1,070 m ³

給水用資機材の保有状況

種類	容量(リットル)	数量	保管施設
給水タンク	2,000	2台	広沢浄水場
	1,000	1台	滝野
ポリ容器	20	200個	広沢浄水場
	18	18個	滝野
貨物自動車	—	1台	滝野

9-4 仮設トイレの調達先及び災害用トイレの供給者一覧

業者名	所在地	連絡先
(株)カンキ 兵庫東条センター	長貞 1823-1	47-5022
マルイチ株式会社 営業本部	姫路市打越 1452-1	079-266-1001

9-5 環境衛生関係施設

施設名	所在地	連絡先
小野加東加西環境施設事務組合 小野クリーンセンター	小野市天神町 538 番地 1	0794-62-6250
北播衛生事務組合	西古瀬 1169 番地	42-1285

10 医療・保健・福祉関係

10-1 要配慮者利用施設

【医療施設】病院、診療所（有床に限る）

施設名	診療科目	住所	電話番号	浸水想定区域 (最大規模降雨)	土砂災害警戒区域
加東市民病院	総合	家原 85	42-5511		
ふるもとクリニック	消化・外・内	社 105-6	40-0202		
森下クリニック	内・小児	社 512-1	42-0024		
吉川医院	内・消化	社 823	42-0105		
こざる皮膚科クリニック	皮・アレ	社 117-1	40-2121		
嬉野診療所	内・外・放・リハ	山国 2014-239	42-8477		
うらべ耳鼻咽喉科医院	耳・気食	上中 2-24	42-5537	0.5～3.0m未満	
山形整形外科	整外・リハ・リウマチ・外・麻	上中 2-73	42-3215	0.5～3.0m未満	
坂本医院	内・消化・呼吸・循環	上中 3-29	42-6660		
門田眼科医院	眼	上中 3-56	43-0101	～0.5m未満	
井上医院	内・小児・リハ	沢部 174-1	42-1190		
桂医院	内・外・リハ	大門 358	43-0252	0.5～3.0m未満	
曾野医院	内・小児・リハ	東古瀬 20-1	42-6299		
社田伸クリニック	整・内	東古瀬 98-1	42-8515	0.5～3.0m未満	
松原メイフラワー病院	整外・リウマチ・内・外・リハ	藤田 944-25	42-8851		
さくら内科クリニック	内・糖尿病	下久米 580-1	44-1588	0.5～3.0m未満	
ますむら医院	内・外・脳外・神内・心・リハ	上滝野 613-1	48-0704	3.0～5.0m未満	
たきの眼科クリニック	眼	上滝野 2406	48-9000	5.0～10.0m未満	
こどもとおとなのM&Hクリニック	内・小児・循環	上滝野 2418-1	48-1192	5.0～10.0m未満	
田渕医院	内・小児・循環・胃・呼吸・リハ	新町 180	48-0160		
サンスマイル診療所	内	北野 55-1	48-5852	3.0～5.0m未満	
加茂病院	精神・神経	北野 713	48-3208		
神医院	内・小児	森 878-1	47-0144		
東条診療所	内・外・循環・呼吸・リハ	新定 559-1	46-0048	3.0～5.0m未満	
やすらぎの森診療所	内・呼・循環・消化・漢方・小児・整外・皮・泌・眼	新定 707-1	40-8100		
まつむら泌尿器科	泌	上中 3-48	42-7830		
青山医院	内	吉井 696-1	46-0321	0.5～3.0m未満	
網田歯科医院	歯科	天神 446-1	47-1158	0.5～3.0m未満	
磯貝歯科医院	歯科	木梨 1134-252	42-1345		
磯貝歯科医院	歯科	天神 361-1	47-0324	0.5～3.0m未満	
うちだ歯科医院	歯科	北野 161	48-4884	3.0～5.0m未満	
小野歯科医院	歯科	社 903-1	42-7781		
栗林歯科医院	歯科	社 1546-1	42-0431		
栗林歯科医院	歯科	上滝野 744-4	48-5228	5.0～10.0m未満	

施設名	診療科目	住所	電話番号	浸水想定区域 (最大規模降雨)	土砂災害警戒区域
武田歯科	歯科	下滝野 631-3	48-4350	5.0~10.0m未満	
津田歯科医院	歯科	上滝野 835	48-5088	5.0~10.0m未満	
天神歯科医院	歯科	天神 251-4	47-0901	0.5~3.0m未満	
服部歯科医院	歯科	社 102-9	40-2471		
原歯科医院	歯科	社 478-1	42-0274		
ふくおか歯科	歯科	社 378-25	42-6405		
藤井歯科医院	歯科	出水 30	42-5858		
藤原歯科医院	歯科	沢部 623	42-1065		
藤原歯科クリニック	歯科	新町 298-3	40-5353		
本荘歯科医院	歯科	高岡 675-1	48-5552		
まりん歯科	歯科	下滝野 5-23	48-0223	0.5~3.0m未満	
ミライノデンタルクリニック	歯科	上中 3-5	42-1966		
山田歯科医院	歯科	喜田 254-1	42-6302		

【社会福祉施設】高齢者施設

施設名	区分	住 所	電話番号	浸水想定区域 (最大規模降雨)	土砂災害警戒区域
デイサービスふく福	通所介護	社 1536-1	38-7062		
小規模多機能ホームこみなみうれし野	小規模多機能型居宅介護	山国 574	42-7777		
デイサービスセンターこみなみうれし野	認知症対応型通所介護	山国 574	42-7777		
特定非営利活動法人デイホームあやとり	通所介護	野村 894	42-6320	3.0~5.0m未満	
社すみれ園デイサービスセンター	通所介護	藤田 944-27	43-0222		
特別養護老人ホーム社すみれ園	介護老人福祉施設	藤田 944-27	43-0222		
社すみれホーム	認知症対応型共同生活介護	藤田 944-27	43-0222		
メイフラワーデイサービス	通所介護	屋度 736-262	42-1083		
四つ葉さがし通所介護事業所	通所介護	下久米 1344-1	44-3585	0.5~3.0m未満	
みくさ介護ステーション	通所介護	上三草 958-81	40-2777		
特別養護老人ホームフロイデ滝野	介護老人福祉施設	下滝野 1283-37	48-1726		
フロイデ滝野デイサービスセンター	通所介護	下滝野 1283-37	48-1726		
グループホームたきの苑	認知症対応型共同生活介護	下滝野 508-1	48-0276	5.0~10.0m未満	
在宅支援小規模多機能マイハウスみのり	小規模多機能型居宅介護	河高 2538-1	48-0600	5.0~10.0m未満	
特定非営利活動法人デイハウス憩い	通所介護	新町 231	45-9511	3.0~5.0m未満	
介護老人保健施設サン	通所リハビリテー	北野 55-1	48-2666	3.0~5.0m未満	

施設名	区分	住 所	電話番号	浸水想定区域 (最大規模降雨)	土砂災害警戒区域
スマイル北野	ション				
介護老人保健施設サンスマイル北野	介護老人保健施設	北野 55-1	48-2666	3.0～5.0m未満	
サービス付き高齢者向け住宅緑陽館	特定施設入居者生活介護	北野 55-2	45-9070	3.0～5.0m未満	
伽の里デイサービスセンター	通所介護	天神 608	47-5500		
高齢者総合ケア福祉施設伽の里	介護老人福祉施設	天神 608	47-5500		
デイサービス大樹	通所介護	黒谷 1206-193	47-5016		
愛の家グループホームとうじょう	認知症対応型共同生活介護	南山 3-23-27	47-6510		
四つ葉さがし通所介護事業所南山	通所介護	南山 5-19-6	21-1497		
小規模多機能型居宅介護事業所しんじょ	小規模多機能型居宅介護	新定 559-1	46-2100	3.0～5.0m未満	
ラポートやしろデイサービスセンター	通所介護	社 25	43-0416		
リハ&ケアステーション ハッピースマイル	通所介護	下滝野 1285-23	39-9016		
はびねす滝野通所介護事業所	通所介護	下滝野 1283-1	21-9034		
加東市東条デイサービスセンター	通所介護	岡本 1571-1	46-0913	0.5～3.0m未満	
介護老人保健施設ケアホームかとう	通所リハビリテーション	家原 130	42-5177		
介護老人保健施設ケアホームかとう	介護老人保健施設	家原 130	42-5177		
社福祉センター	福祉センター	社 26	42-2006		
旧滝野福祉センター「はびねす滝野」	福祉センター	下滝野 1283-1	48-0800		
東条福祉センター「とどろき荘」	福祉センター	岡本 1571-1	46-0914	3.0～5.0m未満	

【社会福祉施設】障害者施設

施設名	区分	住 所	電話番号	浸水想定区域 (最大規模降雨)	土砂災害警戒区域
くりえいと	生活介護	社 25	42-8588		
ツナガリ	就労継続支援 (B型)	社 160-2	27-7222		
アルファ作業所	地域活動支援センター	社 482-1	42-7947		
かのん	就労継続支援 (B型)	社 1487-2	43-8855		
地球のなかま	就労継続支援 (B型)	山国 2032-14	38-7888		
つつじ会作業所	就労継続支援 (B型)	家原 813-1	42-4966	3.0～5.0m未満	
C i e l o	就労継続支援 (B型)	下滝野 3-175	48-0018	5.0～10.0m未満	
M i s o l a	生活介護	下滝野 748-2	48-1381	5.0～10.0m未満	
ともに	生活介護	下滝野 1283-1	21-9063		
厚生寮	共同生活援助	北野 713	48-3208		

施設名	区分	住 所	電話番号	浸水想定区域 (最大規模降雨)	土砂災害警戒区域
彩光	就労継続支援(B型)	天神 363-1	47-2515	3.0~5.0m未満	
りんでんの家	共同生活援助	永福 560-133	20-6380		
マイマイ H O U S E	共同生活援助	横谷 679	46-2655		
あっと	生活介護	岡本 1571-1	46-1887	3.0~5.0m未満	
日中一時たごころ	日中一時支援	岡本 1571-1	46-1887	3.0~5.0m未満	
でんでん虫の家	就労継続支援(B型)	吉井 610-7	46-2070	3.0~5.0m未満	
パン工房カラコル	就労継続支援(B型)	吉井 768-5	46-0873	3.0~5.0m未満	
ケアホームあんも	短期入所、共同生活援助	吉井 777-1	46-1552	3.0~5.0m未満	
桃李園	救護施設	稻尾 383-40	48-4727		
放課後等デイサービスふらっぷ	放課後等デイサービス	社 1126-1	27-8730		
つばめ会	児童発達支援、放課後等デイサービス	社 659	42-8655		
闘竜舎	放課後等デイサービス	社 1487-1	27-8881		
こすもす園	保育所等訪問支援、放課後等デイサービス	福吉 180	38-8480	3.0~5.0m未満	
放課後等デイサービス事業所「はばたき」	放課後等デイサービス	上滝野 2129	20-6394		
C i e l o K i d s 滝野	放課後等デイサービス	下滝野 3-175	48-0018	5.0~10.0m未満	
北播磨こども発達支援センター事務組合わかゆ園	医療型児童発達支援、保育所等訪問支援	下滝野 1283-1	48-3074		

【社会福祉施設】こども園、保育所、アフタースクール

施設名	区分	住 所	電話番号	浸水想定区域 (最大規模降雨)	土砂災害警戒区域
市立加東みらいこども園	こども園	山国 2001-1	42-4150		
市立米田こども園	こども園	上久米 272-2	44-0101	0.5~3.0m未満	
三草こども園	こども園	上三草 160	42-0677		
泉こども園	こども園	西垂水 105	42-0100	0.5~3.0m未満	
正覚坊こども園	こども園	上田 842-2	42-2692	5.0~10.0m未満	
東古瀬こども園	こども園	東古瀬 634-2	42-1078		
たきの愛児園	こども園	上滝野 1170	48-2090		
河高こども園	こども園	河高 2116	48-2398	5.0~10.0m未満	
高岡育児園	こども園	高岡 912-2	48-2624		
加茂こども園	こども園	北野 235-1	48-5000	0.5~3.0m未満	
東条こども園	こども園	掎鹿谷 263-1	47-1601	0.5~3.0m未満	
秋津こども園	こども園	秋津 940-4	47-0745	0.5~3.0m未満	
市立鴨川保育園	保育所	平木 1308	45-0271		土石流
椿山保育園	保育所	山国 1559	42-6001		
さくら保育園	保育所	岡本 1572-7	46-0415	3.0~5.0m未満	
やしろなかよしくらぶ	アフタースクール	社 1652-1	42-8200		
ふくだなかよしくらぶ	アフタースクール	東古瀬 477-1	42-5568		

施設名	区分	住 所	電話番号	浸水想定区域 (最大規模降雨)	土砂災害警戒区域
みくさなかよしくらぶ	アフタースクール	上三草 118	42-6300		
よねだなかよしくらぶ	アフタースクール	上久米 272-2	44-1688	0.5~3.0m未満	
かもがわなかよしくらぶ	アフタースクール	下鴨川 260-3	45-0288		
滝野東小学校クラブ	アフタースクール	新町 88	48-2811		
滝野南小学校クラブ	アフタースクール	高岡 949-35	48-0321		
東条げんきクラブ	アフタースクール	掎鹿谷 233-1	47-0601	0.5~3.0m未満	

【学校施設】幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学

施設名	区分	住 所	電話番号	浸水想定区域 (最大規模降雨)	土砂災害警戒区域
兵庫教育大学附属幼稚園	幼稚園	山国 2013-4	40-2227		
市立社小学校	小学校	社 1550	42-0004		急傾斜
市立福田小学校	小学校	沢部 613-1	42-1043		
市立三草小学校	小学校	上三草 118	42-0221		
市立米田小学校	小学校	上久米 1693	44-0004		
市立鴨川小学校	小学校	平木 1308	45-0004		土石流
市立滝野東小学校	小学校	新町 88	48-2037		
市立滝野南小学校	小学校	高岡 949	48-2162		
兵庫教育大学附属小学校	小学校	山国 2013-4	40-2216		
市立社中学校	中学校	木梨 1134-62	42-0152		
市立滝野中学校	中学校	下滝野 761	48-2032	5.0~10.0m未満	
兵庫教育大学附属中学校	中学校	山国 2007-109	40-2222		
市立東条学園小中学校	義務教育学校	天神 56	47-0024	3.0~5.0m未満	
兵庫県立社高等学校	高等学校	木梨 1356-1	42-2055		
兵庫教育大学	大学	下久米 942-1	44-2010		

11 建築物関係

11-1 応急仮設住宅建設候補地一覧

場 所	面 積	建設可能数	集 会 所
加東市防災広場	6,800 m ²	63 戸	
社中央公園	8,650 m ²	52 戸	1
社第1グラウンド	8,990 m ²	72 戸	1
社第2グラウンド	20,670 m ²	160 戸	2
社第3グラウンド	16,120 m ²	153 戸	1
滝野総合公園多目的グラウンド	17,750 m ²	192 戸	2
東条野球場	9,750 m ²	95 戸	1
ゆめのくに公園	6,500 m ²	52 戸	
東条福祉センター「とどろき荘」駐車場	3,120 m ²	25 戸	

12 災害救助法関係

12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(令和5年6月16日現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。 。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。 。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかつたと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法律第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることのできない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,775,000円以内 であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。

				4 供与期間は2年以内																																																
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること 2 供与期間は建設型応急住宅と同様																																																
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、又は災害により炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円 以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)																																																
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上																																																
被服、寝具その他の生活必需品の給与 又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月) の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限る。																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上 1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>夏</td> <td>19,200</td> <td>24,600</td> <td>36,500</td> <td>43,600</td> <td>55,200</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>全焼</td> <td>冬</td> <td>31,800</td> <td>41,100</td> <td>57,200</td> <td>66,900</td> <td>84,300</td> <td>11,600</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>夏</td> <td>6,300</td> <td>8,400</td> <td>12,600</td> <td>15,400</td> <td>19,400</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>半焼</td> <td>冬</td> <td>10,100</td> <td>13,200</td> <td>18,800</td> <td>22,300</td> <td>28,100</td> <td>3,700</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	全壊	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000	全焼	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600	半壊	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700	半焼	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700	床上浸水							
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算																																													
全壊	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000																																													
全焼	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600																																													
半壊	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700																																													
半焼	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700																																													
床上浸水																																																				
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保健診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																																
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失つた者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上																																																
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上																																																

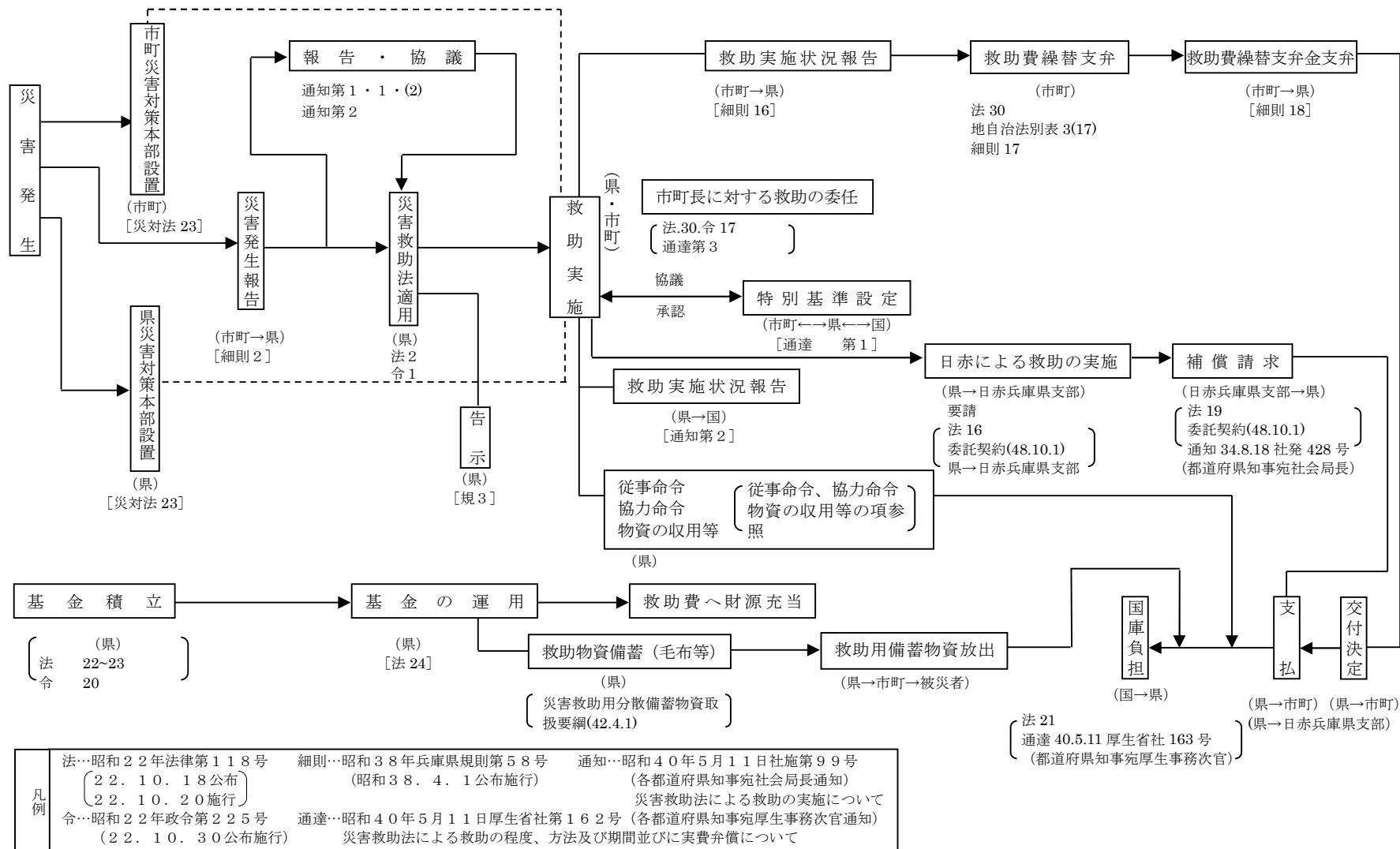
救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	住家が半壊(焼)又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば被害が拡大するおそれがある者	1世帯当たり 50,000円以内 ・合成樹脂シート、ロープ、土のう等緊急の修理に必要な資材費	災害発生の日から10日以内	
	1 住家が半壊(焼)又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり イ 大規模半壊、中規模半壊又は半壊(焼)の被害を受けた世帯 706,000円以内 ロ 半壊(焼)に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヶ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヶ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、縫合、消毒等) 1体当たり3,500円以内 (一時保存) ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外： 1体当たり5,500円以内 検査、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまで定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超える6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超える1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超える2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超える3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超える5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4				

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる

12-2 災害救助事務フローチャート



13 復旧・復興関係

13-1 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付基準

(令和3年9月3日現在)

種類	対象となる災害の規模	支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額	支給・貸付けの制限	備考	県の助成						
災害弔慰金	(1) 市内において住居の滅失した世帯の数が5以上発生した災害 (2) 県内において住居の滅失した世帯の数が5以上の市町が3以上ある災害 (3) 被害が発生した市町をその区域に含む県の区域内において生じた災害であって、災害救助法による救助が行われたもの (4) 災害救助法による救助が行われた市町をその区域に含む府県が2以上ある災害	市民のうち当該災害により死亡(災害後3ヵ月間生死不明の場合を含む。)した者の遺族 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>死者1人当たりの支給限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡者が死亡当時ににおいてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができる者となる者の生計を主として維持していた場合</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>250万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	死者1人当たりの支給限度額	死亡者が死亡当時ににおいてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができる者となる者の生計を主として維持していた場合	500万円	上記以外の場合	250万円	(1) 死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるもの (2) 警察表彰規則、消防表彰規程、又は賞じゅつ金に関する訓令に基づく賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金が支給された場合 (3) その他市町長が支給することが適当でないと認める場合		要する費用につき、その3/4を補助する。
区分	死者1人当たりの支給限度額										
死亡者が死亡当時ににおいてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができる者となる者の生計を主として維持していた場合	500万円										
上記以外の場合	250万円										
災害障害見舞金	災害弔慰金と同じ	負傷し又は疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に障害がある住民 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>障害者1人当たりの支給限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災者が被災当時ににおいてその障害に関し災害障害見舞金を受けることができる者となった時に生計を主として維持していた場合</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>125万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	障害者1人当たりの支給限度額	被災者が被災当時ににおいてその障害に関し災害障害見舞金を受けることができる者となった時に生計を主として維持していた場合	250万円	上記以外の場合	125万円	災害弔慰金と同じ	災害弔慰金と同じ	
区分	障害者1人当たりの支給限度額										
被災者が被災当時ににおいてその障害に関し災害障害見舞金を受けることができる者となった時に生計を主として維持していた場合	250万円										
上記以外の場合	125万円										

種類	対象となる災害の規模	支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額		支給・貸付けの制限	備考	県の助成			
災害援護資金	県内で災害救助法による救助が行われた市町が1以上ある自然災害	市民のうち県内で次の被害を受けた世帯の世帯主		<p>次の所得の合計額が、同一の世帯に属する者が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ただし、住居が滅失した場合にあっては、1270万円</p> <p>(1) 総所得 (2) 退職所得 (3) 山林所得 (4) 土地等に係る事業所得 (5) 長期譲渡所得 (6) 短期譲渡所得</p>	<p>(1) 貸付利率 ・据置期間無利子 ・据置期間経過後年3%以内で条例で定める率</p> <p>(2) 償還方法 ・償還期間 10年 ・据置期間 3年(特別の場合5年) ・償還方法 年賦、半年賦又は月賦償還(元利均等償還)</p>	貸付の財源として必要とする金額に相当する金額を市に貸し付ける。			
		被害の種類及び程度							
		1世帯当たりの貸付限度額							
		世帯主の負傷がある場合	世帯主の負傷がない場合						
		家財の1/3以上の損害及び住居の損害がない場合	150万円						
		家財の1/3以上の損害があり、かつ、住居の半壊以上の損害がない場合	250万円	150万円					
		住居が半壊した場合	270万円	170万円					
		上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	350万円	250万円					
		住居が全壊した場合	350万円	250万円					
		上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	—	350万円					
		住居の全体が滅失した場合	—	350万円					

13-2 県災害援護金等の支給基準

1 実施機関

県（市は、被災者への支給について協力する。）

2 支給基準等

(令和3年9月3日現在)

種類	災害発生の場所	災害の規模	
災害援護金	県の区域内	自然災害	(1) 1の市町の区域内の被害数が5以上あるとき。 (2) 知事が特に必要があると認めたとき。
		その他の災害	(1) 災害救助法による救助が実施されたとき。 (2) 知事が特に必要があると認めたとき。
死亡見舞金	県の区域内	自然災害	(1) 自然災害により死者が生じたとき。 (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。
		その他の災害	(1) 災害救助法による救助が実施された他の災害により死者が生じたとき。 (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。
	県の区域外 (国内に限る)	(1) 自然災害又は災害救助法による救助が実施された他の災害により死者（県民に限る。）が生じたとき。 (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。	

種類	支給対象	支 給 額		
災害援護金	県の区域内に住所を有する被災世帯主及び重傷の被災者		災害の種類	被害の種別
	当該救助が実施された市町の区域内に住所を有する被災世帯主		自然 災 害	住家の全壊、全焼又は流失
	知事が特に必要があると認める災害による被災世帯主及び重傷の被災者			住家の半壊又は半焼
死亡見舞金	当該災害による死者の遺族 但し、法に基づく災害弔慰金の支給対象となった死亡者の遺族を除く。		自然 災 害	住家の床上浸水
	知事が特に必要があると認める災害による死			住家の一部損壊（損害割合10%以上）
				重傷の被災者
			そ の 灾 害	住家の全壊又は全焼
				住家の半壊又は半焼
				災害の種別
				災害の発生した場所
				死亡見舞金の額
			自然 災 害	県の区域
				死亡した県民等1人につき200,000円
				死亡した県民等以外の者1人につき60,000円
				県の区
				死亡した県民1人につき200,000円

亡者の遺族	その他の災害	県の区 域内	域外	
			死亡した県民等 1人につき 100,000 円	
		県の区 域外	死亡した県民等以外の者 1人につき 60,000 円	
		県の区 域外	死亡した県民 1人につき 100,000 円	

備考この表において、「県民等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 県の区域内に住所を有する者
- (2) 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 県の区域内の学校に在学する者
- (4) その他これらに類する者

13-3 災害見舞金及び死亡弔慰金の概要

1 対象災害

暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象により生ずる災害及び火災

2 支給対象者等

- (1) 被害を受けた当時、本市の区域内に居住し、住民基本台帳に記載されている者
- (2) 被災者の故意又は重大な過失により生じた場合は支給しない。
- (3) 死亡弔慰金は、災害弔慰金が支給される場合は支給しない。

種 別	支 給 区 分	金 額	摘 要
災害見舞金	住家の全焼、全壊又は流出	100,000	
	住家の半焼又は半壊	50,000	
	住家の床上浸水	50,000	
	住家の床下浸水	15,000	
	住家の水損	30,000	消火活動により家財道具等に著しく被害を受けたもの
死亡弔慰金	死亡（1人につき）	100,000	負傷後に死亡した者を含む

備考 住家の被害について、2以上の支給区分に該当する場合は、支給額の高い区分を適用する。

※ 住家とは、現実に自己の居住のために使用している建物（工場、店舗及び事務所等兼用住宅についてはその居住関係部分、集合住宅等においてはその専用部分をいう。）で、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。

13-4 被災者生活再建支援制度の概要

1 適用災害：暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により次のいずれかに該当する被害が発生した災害。(ただし、この制度が適用になるかどうかについては、知事がその旨をお知らせ（公示）する。)

- (1) 災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害。
- (2) 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害。
- (3) 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害。
- (4) (1) 又は(2) の市町村を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満）における自然災害
- (5) (1)～(3) の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満）における自然災害
- (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が 2 以上ある場合に、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）又は 2 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 5 万人未満に限る）における自然災害

2 支給対象世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

3 支給額

区分 (2 支給対象世帯)	①基礎支援金 住宅の被害程度に応じて 支給	②加算支援金 住宅の再建方法に応じて 支給	計①+②
(1)～(3) の世帯	100 万円	建設・購入 200 万円	300 万円
		補修 100 万円	200 万円
		賃借 50 万円	150 万円
(4) の世帯	50 万円	建設・購入 200 万円	250 万円
		補修 100 万円	150 万円
		賃借 50 万円	100 万円
(5) の世帯	—	建設・購入 100 万円	100 万円
		補修 50 万円	50 万円
		賃借 25 万円	25 万円

(注) 1 世帯人数が 1 人の場合は上記支給額の 3/4

2 申請期間：災害発生日から①が 13 月以内、②が 37 月以内

13-5 生活福祉資金の貸付基準

1 実施機関

県社会福祉協議会(窓口は市社会福祉協議会)

2 貸付条件等

(1) 対象

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

ただし、資金種類により、それぞれ対象者要件、借受人要件が異なるため、確認が必要。

生活福祉資金の貸付の可否については、すべて県社会福祉協議会での審査が行われる。

(2) 生活福祉資金の種類（抜粋）

（令和3年9月3日現在）

種類	種類・使途	貸付限度額	据置期間	償還期間
福祉 福祉 資金 費	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円以内	1年以内	7年以内
	生業のために必要な物品 購入などの経費（運転資金は対象外）	低所得世帯 280万円以内	6月以内	7年以内
		障害者世帯 460万円以内	6月以内	9年以内
	資格や技能を習得するための学費等の費用	技能を習得する期間が、 6月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年以内 580万円以内	6月以内	8年以内
	住宅の増改築、補修等に必要な経費	250万円以内	6月以内	7年以内
	福祉用具等の購入	170万円以内	6月以内	8年以内
	障害者の社会参加のために必要な自動車の購入	250万円以内	3月以内	8年以内
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは 170万円以内 1年を超え1年6月以内であつて、世帯の自立に必要なときは 230万円以内	6月以内	5年以内

	介護サービス・障害者サービス等に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは 170万円以内 1年を超え1年6月以内であつて、世帯の自立に必要なときは 230万円以内	6月以内	5年以内
	冠婚葬祭	50万円以内	6月以内	3年以内
	住居の移転	50万円以内	6月以内	3年以内
緊急小口資金		10万円以内	2月以内	1年以内
教育支援費	高校、大学等の在学中に必要な授業料等の費用	高等学校 月額3.5万円以内 高等専門学校 月額6万円以内 短期大学 月額6万円以内 大学 月額6.5万円以内	卒業後 6月以内	20年以内
就学支援資金	高校、大学等への入学時に必要な入学金等の費用	50万円以内	卒業後 6月以内	20年以内
生活支援総合支援費	失業者等の低所得世帯で、日常生活全般に困難を抱えている方の生活再建に必要な費用	2人以上の世帯 月額20万円以内 単身世帯 月額15万円以内	最終貸付 日から 6月以内	10年以内
住宅入居支援資金	失業者等の低所得世帯で、日常生活全般に困難を抱えている方の住宅の賃貸契約を結ぶための費用	40万円以内	最終貸付 日から 6月以内	10年以内
一時生活再建費	失業者等の低所得世帯で、日常生活全般に困難を抱えている方の生活を再建するために一時的に必要な費用	60万円以内	最終貸付 日から 6月以内	10年以内

(注) 1 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、福祉費の「災害を受けたことにより臨時に必要となる経費」

- 及び「住宅の増改築、補修等に必要な経費」の貸付対象とはならない。
- 2 償還方法は年賦、半年賦、月賦とする。
 - 3 利子は年 1.5%、ただし、連帯保証人を立てる場合は無利子とする。
 - 4 償還期間には据置期間を含めない。

13-6 兵庫県（住宅再建共済制度・家具再建共済）制度の概要

住宅再建共済

対象者	兵庫県内に住宅を所有している方
対象物	すべての私有住宅（併用住宅、集合住宅を含む）
共済負担金	年額5,000円（初年度は月額500円に3月までの月数を乗じた額【上限5,000円】）
給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・半壊以上で建築又は購入したとき 600万円 ・全壊で補修したとき 200万円 ・大規模半壊で補修したとき 100万円 ・中規模半壊又は半壊で補修したとき 50万円 ・半壊以上で建築、購入、補修しない場合 10万円 <p>※ただし、県外での建築・購入の場合は上記金額の1/2</p>

住宅再建共済（準半壊特約）

対象者	住宅再建共済に加入している方（特約として追加加入）
共済負担金	年額500円
給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・準半壊で建築、購入、補修した場合 25万円 ・準半壊で建築、購入、補修しない場合 10万円 <p>※ただし、県外での建築・購入の場合は上記金額の1/2</p>

家財再建共済

対象者	兵庫県内にある住宅に居住している方
対象物	すべての私有住宅（併用住宅、集合住宅を含む）にある家財
共済負担金	年額1,500円（初年度は月額150円に3月までの月数を乗じた額【上限1,500円】） ※住宅再建共済に加入済み又は同時加入の場合は、年額1,000円
給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・全壊で家財を補修又は購入したとき 50万円 ・大規模半壊で家財を補修又は購入したとき 35万円 ・中規模半壊又は半壊で家財を補修又は購入したとき 25万円 ・床上浸水で家財を補修又は購入したとき 15万円

13-7 り災証明書の様式

(整理番号)

り 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯主電話番号	() -		
世帯構成員※	氏名	続柄	年齢
		世帯主	

※不要の場合は、記載を省略してもよい。

罹災原因	年 月 日の による
被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

第 年 月 号
号

加 東 市 長

り災証明書について

- 1 この証明書は、災害対策基本法に基づき、加東市長が確認できる被害の程度について証明するものです。
 - 2 「住家の被害の程度」は建物を対象とし、建物に付随する家財道具、門柱や門扉などの外構はこの証明の対象となりません。
- ※ この証明書の原本は、原則として1世帯に1枚の発行となりますので、大切に保管してください。

被害状況証明書

住所

申請者

氏名

住所

確認者

氏名（区長・自治会長名、会社名等）

下記のとおり被害を受けましたので証明願います。

被　害　の　場　所	
被　害　日　時	年　　月　　日
被　害　の　原　因	
被　害　状　況	
車　両　の　場　合　は 登　録　番　号	

上記のとおり相違ないことを証明します。

第　　号
年　　月　　日

加東市長

(裏面)

被害状況証明について

- 1 この証明は、災害や自然現象などで被害を受けた家屋（軽微な被害）、外構、田、畠、山林や流失した動産等について確認者が確認した範囲の被害状況を証明するものです。
- 2 できる限り写真を添付してください。
- 3 地区内にあっては、区長（自治会長）、農会長、会社などの私有地内にあっては所有者又は、管理者に確認のもとに申請してください。（市が確認済みのものを除く。）
- 4 民事上の権利義務関係を証明するものではありません。

被害届出証明書

住所

申請者

氏名

下記の内容について証明願います。

被　害　の　場　所	
被　害　日　時	年　　月　　日
被　害　の　原　因	
届　出　内　容	

上記のとおり被害の届出があったことを証明します。

第　　号
年　　月　　日

加東市長

(裏面)

- 1 この証明は、被害の届出があった事実を証明するもので被害の程度等を証明するものではありません。
- 2 この証明は、民事上の権利義務関係に効力を有しません。

り災証明書（自動車）様式

り災証明書（自動車等）

住 所

願 出 者

氏 名

住 所

現 確 認 者 氏 名

(修理業者等) (会社等)

下記のとおり被害を受けましたので証明願います。

り災の場所	
り災の日時	
り災の原因	
り災車両の 登録番号	
り災の程度	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

加東市長

(裏面)

- 1 この証明は、災害及び自然現象により自動車等に被害を受けた事実のみを証明するものです。
- 2 市による確認がされていない物件にあっては、被災状況を確認した修理業者や車両の運行管理者の確認印が必要です。
- 3 できる限り写真を添付してください。
- 4 この証明は、民事上の権利義務関係を証明するものではありません。

13-8 災害証明書等が必要となる主な支援制度

主 な 制 度【制度】		概 要
資金給付	被災者生活再建支援制度【国】	被災者生活再建支援法の適用を受けた災害、所得制限有り、大規模半壊以上
	災害援護金【県】	災害援護金等の支給に関する規則の適用を受けた災害、一部損壊以上
	義援金	配分方法や配分額は災害の都度決まる。（第4編災害復旧計画第1章各種証明の発行と義援金品の受付・配分計画による）
	見舞金【市・県】	第4編災害復旧計画第2章災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付等による
	各種貸付制度の利子補給【県】	
資金貸付	災害援護資金貸付金【国】	災害弔慰金の支給等に関する法律の適用を受けた災害、所得制限有り、半壊以上が対象
	被災者生活復興資金貸付金【県】	阪神・淡路大震災、平成16年台風23号災害で創設
	災害復興住宅融資【住宅金融支援機構】	住宅復旧のための建設又は購入資金に対する融資、半壊以上
	生活福祉資金貸付金	独立自活に必要な資金の融資を他から受けることが困難である低所得者世帯
	経営円滑化貸付（災害復旧枠）	事業所に被害を受けた被災証明
租税公課等の減免	所得税の減免	災害減免法、所得税法による
	個人事業税等の減免	条例による
	市民税・県民税の減免	〃
	固定資産税、不動産取得税の減免	〃
	保育料・授業料等の減免	条例等による
	国民健康保険税の減免	〃
	国民年金保険料の減免	〃
	介護保険料の減免	〃
共済	兵庫住宅再建共済制度【県】	全自然災害が対象、半壊以上
	住宅の応急修理制度【国】	災害救助法の適用を受けた災害において自治体が必要最小限度の修理を行う制度、半壊の場合は所得制限あり、大規模半壊の場合は所得制限なし
その他	被災家屋の公費解体【市】	市（国の財源措置等）の対応による
	解体廃棄物の撤去・処分【市】	市による
	応急仮設住宅入居【市】	市による
	授業料・入学料減免【学校等】	
	放送受信料の減免【日本放送協会】	日本放送協会放送受信料免除基準により、災害救助法の適用を受けた災害、半壊以上が対象
	損害保険【損害保険会社】	約款による。被災証明は参考資料
	建物更正共済【J A】	

14 文化財関係

14-1 指定文化財（有形）一覧

【国宝】

種別	名 称	所有者等	所 在 地	指定年月日
建	朝光寺本堂	朝光寺	畠 609	昭 29. 3. 20

【重要文化財】

種別	名 称	所有者等	所 在 地	指定年月日
建	朝光寺鐘樓	朝光寺	畠 609	昭 29. 9. 17
建	住吉神社本殿	上鴨川地区	上鴨川 571	昭 35. 6. 9
建	若宮八幡宮本殿	黒谷地区	黒谷 275	昭 37. 6. 21
彫刻	銅造如来坐像	遍照院	光明寺 433	昭 56. 6. 9
工	大刀三口 附拵金具 10 箇	清水寺	平木 1194	昭 56. 6. 9
書	大字法華経 卷第五			平 7. 6. 15
彫刻	木造千手觀音立像(西本尊)	朝光寺	畠 609	令 1. 7. 23

【県指定文化財】

種別	名 称	所 有 者 等	所在地	指定年月日
建	大芋神社明神鳥居	上田地区	上田 783	昭 47. 3. 24
建	中村家五輪塔	個人（中村 実）	上三草 169	昭 63. 3. 22
史跡	小丸山 1 号墳	STT 開発株	吉馬 1852-41	平 3. 3. 30
工芸	鰐口	朝光寺	畠 609	昭 37. 6. 15
工芸	太鼓			昭 47. 3. 24
工芸	懸仏（3面）			昭 57. 3. 26
彫刻	木造千手觀音立像(東本尊)			平 12. 5. 2
建	朝光寺多宝塔			平 14. 4. 9
建	石造明神鳥居	住吉神社（河高地区）	河高 2400	昭 42. 3. 31
建	秋津薬師堂	常田地区	秋津 912	
彫刻	神事能面（12面）	住吉神社神事舞踊保存会	上鴨川 571	昭 43. 3. 29
書跡	播磨清水寺文書（41卷）	清水寺	平木 1194	昭 51. 3. 23
彫刻	銅造菩薩立像			平 1. 3. 31
彫刻	木造大日如來坐像	田中地区	田中 458	平 3. 3. 30
考古	河高・上ノ池遺跡出土祭祀土製品ほか一括（33点）	加東市	下滝野 1369	平 15. 3. 25
工芸	鉦鼓	中古瀬地区	中古瀬 225	平 26. 4. 1

【市指定文化財】

種別	名 称	所 有 者 等	所在地	指定年月日
石	石造五輪塔(3基)	朝光寺	畠 609	昭 56. 5. 22
石	六面石幢			
建	仁王門			
彫刻	曳覆曼荼羅版木			
絵画	神馬図額			
典籍	大般若経 588巻と経箱・経櫃			
天	ツクバネ			昭 58. 10. 28
絵画	弘法大師画像			平 12. 7. 28
工芸	制札(1枚)			平 16. 12. 22
工芸	制札(2枚)			
石	石造五輪塔	木梨地区	木梨 283	昭 56. 5. 22
彫刻	木造地蔵菩薩立像	東古瀬地区	東古瀬 579	
彫刻	中古瀬薬師堂の仏像群	中古瀬地区	中古瀬 225	
天	クリンソウ	清水寺	平木 1194	昭 58. 10. 28
彫刻	木造毘沙門天立像			昭 62. 3. 31
彫刻	木造十一面觀音菩薩立像			
彫刻	木造吉祥天立像			
書籍	清水寺瑞柳院旧記			平 7. 4. 25
工芸	制札及び制札箱			平 16. 12. 22
工芸	銅椀			平 20. 3. 31
典籍	清水寺紺紙金字妙法蓮華經八巻 経箱一合			
彫刻	天部立像			
石	大門阿弥陀堂石造五輪塔(2基)	大門地区	大門 683	平 1. 12. 21
石	道標	家原地区	平木	平 3. 11. 25
史跡	赤穂義士菩提所		家原 14-5	平 7. 4. 25
石	石棺仏		家原 38-1	平 22. 3. 31
彫刻	田中薬師堂の仏像群(5躯)	田中地区	田中 458	平 28. 3. 30
絵画	熊野觀心十界図	持宝院	社 1369	平 12. 7. 28
彫刻	虚空藏求聞持法版木	沢部地区	沢部 484	
史跡	上鴨川住吉神社境内	住吉神社神事舞保存会	上鴨川野尻 571、571-1、571-4、571-5	平 13. 5. 10
工芸	高札(2枚)	佐保神社	社 777-4	平 16. 12. 22

建	瑞神門		社 777	平 24. 8. 30	
石	磨崖仏	加東市上三草財産管理組合	上三草 687-123	平 25. 3. 28	
石	二尊石仏				
典籍	大般若経	馬瀬地区	馬瀬 566-1		
彫刻	八幡神社地蔵石棺仏	河高八幡神社	河高 199-48	昭 62. 3. 31	
彫刻	八幡神社毘沙門天石棺仏		河高 199-120		
絵画	絹本著色善導大師画像	大慈院	光明寺 433		
彫刻	木造薬師如来坐像	多井田地区	多井田 538		
建	了徳寺山門	了徳寺	高岡 1724	平 2. 3. 30	
彫刻	薬師如来坐像	東光寺	北野 341	平 15. 4. 23	
彫刻	阿弥陀如来坐像				
石	道標	上滝野地区	上滝野 291	平 16. 12. 22	
絵画	絹本著色釈迦十六善神図	花藏院	光明寺 435	平 24. 4. 26	
彫刻	薬師如来坐像	常田地区	秋津 912	昭 60. 3. 27	
石	板碑	西戸地区	秋津 1995		
石	釜ヶ坂宝篋印塔		秋津 1987-1	平 1. 5. 27	
史跡	秋津古墳群第 2 号墳	古家地区	秋津 2016-18	昭 63. 4. 27	
史跡	秋津古墳群第 3 号墳		秋津 2028-1		
建	厨子及び仏壇	揖鹿谷地区	揖鹿谷 535	昭 60. 3. 27	
考古	心礎				
彫刻	薬師如来坐像				
建	本堂	禅瀧寺	栄枝 72		
建	弁天堂				
典籍	大般若経(166 卷)				
彫刻	不動明王像			平 4. 11. 25	
建	本殿	厚利地区	厚利 535	昭 60. 3. 27	
絵画	絵馬				
彫刻	木造獅子・狛犬				
石	宝篋印塔	安国寺	新定 851	昭 60. 3. 27	
彫刻	大日如来坐像	小沢地区	小沢 526		
石	題目板碑	淨光寺	永福 1270	平 4. 11. 25	
彫刻	木彫十一面觀世音菩薩像	東福寺	松沢 720		
建	付隨神門	秋津住吉神社	秋津 1113		
建	住吉神社本殿				
史跡	三草藩武家屋敷旧尾崎家	加東市	上三草 1157	平 5. 4. 27	
考古	木簡		下滝野 1369	平 16. 12. 22	
建	加東市明治館(旧加東郡公		社 777	令 3. 3. 26	

	会堂)			
--	-----	--	--	--

【国登録文化財】

種別	名 称	所 有 者 等	所在地	登録年月日
建	清水寺根本中堂	清水寺	平木 1194	平 11. 6. 7
建	清水寺大講堂			
建	清水寺本坊			
建	清水寺客殿			
建	清水寺鐘樓			
建	慈眼寺持宝院大師堂	慈眼寺持宝院	社 1369	
建	光明寺本堂	光明寺	光明寺 433	
建	阿江ハンカチーフ旧寄宿舎	阿江ハンカチーフ株	下滝野 593-3 ほか	平成 29. 6. 28
建	阿江ハンカチーフ旧工場			
建	阿江ハンカチーフ旧食堂			
建	阿江ハンカチーフ旧製品倉庫			
建	阿江ハンカチーフ検反場一			
建	阿江ハンカチーフ検反場二			
建	阿江家住宅内蔵	個人	下滝野 590	
建	阿江家住宅主屋北西棟			
建	阿江家住宅主屋南・東棟			

※ 建は建造物を、石は石造物を、天は天然記念物を、史跡は史跡を、考古は考古資料をいう。

15 防災基盤整備事業

15-1 防災基盤整備事業

事業名 年度	災害対策事業	消防施設整備事業
令和元年度	防災備蓄倉庫	ポンプ付ポンプ自動車1、ポンプ自動車1、ポンプ付積載車1、積載車1
令和2年度		ポンプ付積載車1、積載車1、ポンプ ² 、簡易デジタル無線1
令和3年度		ポンプ付積載車3
令和4年度	防災備蓄倉庫	ポンプ付積載車3
令和5年度	防災備蓄倉庫	ポンプ付積載車1、積載車1、ポンプ付積載車(軽自動車) 1

15-2 地震防災緊急事業5箇年計画

施設名	事業名（事業主体）	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 年度	所管省庁
消防用施設(消防車両(消防団設備関係))	消防ポンプ自動車	1 箇所	26	R6	消防庁
	小型動力ポンプ付積載車	17 箇所	225	R3～7	
	小型動力ポンプ	3 箇所	6	R7	
備蓄倉庫	備蓄倉庫	1 箇所	186	R5、R6	消防庁
公的建造物	公立学校施設整備事業	1 箇所	199	R5	文部科学省
ため池	ため池等整備事業(県)	27 箇所	1,218	R3～7	農林水産省
ため池	ため池等整備事業	4 箇所	229	R3～6	農林水産省

付図

- 1 浸水想定区域図
- 2 土砂災害危険箇所位置図
- 3 重要水防箇所等位置図
- 4 避難所位置図
- 5 防災（水防）関連施設位置図